

と榮え來つれば、今此木葉のうきめくれるも、あしき祥にはあらじと云意を、爾もじに云すて、含めたる也。斯て此古語は、本幼言なりける故に、凝れよくと云べきを此事道別の釋に、委く許袁呂々々とし云り、見合すべし。も、語り傳へたるなるを、此にそのまゝ云るは、此故事をしらせんとてなり。本文には、右の如く、鹽とあるを、此に皆と云るは、彼四五葉も、散うかびたるを、皆凝れと云意にいへるなり。

抄に、こをろくは、楓の葉の落つるとき、鳴る聲なりと云るは、元よりひが事也。傳に、美那とは、本語に鹽とあるを、今は酒なる故に、水と易ていへるなるべしなど云るもわろし。此外上のをちくより、ひが事も、無用の談も、いと多かれど、見もてゆけば知らるゝ事なれば、煩はしきに引もらしつ。

○許斯母阿夜爾加志古志は、是しも甚恐しなり。是とは、大御蓋におち葉の浮るを、知ら傳其隨獻りしを指、恐しとは、其過失を恐れ畏て、罪を禰ぐ詞なり。

傳云「此は、たふとく好き意をかねてきこゆ。上句の斯母と云辭は軽く、却てと云意を帶たれば、今おち葉の浮るをしらで獻れるあやまち、却てたふとくめでたき御事也、と申すなり」とあれど、其意まではなし。斯母の釋もわろし。此は、是はしも阿那に恐れ多しといふ意にこそはあれ。

○多加比加流、比能美古は、高光日皇子なり。此語は既に後建命段云つる如く、天皇にも申せる、上代の稱辭ながら、皇太子に申せるが多ければ、此もまだ皇子に坐しほどの、歌なりしにやあらん。然か見れば、此の壽辭も、後の御榮えを含みて、殊に似つかはし。○許登能加多理基登母、許袁婆は、事之語言も、此者にて、此語の事も既にいひつ。

○一篇の總意は、傳へきく、此地は、卷向の日代宮の趾と云が、げに其日代今宮は、如此今の新嘗殿を、舊名以て申せるは、

下の玉蓋と合せて、彼御代の故事朝日の日照る宮、夕日の日耀宮、竹根の根足宮、木根の根延宮、八百土と、を、思はせんとての下橋へ也。

多くの土を築堅固たる宮、眞木折櫓の御門、新嘗殿に生立る百足楓が枝は、秀枝は天を覆ひ、中枝は東方を覆ひ、下枝は、西の躰を覆ひて、天の御蔭日の御蔭となりぬ。故其木下にて、豊樂きこしめす今日しも、妾に大御蓋を執しめ給ふに、秀枝の末葉は、中枝に落傳ひ、中枝の末葉は、下枝に落つたひて、此句ともに、自落入べき此三重子が指擧たる瑞玉蓋に、此句にして、上の日代宮朝、散浮びたるをもしらで、獻りつことわりをきかせたり。

るこそ恐けれ。然かはあれど、此浮て漂ふさま、彼神代に塩許袁呂許袁呂爾畫鳴給ひし海中の嶋等の狀に侍れば、國の根の、めでたき限りとなりつる如く、終に汝が命の天下所治吉祥なるもしるべからず。かくては、己が過失を飭るやうにて、あやに畏し云云となり。其心深き事、古今にたくひなくすくれてめでたきことなるべし。

後文云、故獻此歌者、赦其罪也、又於此豐樂、譽其三重採而給多祿也となり。此は前文の作意に合せたるにもあらめど、次々の歌と合するに、譽を得たるには決かるべし。事樂以來、山柿門など申出て、人麻呂、赤人を、いみじきもの

に、もてはやする、其もさる事ならめど、此記紀の歌等を見てもゆくに、歌神とも稱ふべきは、今此歌を第一として、相並ぶべき、四五首あるべし。見む人の、眼高からずては其神妙、きわくべからざるか。

爾大后歌之、其歌曰、

夜麻登能許能多氣知爾古陀加流伊知能都加佐爾比那
 閑夜爾淤斐陀豆流波毘呂由都麻都婆岐曾賀波能比呂
 理伊麻志曾能波那能豆理伊麻湏多加比加流比能美古
 爾登余美岐多豆麻都良勢許登能加多理其登母許袁婆

○夜麻登能は、倭之なり。○許能多氣知爾は、此高市になり。高市郡を云に非ず。人の群集ひて、賑はへる地を、高市と云こと、既に云つるが如し。神代紀に、會八十萬神於天高市、とあるをほしめ、郡名の高市も、もと都會の名どもなり。此は朝倉宮の地を詔ふ也。○古陀加流は、所未高にて彼百枝槻の高きを指す也。爾比那閑夜と、續けるを以てしるべし。

抄に、所ニ木高ニなり。今一つ加字、あるべきなれど、無きは、古歌の習也、と云るは宜しかれど、椿の事とせるはよからず。傳に「小高有なり。山などの如く、高きには非ず、平地の、高き處なり。契沖も、師も、木高るなりと云れつれども、記中假字の例、木には許を書て、古をかゝず、小には、必ず古を書り」と云るは泥みたり。よく見てもゆくに、假字の上の、必ずしも、然か定れるにあらず。又古語の上は、記者も、心得ちがひ多ければ、たとひ定めて書りとも、信みもなしがたかるをや。又小高と云こと、古言めきても聞えざるを、假字に泥みてしふる、彼書の心ぐせぞかし。○伊知能都加佐は、市之堆なり。都加佐とは、地の高き處を云、土加佐の義なるべし。水の高きを、美加佐と云に合せて然かおほし。今言にも、加佐があるとも、加佐が高いとも云、是也。塚されば官、司を都加佐と云も同語かと思へど、是は築と云言の活けるなるべし。

云も、堆の高低さまざまあるに比喩たるにて、官司が本にて云にはあらざるべし。萬葉に、野豆可佐とも、漉之官ともよみたり。猶此加佐と云、言を思ふに、梶の蓋を、加佐といひて、笠、障も、其形相似たれば、中○爾比那閑夜爾は、新嘗殿にて、上の歌なるとおなじ。○淤斐陀豆流、流毘呂由都麻都婆岐は、生立る、葉廣五百箇葉椿と葉とは、昔常にて、既に高津宮、大后歌に出づ。此は上の嫫が歌に、百枝槻をよみし故にそのほとりなりし、椿を以て、壽き給ふならむ。○曾賀波能、比呂理伊麻志は、其葉之廣坐なり。○曾能波那能、豆理伊麻湏は、其花之、照坐なり。以上四句も、彼高津宮段に出づ。但彼段には、斯賀波那能、豆理伊麻斯、芝賀波能、比呂理伊麻湏波と有。○多加比加流、比能美古爾は、高光、日皇子爾にて、上なると同じ。○登余美岐、多豆麻都良勢は、豐御酒令獻なり。此二句も、神代、湏勢理毘賣命御歌に出。此は、上に比能美古爾とあれば、獻れと、人に仰せたまふなり。○許登能加多理其登母、許袁婆、此二句も、上注の如し。一卷より履いづ。

○一首の物意は、倭の此皇都にして、名高き槻の、其木高かる、都の官の新嘗殿のほとりに、生立る葉廣五百箇葉椿よ、其葉の如く、滋り榮え坐し、其花の如く、照り榮え坐す、日之皇子に、豐御酒獻れとなり。

即天皇歌曰、
 此は、此御時の御歌とはきこえず。此御時も、御歌なくては有べからぬを、其御歌は脱て、其翌日、后妃等の御宴し給ふを、別殿より思しやりて、よませ給ふが、此に入しなるべし。

毛々志紀能、淤富美夜比登波、宇豆良登理、比禮登理加氣、
 麻那婆志良、袁由岐阿閑爾波、湏受米、宇受湏麻理、韋豆、
 布母加母、佐加美豆、久良斯、阿湏毛、加母、佐加美豆、
 多加比加流、比能美夜比登、許登能、加多理、碁登母、許袁婆。

○毛々志紀能」は、百敷城之にて大宮とかゝる枕詞なり。毛々とは、牟久佐加、木丘開、薺茂などの牟茂の重れるにて、甚昌なるを云、一の語なり。百足、百襲など云るも、本昌なる意、敷の百も、其より一の言となりしにぞあらん。敷は、太敷宮子など云敷、城は、大宮御構ひを云。さては百敷城之と云べきなれど、紀の同言の重なる故、一略ること、旅人を多毘等と云が如し。

冠辭考云「萬葉一に、百磯城之、大宮處と書る正字にて、皇大城の堅きを、石にたとへて、百の石城の宮と云なり。崇神紀に、立磯堅城神籬」とあるに、意も字さへ、同じければなり」傳云「毛々志紀の意、冠辭考に云る如し」とあり。然れども、彼磯城瑞籬宮、また磯城神籬等は、既に神武紀に、磯城村、磯城津彦などありて、本よりの地名なり。磯城と書し字も、其地に、石多かりつるに依て也と云り。又百の石城の宮と云といへれど、吾が皇の大宮を、然か石以て造られたる事、物に見えたる事なし。其は丹比籬宮、柴垣宮、稚櫻宮、雙槻宮など云稱號以てもしるべし。猶此古への大宮造の事は道別に詳考へ云るを見合すべし。

○淤富美夜比登波」は、大宮人者にて、宮中に奉仕る人を、男女共に云稱也。此は女官等を指給ふなる

べし。○宇豆良登理」は、鶉鳥也。常には、宇豆良とのみいへど、鶉鳥を、をし鳥、鴨をかもとりと云るが如し。此句一本に、加豆良登理とあれど、次々句、鳥を以て合せたれば、鶉鳥なるべし。○比禮登理加氣豆」は、領巾取懸而なり。抄に鶉の斑の、肩より胸まであるを、領巾かけたるさまに、喩てのたまふなりと云るが如し。和名抄に、領巾、婦人項上筋也、日本紀私記云、比禮と見えて、大神宮儀式帳に、生絹御比禮八端、須蘇長各五尺弘二幅、外宮儀式帳に、生絶比禮四具、長各三尺五寸、廣隨幅、色は白を用ひられけむ。萬葉に、栲領巾乃、白とも、細比禮乃、鶯ともつづけたり。膳夫、采女等が、專と掛し事、天武紀以下續紀等に見えたるが如し。又貴人も掛し事は、縫殿式に、中宮料の領布、四條料紗三天、も見えたり。又此を振ことは、下の欽明紀歌に「からくにのきのへにたしおほぼこは比例甫囉湏母云云」萬葉五に「麻都良我多、佐欲比賣能故何、比例布利斯云云」などの如し。但此等は、必しも領巾には局らで、手にまれ、袖にまれ、招くとて、其振物を指て、比例布留とは、云しにも有べし。名義は、振栲のよしかととも、思へど、魚の鱗も同じ言なれば、凡て、打振物を云なるべし。俗に、比良々々、比良都久など云も、其よ、記上卷に、蛇比禮、吳公比禮、蜂比禮、中卷、天之日矛が、に、切浪比禮、切風比禮、など云るも、たゞ其を撥ふ具の事なればなり。○麻那婆志良」は、學柱にて、鶉鳥の一名也。紀一書云、陽神先唱曰、美哉善少女、遂將合交、而不知其術、時有鶉鳥飛來、搖其首尾、二神見而、學之、即得交道、とある舊辭に據れる名也。和名抄に、鶉鳥和名、爾波久奈布理とあるも、靈異記に、合交を、久那加比と訓る意の名にて、此と同じ意也。また止豆木平之閉止里とあるも、右舊辭に依れる名也。又此に依て、いな

思はざるはいかにぞや。

○阿瀆母加母、佐加美豆久良斯、は、明日亦歟、酒眞漬らしなり。此二句、今本に無きは、後に脱せるなり。上よりのかゝり、必ず如此あらずては、歌ふ拍子に、叶ひかたかりし事、萬葉一に「朝かりに、今たゝすらし、夕かりに、今たゝすらし」是は、朝獵の御歌にて、夕と副たるたぐひに、合せて知べし。故

今は、壺井義知の書に隨ひて補ひつ。○多加比加流は、高光にて、日と連く意上の如し。○比能美夜比登は、日之宮人にて、即上の大宮人なり。天皇は、日神御子に坐々て、萬を日神に准へて申す例にて、大宮をも日宮と申す也。萬葉一に、日之御門、五に、高光日御朝庭などもあり。已上に委く出

宮女等を指て詔へるなり。○許登能加多理基登母、許袁婆、此二句も上とおなじ。

○一首總の意は、百敷城之大宮に奉仕る、後宮女等は、彼新嘗殿にして、鶉鳥の如く、領巾とり掛、此句を思へば、后妃の際の人と申せども、鶉鳥の如く、裳欄を引列ね、庭雀の如く、群纏りて、今日もか、酒

漬遊びたのしむらし。明日もか、酒漬きあそび樂しむらし。今はた、うらやましとなり。三つの鳥の御比喩いとおむかしく承りぬ。

後文云、此三歌者、天語歌也、とあり。賀茂氏云、高光、日御子と云言のあるを以て、名づけたるなり。傳云「餘語歌なるべし。三歌皆終に、許登能加多理、其登母、と云ことの添たる、餘れる語な

れほ也」と云り。然れども、初に天上の事歌へるにも此名なし。又一卷、五首の、許登能加多理其登母云々の歌にも、此名なければおほつかなし。もしは餘事にて、神樂の直會と同じく、宴の餘興に多く歌ひし故に、然は云るにもやあらん。

是豊樂之日、亦春日之哀杼比賣、獻大御酒之時、天皇歌曰、

是豊樂之日とは、上の三重姪が獻りし日の事なり。春日は、上注に出。哀杼比賣は、上文に、丸邇之佐都紀臣之女、哀杼比賣と見ゆ。傳に、これも姪にやといへれど、姪とは見えず。そのよし下に云べし。此は媛が、あえかなる手して、酒の多く入たる樽を取持るを、危く所念て、よみませる御歌なり。

美那會々久、淤美能袁登賣、本陀理登良瀆母、本陀理斗理、一加多斗良勢、斯多賀多久、夜賀多久斗良勢、本陀理斗良瀆古。

○美那會々久は、水潜にて、魚と續けり。此は、其字袁を於と約て、淤美とは係たる也。此事既に、傳に「上の會々久の、久の韻字にて、長く引て詠へば、久字於となる。其字於は袁と切れば、おのづから魚と聞ゆるなり」と云へれど、いと迂遠なる釋なり。此は記紀中の、古語の連きの、已立たる説に違ふ事の多かるを、紛らはさんとて、引廻したるときごとなるぞかし。

○淤美能袁登賣は、臣之孃子にて、此は即哀杼比賣を、指て詔へる也。臣とは、凡て宮づかへするに就て、云稱なれば、男は更なり、女をも云り。此も上注に出。○本陀理登良瀆母は、秀禰取もなり。説文に、尊、注し酒器とあり。尊、樽、樽、此方にて、多理と云物も、古へは酒を注ぐ器なりし故に、此字を當たる也。名義は、垂にて、其口より酒の垂出るよしならん。傳云、古の樽は、後世に瓶子、銚子などを用る如く、用ひたりし器なり。然るに後世には、樽は酒

を入置器となりて、注器には非ず。又瓶子は、和名抄に加米とありて、古へは酒を注ぐ器には非ず。銚子は、佐之奈門とありて、酒器には非ず。然るに、此二、後世には酒を注ぐ器となるる、皆古と後世と、其形も用ひさまも、うつり變れるなり。さて今世に多流と云は、椽をも、古へは多理木と云し。秀は、此は、大なるよし也。登色漬は、例の取を延たる言、母は歎息の辭を、後世には多流木と云類也、と有。秀は、此は、大なるよし也。登色漬は、例の取を延たる言、母は歎息の辭なり。○本陀理斗理は、秀禰取なり。此句は、上を重ねて、調べの爲に副給へるなれど、秀禰取ならば、と含て次へ連け心得べし。

傳に「此より嬢子を賛て、誠めたまふ御詞なり」と云れど、賛る意は見えず。たゞ堅固に取持て、落すな、酒を溢すなど、詔ふのみにこそあれ。

○加多斗良勢は、堅固く取れ也。此加多斗は、此卷の上なる歌に、飫真積彌爾、柯柁俱、都柯陪、麻都羅武騰とある、柯柁俱と同意にて、意からず慥に物する意なり。○斯多賀多斗、夜賀多斗斗良勢は、慥堅彌堅く令取なり。斯多賀は、斯多々加と云詞にて、多斯加と云を、勵く云語なり。夜は、彌の上略にて、したゝかに堅く、彌固く取れと云んが如し。良勢の事既に出。

傳云「下堅く、上堅く取れか、宇波は、和と切れども、通はして、夜とも云るにや。屋も上の意か。又いやがうへと云も、上が上と云意にやあらん」と云り。今按に、下堅くは然てもあるべきを、上堅くの釋、しひて聞えたり。兩手を、上下と云心なるべけれども、其もおぼつかなく、又上を、夜と云べくもおぼえず。屋も上屋の義にこそあれ。上とのみにては、何物の上とも聞え分れず。又いやがうへと云も、益が上の意なる事、俗言に、夜賀宇閑と、省きて云以て知べし。此説、凡ていはれぬ事のみ多かり。

○本陀理斗良漬古は、三句の、本陀理登良漬母を、一言換て、再び返し給ふなり。

○一篇の意は、今日の豊樂に、仕奉る臣の嬢子が、かよわき手もて、秀禰取すも、マヤや秀禰取るならば、甚堅固、益堅固取て、勿過そ、莫落そや、其秀禰取す子よと也。

此御歌の意、抄などは、云に足ねばさしおきぬ。傳の總釋に云るやう「此歌の一首の意は、袁杼比賣が、大御蓋に盛るべき御酒の罇を執もちたる、容儀の正しく、美麗きを見そなはし感て、賛稱賜へるにて、罇の上下を堅く取れと詔ふは、いよく淨き心を以て勤めて、よく仕へ奉れ、勿懈りそと、罇を取に託て、凡て仕奉ることを、誠め賜へるなり。さて然誠めたまふは、即賛給ふなり」とあり。いたく附そへたれどさる意までは、あらざる事、右と合せて、誰もきゝしるべければ今辨へず。

此者、宇岐歌也とあり。傳に、浮歌ならんと云る、是もひが事也。此は彼甚堅く、益堅く取れと給ふ御詞に就て、盡に酒を注ぐ時、うたふ事ありし故に、蓋歌とは云るにこそ。

爾袁杼比賣獻歌、其歌曰、

此は、此時の歌には非ず、按に、此段の上文に、天皇婚ニ丸邇之佐都紀臣之女袁杼比賣、幸行于春日之時云云と見えれば、其後、大宮にめきけて使ひ給ひし也。されば其間、天皇を戀奉てよめる歌なり。此等を以ても、此袁杼比賣は、妹にあらざりし事しるし。又此記の上文以て思ふに、臣たる人の女故に、淡美能袁登賣と詔ふなるべし。打まかせて、女を臣といはん事いかゞなれば、更にことわる也。猶此事は萬葉の釋に委く云を見合すべし。

夜^ヤ濱^{ハシ}美^ミ斯^シ志^シ、和^ワ賀^カ淤^オ富^ホ岐^キ美^ミ能^ノ、阿^ア佐^サ斗^ト爾^ニ波^ハ、伊^イ余^ヨ理^リ陀^タ多^タ志^シ、
 由^ユ布^フ斗^ト爾^ニ波^ハ、伊^イ余^ヨ理^リ陀^タ多^タ志^シ、和^ワ岐^キ豆^ヅ紀^キ賀^カ斯^シ多^タ能^ノ、伊^イ多^タ爾^ニ母^モ、
 賀^カ阿^ア世^セ袁^ヲ。

○夜濱美斯志、和賀淤富岐美能」は、安見爲、吾大君之なり。語の意は上注に出。○阿佐斗爾波」は、朝戸者也。上の崇神朝歌に、うまさけ、みわの殿戸の、阿佐妬珥毛、とあるは、たゞ朝に開く戸の事なるを、此は朝に戸を開く時とは、と云意也。次の夕戸の注と合せて心得べし。○伊余理陀多志」は、伊は發語にて、倚立しなり。萬葉七に、あしかきの、ほかにもきみが、余里多々志云云。○由布斗爾波」は、夕戸者にて、夕べに戸を閉る時とはと云にて、詮ずる所は、たゞ朝夕にと云意におち、又朝夕といへば、即何時々々、常々にと云意になるなり。俗言にも、常住、さては、戸に用は無きやうなれど、戸は、朝と夕とに、開閉するものなる故に、朝夕を云んために、御殿の、御座の邊のさまを以て云るなり。萬葉二に、朝宮乎、忘賜哉、夕宮乎、背賜哉、これもたゞ朝夕常に坐宮、と云ことなり。○和岐豆紀賀斯多能」は、脇机之下にて、脇机は、脇息の事也。和名抄、坐臥具に、几西京雜記云、漢制、天子玉几、公侯皆以三竹木爲几、和名於之方、今按、几屬、又有脇息之名、所出未詳とあり。脇息の名、漢籍に見ゆ。後撰集の歌に、脇、齋明紀に、夾、膝、自斷、また案机之脚、先、故自斷、天武紀に、小錦以上大夫等、息をおさへて坐へ云云、齋明紀に、夾、膝、自斷、また案机之脚、先、故自斷、天武紀に、小錦以上大夫等、賜云云及机杖、唯小錦三階不賜机、などあり。凡にて、即脇息の事なり。傳云「和岐豆紀と云ぞ、上代

よりの名なりしを、稍後には、おしまづきといひ、又後には脇息と云なり。さて脇机は、座てこそ倚かざる物なるに、余理陀多須とあるは、如何なる如く聞ゆれど、座賜ふ御状をも、立すと云べしと云り。今按に、此は、御状を申すには非ず、朝夕に、御座床より、伊倚立すと云意也。朝戸には、いより立しと夕戸には、伊より立すとある、言の運び以て聞わくべし。○伊多爾母賀」は、板にもがもならまほしと願ふ詞也。後世のも、萬葉八に「玉きはる、命にむかひ、戀んよは、公之三船乃、梶柄母我」十一に「かくばかり、戀つゝあらずば、あさにけに、妹が踏らん、地爾有申尾」などの類也。さて下之板とは、天皇の押へ給ふ腕の下の板の意にて、即脇机に、わたせる板を云なり。○阿世袁」は、吾兄よにて、此は羨みて云る也。此言上に再び出。

○一首の意は、天皇の朝夕常に倚立し座す、脇机の板にだにもならまほし。さらば妾も、大御身に親く近づき奉らんものを、あはれ其板の、吾兄よ、汝が幸こそ羨しけれとなり。氣どりよく愛きうたなり。此者志都歌也とあり。已に高津宮朝に出。これは歌ふ調子につきたる名也。

亦一時天皇遊、行、到於美和河之時、河邊有洗衣童女、其容姿甚麗、天皇問其童女、汝者誰子、答自己名謂引田部赤猪子、爾令詔者、汝不嫁夫、今將喚而、還坐於宮、故其赤猪子、仰待天皇之命、既經八十歲、於是赤猪子以爲、望命之間、已經多年、姿體瘦萎、更無所恃、然非顯待情、不忍於悒、而令持百取之机代物、參出貢獻、然天皇既忘先所命事、問其赤猪子曰、汝者誰老女、何由以參來爾、赤猪子答曰、某年某月、被天皇之命、仰待大命、至于今日、經三

八十歳、今容姿既耆、更無所恃、然顯白己志以參出耳、於是天皇大驚、吾既忘先事、然汝守志待命、徒過三盛年、是甚愛悲、心裏欲婚、憚其極老、不得成婚而、賜御歌其歌曰、
 美和河は、初瀬川の一流なるを、三輪にては三輪川と云ならへり。美和の事既に出。引田部は、式に、大和國城上郡に曳田神社あり。此地に囚れる姓なるべし。天武紀に、三輪引田君、難波麻呂、持統紀に、引田朝臣廣目、などを始め、後に迄も此姓見えたり。百取之机代物は、百と數々の飲食の物實を云詞にて、取は、取肴など云取、机は、机居の義也。故机代物は、即其机に立て饗する、魚鳥野菜の美味物を云。さて此に、經三八十歳とある、紀の年紀に合されば、世々の學者、一向の浮説と云來つれども、如此唱和歌四首もあれば、跡なしごとには有べからず。記に、天皇御年壹佰貳拾肆歳、とあるに依ときは、事もあらざれど、是も信がたく、紀の六十二歳も叶はず。舊事紀に依ときは、もし叶はむかと思しき事あれど、此にはつくしがたし。古き代の事なれば、あながちに紀年を頼て捨べきに非ず。假令書紀の紀年たりとも、此赤猪子が四十歳の時の事と見れば、妨もあらじ。此に按ずるに、萬葉開卷に、泊瀬朝倉宮御宇天皇代、天皇御製歌、籠毛與、美籠母乳、云云とて載たる處女は、若此赤猪子が故事の、一説にはあらざるにか。此前文に、一時天皇遊、行とある、彼籠毛與の御歌も、ふと近ほとりへ遊び行坐て、處女よみかけさせ給ひしさま也。また天皇問其童女、汝者誰子などあると、彼御歌に、家告閉、名告沙根とよみ給へるとともに、いとよく似たり。但河邊と岡邊と、洗衣と摘菜とのたがひはあれど、其は紀一書の類ひと見れば、是一根ざしの故事とおぼしくてたのみ所あることちなんしける。

美母呂能、伊都加賀母登、加賀母登、由々斯伎加母、加志波良袁登賣。

○美母呂能は、御諸之にて、神社に生繁れる、諸樹を云稱なけりれば、古書に多く御諸と書るが正字なり。後世の人は、御室の音轉也と、思ふめれど、宮殿は、後の事にて、上代は、出雲、伊勢、皆森なりし事、鐘の響初卷、神籬條に云るが如し。されば本は、何れの神社にも、稱すべきことながら、重き神社の稱の如くなりて、大三輪を專と申、次に飛鳥、龍田をも、萬葉集に然か稱せり。按に、此は其祭祀の、嚴かなる故のみならず、其森の名細かりし故とぞおぼしき。此は大三輪を、指給ふなるべし。上注に引が如く、三輪は引田部の本居なれば也。
 萬葉三に、吾屋戸爾、御諸乎立而、など云るは、假に榮木を刺て、神社の御諸を家に移せるを云にて、即是神籬也。此等の事も鐘の響に云つ。
 ○伊都加賀母登は、嚴櫃之本なり。伊都は、伊豆能賣の伊豆と同じく、忌清めて齋くを云。祝詞に、伊豆幣、伊豆瓮など申せる、是也。常に、伊都某と云るとは別也。都を濁りて唱ふべし。母登は、天智紀に、謨騰期登耳、波那波佐開騰母とよめる類ひにて、ただ木のことなり。垂仁紀に、以天照大神、鎮座於嚴櫃之本、而祠之とあるは、其樹下を云るにて、今とは異なり。○加賀母登は、上を重ねて調べを助るは、古き歌の常ながら、是は如此重ねて、深く驚かせ給ふよしなり。さて此までは、次の言を詔んための序也。○由々斯伎加母は、忌々しき哉にて、彼神木として、嚴に齋祭る櫃の、甚く忌み謹るゝよしを、先契を忘れ給ひし、吾御意りに、うつして詔ふ也。即前文に、徒過三盛年、是甚愛悲とある、此意也。さて上より係る意は、萬葉に、木綿懸而、忌此杜爾、また三幣取、神之祝我、鎮齋杉原、など

の意也。下へ受たる意は、桂卷文、忌文伎鴨、また言卷毛、齋忌志畏之、是は恐れ畏むなどと同じ事にて、此はそれを悔驚きて、悼み悲む方に詔ふ也。猶此忌々しと云こと、齋謹む方より、忌憚る方にも云轉し終ふは善悪きにわたして、甚しきにもなれる、今は、誰も知れる事なれば、委くも云ざる也。

傳云「神社の樹を恐みて、忌憚る由のつげけなり云云、さて此の御歌の意は、前詞に、憚其極老ことある意にて、甚しく老たる容貌の憚られて、婚に不忍よしなり」と云るはいみじき事也。此は天皇、既く先の契を忘れ給ひて、徒に赤猪子が、身の盛を過ぎしめ給ひたる、吾が御憚りをおどろき悔て、詔ふ御詞なる事、右注に云が如くなるをや。

○加志波良袁登賣は、櫃原處女にて、此老女が生立し地名なるからに、上の序も、櫃以てたとへさせ給ひしなるべし。然るに傳云「白檮原は、即上の嚴白檮の生たる處を云て、御句の意は、甚く老たる容貌の、忌々しく憚らるること、嚴白檮の如き媛女よと詔ふ也。さて老嫗を、少女として詔へるは、婚まほしく、所念看に就ての、御歌なればなり」と云る是又いみじき事也。櫃は、彼鎮座嚴櫃之本、而祠之などある類の、神木を詔ふ序にこそあれ。媛女が、其櫃の本に生たりと云にはあらざるをや。又少女の説もいとわろし。凡て男女の稱に、宇那爲、波那理、和良波、阿宜麻伎、袁登賣、米邪志、袁登古、袁美那など云類は、本皆髪形より云稱なる中に、袁登賣と云は未人の妻とならざるほどの結ひ状にて、後世の嶋田と云結ひ貌の如くなりつれば、此事、委くは古代髪と云書に出しつ。此時赤猪子、彼大命に、汝不嫁夫と詔ひし、御詞を重みして、髪は猶、所看し、昔の隨の袁登賣にてありし故にこそあれ。萬葉三に「人皆は、今は長しと、たけといへど、君見之髪亂たりとも」此歌に合せても思ふべし。抑八十歳とあるは、文華

ならめど、老瘦萎たる姿にて、髪を袁登賣に結び居し貌状を、見そなはしたらましかば、いかに痛ましく、悲しくおもほしけまし。由々斯伎加母と詔ひつるは此故なるぞかし。

○一首の意は、神の御諸に、取わき御魂代の、神木と齋ふ嚴櫃は、木綿つけ標かけて、いたく忌畏むものなるが、此まで、其忌々しき、あやまちをも、なしつるかな。吾は昔の契約を忘れはて、可惜身の盛を徒になし果つ、今日如此いとほしく悲しき、處女の姿を見るが苦しきとなり。

若し老たるを、忌嫌ひて詔ふとせば、赤猪子に耻を見せ給ふになりて、いとつれなき御歌となりぬべし。此時にあたりて、さるつらき御心のましなやは。

又歌曰、

比氣多能、和加久流湏婆良、和加久閑爾、韋泥豆麻斯母能、
淤伊爾禰流加母。

○比氣多能は、引田之にて、大和國城上郡也。前文の注に出。○和加久流湏婆良は、若栗檮原なり。此老嫗の郷の引田邊に、栗檮のあるに因て、如此つげ給ふならん。是に合せて、上歌の櫃原處女も、其木の在し地なりし事を知べし。さて此句までは、次の和加久閑を詔んため序也。序ながら、如此、他よりは求ずして、皆其人に因ある物以てつげ給へる、古への勝れたる處なり。傳云「栗樹を多く植生したる地を、栗檮と云。處々地名にもな檮はいかなる意にか。此木に限りて云こと、他木には、某原、某園、某生、などはいへども、某檮と云例はおほ

未思ひ得ず」と云り。今按に、古へ栗栖と云しは、栗のみに限らず、梨、柿、桃、楊梅、柘榴等の、一切の菓樹、附ては芋、大根、牛房、瓜、茄子等の、畑津物を、相兼て出す地を云し故に、栗栖と云地の處々に多かるなり。其は、小右記に、六月朔日、從_レ狛栗栖、獻_レ瓜二種、などやうに、野菜、又枇杷、楊梅等の事を云るか、記録にこれかれ見ゆるを以て知之り。かゝれば古くは、一切の菓を、總て栗と云しなるべし。今世に一切の物の實を、桃と云に同じ心ばえなり。毛々の毛は、實の通音、久利と久流と音通へり。其久流は、聞き難なれば、互に一切の菓を、を又菓樹なくて、たゞ菜園のみの地は、栖とのみ云り。いはゆる田原御栖、原野御栖、丹波御栖など是也。今東國の俗に、諸野菜を出す市場を栖と云て、其賣始を栖開といひ、其を買に行を、栖にゆくと云り。思ふに栖は、鳥巢と同意の言なるべし。其貯へ構ひて出す状、鳥の巢と、心ばへ相似たり。

○和加久閉爾は、若邊爾にて、閉は、伊爾斯閉、牟加斯閉などの、閉と聞ゆ。此清濁定めがたし。さて若方と云て、若間にと云意なるべし。

抄には、和加々閉爾として「萬葉十六云「いゆし、を、つなく河邊の、わか草の、身若可倍爾、さねし子らはも」若き時になどの意か」と云り。又傳云「久は、加と通音なれば、萬葉の、若可倍と、同言とは聞ゆるを、其意は未思ひ得ず」とあり。今按に、古言に、和加久閉爾と、慥に云るをば、萬葉に轉じて、若可倍とよみたるなれば、本同語なる事、かたぶかるゝふしもなしや。

○草泥豆麻斯母能は、率寢てんものをの意也。率寢の事も、母能袁の意を母能とのみ云るも、既に度々出。○淤伊爾邪流加母は、老に來哉なり。

○一首の意は、其引田の、若栗栖原の名にかけても、若き間に迎へとりて、率寢てましものを、悔しくも、いとほしくも、老となしけるかなとなり。

爾赤猪子之泣淚、悉濕其所服之丹摺袖、答_ニ其大御歌_一而歌曰、

右の懇切なる大御歌を蒙れる、喜し涙に袖をしぼれるなり。丹摺は、茜また赤土などして、朱に摺たるを云。摺衣の事は、既に高津宮段に出。さて古へ青摺、もち摺、遠山摺、なども有けるに、此時、丹摺の衣をしも著て參上けるは、髪を、袁登賣に結びてありし故なるべし。未嫁がでありし姿を顯はせる也。さて此歌は、初の伊都加斯賀母登の、大御歌の和らたなり。

美母呂爾、都久夜多麻加岐、都岐阿麻斯、多爾加母余良牟、
加微能美夜比登。

○美母呂爾、都久夜多麻加岐は、御諸に、齋や靈籬にて、夜は、宇都夜阿良禮など云、いはゆる拍子の夜なり。靈籬とは、上御歌の嚴櫃に對て、神御魂の鎮り給ふ、森の諸木を指て云るなり。上代は、大かたの神社、今の三輪山の如く、たゞ森ながらにして齋祠りつるから、それを魂籬とも、神籬とも云き。又是を、瑞籬とも云しに對て、玉垣とも云、又赤の玉垣とも云て、神前の構ひ。其は古く、神社を指て神南備と稱しけるも、神之森と云ことの約轉、また比母呂岐と云を、神籬と書來れるなど以て知べし。此等の事も鐘の響の、初春に辨へつれば、此はたゞ、其一端をかつがつ云なり。

然るに、抄云「御室に、築哉玉垣なり」傳云「築と云は、土以て築たる垣にて、玉はほめたる言、今世にはゆる築地なり。古へは神社にも、築たる垣ありけん。さて此に二の意あるべし。一には、御室の周に垣を築なり。今一には、垣を築て御室の境域を定むるなり」此など云こそ、いみじき後世の俗意なれ。宮殿だに無かりし上代に、土以て、垣を築やらのわざありんや。此は出雲、杵築、宮に、なぞへの推量なるべけれども、彼宮は、現しく在す大國主神の御爲に、天皇の大宮と等しく、底津磐根爾宮柱太敷給ふに就て、杵築もし給ひしにこそあれ。おしなべて、幽冥神の御魂を祭り給ふは、皆森の諸木なりし事、後世の今に至るまで、神を用るに准へてもささるべきものなるをや。されば宮殿出来て後、かの赤の玉垣、忌垣などはあれど、土の垣を築たるをさくあらざるぞかし。

○都岐阿麻斯は、齋き餘しにて、餘すとは、年來思ひたゆまず、齋きかしづき來し、其思ひの残りといふ。俗に、半途に信じさして、今更といはんが如し。

抄云「築令餘なり云云」傳云「垣を築竟て、其土の餘りたるを云。契沖が玉垣を築そめて、たゆみて築残したる也といひ、師も、未築はてぬを云と、云はれたる、皆阿麻斯と云るに叶はず」と云るなどは、上よりの運びに引れたるひが事なり。故皆その意くひちがひて、歌の意にかなはざるにぞある。

○多爾加母余良牟は、誰にかも將レ依なり。誰を多とのみ云は、常に、誰かため、誰そやなど云が如し。加母は、後世ならば加波と云て、反語也。○加微能美夜比登は、神之宮人なり。萬葉七に、皇祖神之神宮人もあり。此は、三輪神の宮人にて、初の、御諸に齋くやと云る、宮人の事也。此二句の意

は、次の一首の上の釋にて心得べし。

○一首の總意は、御諸にして、神之宮人の、其御靈離を齋くも、年ごろ齋き來て、半途にして誰しの神にかは依ん。と雖今此赤猪予も、天皇の將婚と、契り置給ひしよりこのかた、あまた年、大命を待て、偏に信み奉り來しを、かくながら嫁の道をしらずて果ぬとも、今更其信み來し心の残りを、誰にかはよせん。餘命の限りは、天皇をこそよそながら、齋き奉りて終めとなり。いとあはれに、人の教へとも成べきうたなるべし。

是を垣を築事の譬へとして、いかでか叶はん。結句に、神之宮人とだにあるを、思はずや有けん。抄傳の説、いみじきひが事ぞかし。況やその他の釋等をや。

又歌曰、

此は、和加久流濱婆良の、大御歌の答へなり。

久佐迦延能、伊理延能波知湏、波那婆知湏、微能佐加理毘
登、登母志岐呂加母。

○久佐迦延能は、日下江之にて、河内日下郷なる、江なるべし。萬葉四に「草香江之、入江爾求食、蘆鶴乃云云」此歌にも、入江とよみたれば、淀川の入江なりけらし。按に、彼獻れる、百取机代物の中に、蓮の花か藕か有つらん。いづれ因なくて、取出べきにあらず。○伊理延能波知湏は、入江之蓮な

り。○波那婆知瀆」は、花蓮なり。抄云「花橋、花薄など云たぐひなり」今按に、それらの類か。又字鏡に、槿波知瀆、などもある如く、そのかみ草木の花に、波知瀆と云名ありし故に、蓮を取分て、花蓮と云しにも有べし。○微能佐加理毘登」は、身之盛人なり。詞は、花蓮盛と續けるを、身之と、ちち入たる也。但蓮も、實を多く結べれば、子の盛を、身の盛と受たりと見ても妨げなし。○登母志岐呂加母」は、乏等哉にて、乏きは、古くは羨む意にいへり。呂は、助辭と人々いひ習へれど、實は等の意にて言をゆるむる辭也。乏の例、萬葉にいと多かれど、今は誰も知たる事なれば漏せり。

○一首の意は、此奉る、草香江の入江の花蓮には、花も實も侍るが、今如此、悉く喜き其花の如き、身の若さかりなる人が、うらやましとなり。

後文云、爾多祿給其老女以返遣也、故此四歌者、志都歌也とあり、徐歌の事既に出。

紀曰、二十三年秋七月辛丑朔天皇寢疾不豫云云、是時征新羅將軍、吉備臣尾代、行三至吉備國二過レ家、後所率五百蝦夷等、聞天皇崩乃相謂之曰、領制吾國、天皇既崩、時不可失、乃相聚結、侵寇傍郡、於是尾代從家來、會蝦夷於娑婆水門合戰、而射蝦夷等、或踊或伏、能避三脫箭終不可射、是以尾代空彈弓絃於海濱上、射死踊伏者二隊、二盡之箭既盡、即喚船人索箭、船人恐而自退、尾代乃立弓執末而歌曰、

二十三年云云、天皇既崩」此紀の違へる事、既云り。吉備臣屋代「孝靈紀に、若日子建吉備津日子命、吉備下道臣、笠臣祖とありて、姓氏錄に、下道朝臣、吉備朝臣同祖、稚武彥命之後、吉備武彥命之

後也と見ゆ。娑婆水門は、周防國佐波郡佐波郷あり。其處の水門なるべし。彈弓は、いはゆる鳴絃術也。舒明紀に、産屋鳴絃、萬葉四に、梓弓、爪引夜音之、源氏夕良に、隨身どもつるうちして、たえずこわづくる、などは是也。此は此時尾代が率たる、五百の蝦夷等、天皇崩坐ぬと聞て、忽背て寇しけるを、尾代怒て咸く射殺し、雄健して歌へるうたなり。

瀾致爾阿賦耶、鳴之慮能古、阿每爾舉會、枳舉曳孺阿羅每、三
矩爾々播、枳舉曳底那。

○瀾致爾阿賦耶」は、於道會やなり。道とは征伐を云。記葦原中國言向段に、於此道者、僕子建御雷神可遣、孝元段に、針間爲道口、以言向和吉備國、倭建命段に、東方十二道、萬葉六に、賜酒節度使卿等一大御歌に「大夫之去云道會云云」とある、此等の道なり。常云、道路、會とは戰ふこと也。上の熊之凝者歌に、伊邪阿波那和禮波とあるも、率將戰と云る事、其處に云が如し。耶は余の意なり。されば此句は、新羅征伐道にして、思ひよらず合戰よと云意也。○鳴之慮能古は、尾代子也。自名を云る、上に三重媛が、自美閉能古とよめる類也。子は、共に自稱なり。古くは、名は己から稱へたる事、すなはち下に、影媛が自伽宜比賣とよむなどに、合せて知べし。○阿每爾舉會、枳舉曳孺阿羅每」は、天上にこそ、不所聞將有なり。○矩爾々播、枳舉曳底那は、於國者將所聞にて、底那は巨牟と云意なり。

○一首の意は思ひよらずも、征伐出立に戦ひしよ。蝦夷五百人を、唯一人して、撃きはめたる此尾代子が
 雄猛をば、天上にこそは得聞ずもあらめ、國の限りは、聞えしらせて後の代までも、語りつけてんと
 也。後文云、唱、訖自斬、數人、更追至丹波國浦掛水門、盡逼殺之、とあり。神裔には、如此健き人
 もこそ有けめ。

稜威言別卷之九

八鈞宮朝四首

紀四首、記二首、其
 中有同歌二首、其

紀云、白髮天皇二年冬十一月、播磨國司、山部連先祖伊與來目部小楯、於赤石郡親辨新嘗供物、適
 會縮見屯倉首、縱賞新室以夜繼晝、爾乃天皇謂兄億計王曰、云云屯倉首、命下居電傍左右、秉燭、
 夜深酒酣次第舞訖、屯倉首謂小楯曰、僕見此秉燭者、貴人而賤己、先人而後己、恭敬樽
 節、退讓以明禮、可謂君子、於是小楯撫絃命秉燭者曰起、於是兄弟相讓久而不起、小楯
 噴之曰何爲太遲、速起舞之、億計王起舞既了、天皇次起、自整衣帶爲室壽曰、

白髮天皇は、雄略天皇皇子なり。十市郡、磐余甕栗宮に、天下所治き。山部連は、此小楯を山官に拜
 て、始て賜へる事、此紀の文に見ゆ。故此姓、何れの胤と云事知がたし。縮見屯倉首、縮見は地名
 也。和名抄に、播磨國美養郡志深郷あり。其地の屯倉首なりし也。清寧紀に、赤石郡縮見屯倉首、忍
 海部造細目とある、是其首が名也。秉燭者は上代には夜の明りに、油火の外にも、燎火を用ひつれ
 ば、其を燒者を云故に、居電傍左右とはあるなり。電は、電所には非ず。神代紀に、若燧火と云
 る火瓶にて、土以て造たる火箱の事なり。記に、燒火老翁とも、燒火小子ともある如く、此役には、
 老人か童を用ひけん。さて此の秉燭者兄弟は、履中天皇御孫、市邊押磐皇子の御子等にて、兄を億計

王、弟を弘計王と申き。穴穂天皇三年十月、御父押磐皇子、大泊瀬皇子に殺され給ひける時、また幼く坐つれば、聞恐みて、播磨國に逃下て、縮見也倉首が家の、焼火童と成ておはしき。然るに此新室の宴席にして、壽坐つる、弟王の御詞より顯はれて、國司小楠朝廷に驛使を奉りて、迎へしめ奉りぬ。後に顯宗天皇と申は此弟王、仁賢天皇と申は、此兄王にぞ坐ける。故歌にはあらざれど、其室壽御詞より引て、此に出すなり。

築立稚室葛根、築立柱者、此家長御心之鎖也、取擧棟梁者、此家長御心之林也、取置椽棟者、此家長御心之齊也、取置蘆葦者、此家長御心之平也、取結繩葛者、此家長御壽之堅也、取葦草葉者、此家長御富之餘也、出雲者新墾新墾之十握稻之穂於淺穂、美酒、美飲、喫哉、吾子等、脚日本此傍山牡鹿之角擧而立儻者、旨酒酣香市不以直眞手掌摺亮、拍上賜、吾常世等壽畢乃起節歌曰、

此御詞の釋は、道別にて見べし。訓なども衆說區々にて定めかたき所あれど、其等も皆彼書にいへり。

伊儺武斯廬、智叡沂比野儺擬、寐逗愈凱麼、儺弭企於己陀一
智、曾能泥播宇世孺。

○伊儺武斯廬は、寢席也。智叡と係たるは、交すとかゝるなり。交すとは、夫婦寢席を今俗に、比擬刺合せて用ひしを云。ざる故に、床の莖を、常に多く狹莖とよめり。佐牟斯呂は、刺莖の義にて、幅三尺の莖を、二枚縫合せたるを云り。然か爲たる、古き繪卷物の御座によく見ゆめり。其中に、江戸



和泉橋畫工、高嶋千春が寫して持たる古き狹莖の圖

又古畫の中には、たゞ如、此なるもあり。萬葉十一に、伊奈武思偈、敷而毛君乎、將見因母鴨と續けたるもあれば、疊のうへに敷用ひしなるべし。

抄に、稻建敷と云れど、加波とつゞく意詳ならず。冠辭考云「萬葉八に、伊奈牟之呂、河向立云云、此は荷田大人のいはく、寢席皮と云を、川にいひか

けたりと。實に然り。寢るむしろ、と云語をつゞめて下へいひうつすといなむしろとはいへり。記上卷に、美智皮之疊敷三八重、また萬葉十六にも、皮の疊の事猶ありて、疊やがて寢席と同じ解も、是に依て云り。今按に、記文は、海神段なる故に、設けて書る談辭也。また萬葉十六の皮疊、或は、源氏物語の、ふるきの皮衣の類は、只たま／＼事を好む人の用ひたるにこそあれ。皇國の古へ、皮を用る事なべてのわざにはあらず。すべてならぬわざは、枕詞には用ふまじきものにこそ。

○智叡沂比野儺擬は、河副柳也。○寐逗愈凱麼は、水行者にて、柳の浸漬たる水の、行者の意也。

○儺弭企於己陀智は、靡起立にて、水に漬り伏たる柳の、又起立るよしなり。己を己と訓て、なびきおこたちとよみ來たる、其も古語めきたれど、抄に、己は居喜反也。と云るに依つ。○曾能泥播宇世孺は、其根者不レ失也。

○一首の意は、河そひ柳の、水の高き時は、其水に浸漬て、しばし靡伏とも、水行て干る時は、又起立て、其根の流れ失ざる如く、吾等も、世の亂に逢て、暫伏隠れ居たれども、又如此治世になまを待て、

皇胤は失ひはてすとたり。次に引文は、皆上の續きなり。

小楯謂之曰可。怜願復聞天皇遂作殊儻詰之曰。倭者、彼々茅原淺茅原、弟曰僕是也。小楯、由是深奇異焉、更使唱之、天皇詰之曰。石上振之神櫛、伐木截末、於市邊宮治天下、天萬國萬、押磐尊御裔僕是也。小楯大驚離席、悵然再拜、承事供給率屬欽伏、於是悉發郡民造宮、不曰權奉安置乃詣京都。求迎三王、白髮天皇聞喜、咨歎曰朕無子也、可以爲嗣、與大臣大連定策禁中、仍使播磨國司來目部小楯、持節將左右舍人至赤石奉迎、白髮天皇三年春正月、天皇隨億計王到攝津國、使臣連持節、以王青蓋車迎入宮中、夏四月、立億計王爲皇太子、立天皇爲皇子云云。

此等の事、道別に詳く釋たれば、此に引にも及ばざる事なれども、此にも此事なくては、上の續で事終されは、只引おくなり。

五年春正月、白髮天皇崩、是月皇太子億計王、與天皇讓位、久而不處、天皇姉、飯豐青皇女、於忍海角刺宮、臨乘政、自稱忍海飯豐尊、當世詞人歌曰。

飯豐青皇女は、記に、白髮大倭根子命、坐伊波禮之薹栗宮、治天下也、此天皇無皇后、亦無御子云云、故天皇崩後、無下可治天下之王、於是問日繼所知之王也、市邊忍齒別王之妹、忍海郎女、亦名飯豐王、坐葛城忍海之高木角刺宮、治天下也と見え、又上件二王を、播磨より奉迎しも、白髮天皇既に崩坐て、後の事と見えたり。されば小楯が、驛使を奉りける時の文に、於是其姨飯

野麻登陸爾、瀾我保指母能婆於戸農瀾能、莒能柁柁紀儺ニ、屢都奴婆之能瀾野。

豊王開歡而、令上於宮一とあり。是ぞ正しき傳へなるべき。そも、此飯豐尊は、かく天下をしらしつれば、天皇の大御繼の員に、入給ふべきものなるに、紀記に除らされけるはいかなる事なりけん疑ひはれず、若今此歌も、竊に其事を風刺したるにはあらざるか、釋にいひ試むべし。

○野麻登陸爾は、大和邊爾なり。高津宮段歌に、夜麻登幣邇とあるは、筑紫より云れば、倭方にて、方に用あり。此は大和にして云なれば、邊に用なし。野にして、野邊とよむ類ひと見るか、又如此云るに、風したる處あるか、考ふべし。○瀾我保指母能婆は、見之欲物者なり。此も磐媛命歌に、和賀美賀本斯久邇波とあり。萬葉にも、いと多き詞なり。中古後ならば、見まほしき物はと云處なり。古くは、見を體言の如く見すともいひ、又見乃、怜くなど云る、見乃を見之と云るなり。○於戸農瀾能は、忍海之なり。和名抄に、大和國忍海郡於之乃美とあり。此郡は、葛城上下郡の中間に在て、古へは葛城の内なりき。されば今の忍海村と云あたりに、其宮はありけらし。○莒能柁柁紀儺は、此高城在なり。高城は、岡山等の一構へなる處を云こと、既に委く云り。○都怒婆之能瀾野は、角刺之宮なり。按に、此は假の大宮なりければ、大嘗宮などの如く、屋上の葛根などを、そのままに置れけむ故に、葛刺とはいひしならん。萬葉十九に、新嘗會肆宴應詔歌に、天爾波母、五百都綱波布、萬代爾、國所知牟等、五百都々奈波布、これ大嘗宮を、賀たる歌也。

○されば此歌の一首の表は、大和にして、見まほしき物は、忍海の此高城なる、角刺宮なりけり、と云なれど、さのみ事をうたふべきにあらず。又此時の女王宮を、御代々々の大宮に超て、さばかり人の見まほしき爲ばかり、美々しく造くるべきならねば、裏に、比たる事ありなんかとは、おぼしき也。其を今試にいはいは、倭邊にといふに、歴代の帝位をよそへ、見欲しものはと云に、日嗣の員に入べきものといふをそへ、下旬々に、忍海宮とて、假令假にもせよ、一たび天下しらしものを、此たび二王子顯はれ給ふとて、其王たちを、直に白髮天皇皇子になし奉る事は、その意を得ずといふほどの下心を、うたひしにやあらん。かくて前文に、當世詞人歌曰、としも記したる、心ある人の心をうたひたるを、しらせんとてにや。いつもは、時人と記す例なれば也。

然るに、諸抄、見がほしものは云云とあるに就て、あるひは、原より高き山の上の屋の棟に揚たる堅魚木の、角を刺たるが如くなりけんともいひ、あるひは、世に異なる宮造りなりけんとも云る類ひのみなるは、上代の歌を、あさはかなるものとおもひ過せる、心くせなるべし。
後文云冬十一月、飯豐尊尊崩、葬高城埴日丘陵と有。

元年二月戊朔壬寅、詔曰、先王遭離多難、殞命荒郊、朕在幼年、亡逃自匿、猥遇求迎、升纂大業、廣求御骨、莫能知者云云、有一老嫗進、置目知御骨埋處、請以奉示。
名曰置目。於是天皇與皇太子、將老嫗婦、幸于近江國來田綿蚊屋野中、堀出而見、果如婦語云、詔老嫗置目居于宮傍、近處一優崇賜使無乏少、是月詔曰、老嫗伶僇羸弱、不便行步、宜張繩引紐扶而出入、繩端懸鐸、無勞謁者、入則鳴之、朕知汝到。於是老嫗奉詔鳴鐸而進、天皇遙聞鐸聲、歌曰、

進、天皇遙聞鐸聲、歌曰、

先王云云は、押磐皇子の御事也。上注に出。此弘計天皇は、大和國近飛鳥八鉤宮に、治天下。狹々城山君は、孝元紀に、大彥命之裔、七族中の一なり。置目と云名は、彼御骨を、よく見置たる由にて、後の稱名なるべし。さて此老女を、如此まで、賞親み給ひつるは、たゞ其のみの事には有べからず。父命に由縁ありし、老女也けらし。狭々城に住るを以てなり。狭々城は、上の御詞の彼々茅原なり。又由縁あらずては、此老女も見置べからねばなり。

阿佐賦簸囉、鳴贈禰鳴湏擬底、謨々逗施甫、怒底喻羅俱慕、與於岐每俱羅之慕。

○阿佐賦簸囉、鳴贈禰鳴湏擬底は、淺茅原、小曾禰を過而なり。淺茅原は上の御詞に、彼々茅原、淺茅原とある、是にて、近江國蒲生郡也。小曾禰は、行囊抄に、伊賀國伊賀郡の南西極、大和石打出道に、小曾根と云地見えたり。されば置目、此時、大宮近く侍りしなれど、彼老女の行歩の、たどくしきを、本つ近江の茅原より、伊賀を経て大宮に參來るに、比喻させ給へる也。

抄に、置目をおかせ給へる宮の、傍なる處なるを、小曾禰と名づくる歟と云もわろし。傳に「淺茅原も小谷も、地名かとも思はるれど、其處と、地名を指て詔ふとせんよりも、たゞ野山を經たる由にてぞ宜しかるべき」と云るも又ひが事也。淺茅原、由なき處ならばこそあらめ、置目が本郷にて、上よりいくたびも出たる地なるをや。

○謨々逗施甫は、百傳にて、百と多くの處々を、經傳ひ來れる意のつゞけなる事、上の應神大御歌に、毛々豆多布、都怒賀能加爾とある處に云り。此は、次御句の鐸と合するに、驛路を經て來るさまに戯れさせ給ふなり。○怒底喻羅俱慕與は、鐸揺もよ也。怒底は、字鏡に、銀、奴利氏とある、銀字は鐸の誤歟。政事要略に、鐸倭訓塗手、説文に、鐸大鈴也と見えたり。和名鈔に、鐸、今之鈴、其匡以銅爲之とあれど、中古後の鈴とは異なる物のよしなり。或人、享保年間、三河國碧海郡より掘出たる鐸の圖とて見せたる、其形左のごとし。



此に思ひ合する事あり。續紀和銅六年、大倭國、宇太郡、坂波郷人、大初位上村君東人、得銅鐸於長岡野地、而獻之、高三尺、口徑一尺、其制異常、音協律呂、勅所司藏之。また三代實錄、貞觀二年八月十四日、參河國、獻銅鐸一、高三尺四寸、徑一

尺四寸、於渥美郡、村松山中獲之、或曰、是阿育王之寶鐸也。また日本紀略、弘仁十二年五月丙午、播磨國有入、掘地獲三銅鐸、高三尺八寸、口徑一尺二寸、道人云、阿育王塔鐸なり。そもも鐸と云物は、かばかり長大なる物なり。此等に高三尺と云るは、右に縮寫す如く、柄をかけたる長なるべし。さなくては、徑一尺にかけ合す。依之按に、奴利豆とは、鳴手の義なるべし。手は、即持て鳴すよしにて、今世にても、物の持柄を手と云り。其はいかにまれ、記傳等に、塗たる故の名として、萬葉

なる、白塗小鈴とあるを引て云るなどは、いみじきひが事なるを知べし。喻羅俱は、揺動く事なれども、萬葉十三に、小鈴文由良爾とある如く、揺ぐ中に音を包たる也。さて其音を、驛路鈴音に取なして、百傳とは置給ふなり。萬葉十四に、湏受我彌乃、波由馬宇馬夜能、十に、湏受可氣奴、波由麻久太禮利、などある、古きよりの事也。慕與は、此は歎息にて、鐸揺ぐよマアと云んが如し。同辭も、次歌なるは、呼出す方に用ひ給へり。○於岐每俱羅之慕は、置目來らしも也。彼鐸の音にて、おしはからせ給ふ御詞也。

○一首の意は、鐸の音にて思ふに、置目が老よわりて、繩にすがつて來るさま、常人の、驛路をたどるが如し。譬へば、彼が國より、淺茅原また小曾禰など、幾許の山坂過て、來たるほどにぞある。今鐸の音の近くなれるは、置目來らしもとなり。記に、二句、袁陀爾袁湏疑豆とあり。是も地名なるべし。また四句、奴豆由良久母とあるは、與を落せるなり。

二年九月、置目老困乞還日氣力衰邁老耄虛羸、要假扶繩不能進步、願歸桑梓以送厥終、天皇聞惋痛、賜物千段、送傷岐路重感難期、乃賜歌曰、

かゝる老嫗を、かくまで所念看こと、偏に大御父尊を重じ、慕はせ給ふ、御あまりなるぞかし。
於岐每慕與阿甫彌能於岐每阿湏用利簸彌野磨我俱利
底彌曳孺哥謨阿羅牟。

○於岐每慕與」は、置目もよにて、是は所謂、次言を呼出す意あり。萬葉一に、籠毛與云云、布久志手與云云などの如し。故此與は夜に通ひて、毛夜と云るも有。其毛夜も、又呼出すと歎息と二様に用ひたり。其は呼出すも、本歎息の餘りなれば、終に同じことなり。○阿甫彌能於岐每」は、淡海之置目也。○阿濱用利獲」は、自明日者なり。○彌野磨我俱利底」は、眞山隱而也。大和と近江とは、山城或は伊賀を隔て、あまたの山ども重りたれば、かくは詔ふなり。只隔と云よりは、こよなうあはれ深く聞ゆるは古言の優れたる所なり。萬葉五に、許奴禮我久利豆、十五に、夜蘇之麻我久里、又久毛爲可久里奴など見えたり。彼小野篁の、嶋がくれゆく、舟をしぞおもふ、とよみたる、嶋がくれも、此等に准へて、自配所の嶋に、遠ざかり行を云ることをしるべきなり。○彌曳婦帶謨阿羅牟」は、不所見歎も將有にて、謨は歎息なり、さて此彌曳婦は、眞山隱而より、係る方は不所見の意、思ひやり給ふ方は、是を限りに不相見あらんの意也。

諸註ともに、山が隔たりて、見えたりゆくよしに説るは、詳しからず。山の隔たらずとも、大和の大宮より近江の淺茅原がいかでか見えんたゞ其のみにあらぬ事、右の釋にて見べし。其中に、抄に此御歌を續古今集に載て「さゝなみや、近江のをとめあすよりはみ山がくれて見えずもあらなん」と改たるはいかにぞや。置目は老女なるを、少女とせるのみならず、見えずもあらなんとは、見えずあれかしと願ふ意になりて、むげに聞えずなれり、と云るは、さる事なり。

○一首の意は、置目もよ、あはれ近江の、置目、これをだに、父尊のかたみといとほしみつるに、明日よりは、八重山隱りにかきけちて、是を限りに遇見ずなりながら、別れうしとなり。

列城宮朝十四首

紀九首、記六首、其中有同歌一首

十一年八月、億計天皇崩、大臣平群眞鳥臣、專擅國政、欲王日本、陽爲太子營宮、了即自居、觸事驕慢都無臣節、於是太子思欲聘物部鹿火大連女影媛、遣媒人向影媛宅、期會、影媛會、奸眞鳥大臣男、此云、恐違太子所期、報曰、妾望奉待海柘榴市巷、由是太子欲往三期處、遣近侍舍人就平群大臣宅奉太子命、求索官馬大臣職、言陽進、曰、官馬爲誰飼養、命而已久之不進、太子懷恨不發、顏果之所、期立、歌場衆、歌場此云、執影媛袖、躑躅從容、俄而鮪臣來、排太子與影媛間立、由是太子放影媛袖、移回向前立、直鮪歌曰、

億計天皇は、山邊郡石上廣高宮に、天下を所治看き。後に仁賢天皇と申奉る事は上に出。平群臣は平群の地に依れる氏也。氏姓氏録に、武内宿禰男、平群都久宿禰之後也と見ゆ。此人、應神天皇三年より、履中天皇二年まで見えたる間も、百三十年なれば、二百歳たらずも経られたりけん。眞鳥臣は、即其都久宿禰子、鮪臣は其孫也。物部連は、母能々布部の義なるが、職とも氏とも成しなり。鹿鹿火は、雄略紀に出たる、物部連目の子歟。舊事紀に、蓮子大連之孫、麻佐良大連之子也とあり。太子は、億計天皇太子にて、後に武烈天皇と奉申。海柘榴市は、城上郡、金屋村と云に、今なほ其名を存せり。歌場の事は、歌の條に云べし。さて今此處は、太子いまだ鮪臣が既に奸たる事は、しらすずして、

影媛と嬪合せんとて出給ひけるを、鮪來て、其中を隔てけるまゝに、鮪に向ひてよみかけさせ給ひしなり。

此より、次々の歌、記には、清寧天皇段に出て、弘計命御歌とせれど、彼王子等、播磨に逃去坐しほどは、まだいと幼く坐宮中に奉迎て後は、御年も過させ給ひ、其上前條に出たる如き、御心おきてに坐つれば、かゝるわざ爲給ふべくもあらねば、記傳へは誤りなる事しるし。然るに傳に「大伴金村連、平定賊訖、反政太子、請上尊號、曰、云云、此請たる語のおもむき、此意富祚命、裳祚命にこそ、よく當りて聞ゆれ。彼武烈天皇は、もとより皇太子に坐て云云」と云るは、わるき心得なり。眞鳥臣さばかり無禮ふるまひて、欲レ玉日本とある許に、驕慢居つれば、金村連の平定給ふまでは、皇太子とは申させざりしよしなるものをや。紀文に、立爲皇太子など記せるは、いつもの事にて、其に泥むべきにあらざる事、道別に委く辨へたるがごとし。

之哀世能、憊鳴理、鳴彌黎麼、阿蘇寐俱屢、思寐我、篋多泥備、都摩陀氏理彌喻。

○之哀世能「は、潮瀬之なり。大被詞に、荒鹽之鹽乃八百道乃、八鹽道之、と云る如く、海には、潮の渡る筋ありて、流れ通れるを、潮道とも潮瀬とも云。多くは満潮の時に云り。解に、潮瀬之也、と一本に、彌憊斗能とあれど、本文勝るべし。○憊鳴理鳴彌黎麼「は、浪折を見者也。萬葉七に「今日もかも、奥つ玉藻は、しら波の、八重折之於丹、亂てあらん」廿に「海原見れば、しら波の、夜幣乎流我宇倍爾、あま

をぶね、はらゝにうきて」などある八重折は、重起浪の、撓折る如くなるを云。浪折と云も即是也。抄に、見餘波者也と云れど、餘波にては、潮瀬とある詞に叶はず。○阿蘇寐俱屢「は、遊來也。○思寐我篋多泥備「は、鮪之鮪袖備なり。此は、袖を波多とも波多袖ともいへば、即ち鮪と云に就て、鮪袖とは詔ふなり。魚の鮪は、人の袖の如くなる故也。諸抄の説いづれも皆よからず。此事、一卷の、八千矛神御歌、ぬば玉の、くろきみけしを云云、波多々藝母、とある下に、委く云り。○都摩陀氏理彌喻「は、妻立有所見にて、妻は影媛なり。抄云、多月流美由と有べきを、如此あるは古風なり。萬葉にも、恐海爾、船出爲利所見とも、安麻能伊射理波、等毛之安徹里見由ともよめり」と云り。思ふに、古風とせずして、後世も是に習ひて、ものは云べきなり。

○一首の意は、沖の潮瀬の浪の、折かへるあたりを見れば、遊び來る鮪が、鮪のもとに、あやしく妻の立るが見ゆるよとなり。鮪臣を、鮪魚になし給へるに、貶め給ふ意あるなり。さて此より、次に、紀記共に、撰み誤て、或は脱し、或は人違へて、唱和次第、互に亂れたり。然るに抄、解等の註は、皆其隨にして説れたれば、しひ事のみ多くて、むげにきこえず。傳には此紀の歌をも引つけて、左右いひ試みられたれど、是も次第を正さんとまでにも至らず、なか／＼なる説などもまじりて、却て惑はしき事多かり。故今は、記をも一に取合せて、皆その次第を改め、紛れたるを正して、ものする事、左の如し。はおのれが考への、及ぶかぎりにはあれど、末に、本書の次第をも引置れば、見む人、猶よく照し合せて、もし誤れる事あらば改め直してよ。

記云、於是志毘臣歌曰、

本書には、爾王子亦歌曰とあれど、此歌は、鮪臣が和へならではきこえがたし。
 意布袁余志、斯毘都久阿麻余、斯賀阿禮婆、宇良胡本斯祁牟、志毘都久阿麻余。

○意布袁余志は、大魚よにて、鮪といはん枕詞なり。冠辭考に、布字を、本の誤として改められたるはわろし。大魚の、保字を切めて布となれり。神武大御歌に、大石を、意悲志とよみ賜ひし類也。彼も、保伊の切りて、悲とはなるなり。○斯毘都久阿麻余は、鮪衝海人よなり。萬葉十九に、鮪衝等、海人之燭有、伊射里火之、又六には、鮪釣等、ともあれば、鮪は、突ても捕、釣よせて突取もせしなり。今世にも然か爲べし。余は、太子に向ひて云詞なり。○斯賀阿禮婆は、其之有者なり。以上三句の意は、上の太子のかけ歌に、鮪臣を鮪魚によみなし給ひしを受て、即太子を海人に云なし、さて鮪衝海人よ、其鮪が、如此妻を領してあれば、うら戀しからんと云なり。此有はありやなしや、と云類の阿利にて意を含め云り。毎ならば、吾有者と云べきを、此は、二句の鮪を、自に當たるなれば、其二句の斯毘を指て、其之有者とは云るなり。抄に「己之にて、海人を指也云云」傳に「其之荒者なり。荒とは、疎く離りて、依來ぬことなり」など云る、かなはず。○宇良胡本斯祁牟は、心裏戀しからん也。宇良は、うら悲し、うら不樂しなど云る宇良にて、俗に、底心からと云意の詞也。萬葉十四には、宇良毛等奈久毛ともよみたり。胡本斯は、下の大兄皇子歌にも見え、祁牟と云て加良牟の意なるも、萬葉に多かり。○斯毘都久阿麻余は、鮪衝海人よにて、二句を、結句に再び返し云る、古き歌の一體の如し。此體、此唱

飢哀陀檄鳴、多黎播枳多檄、巨農哥孺登慕、須衛波陀志、阿波夢登茹於謀賦。

紀云、太子歌曰、

此は、鮪臣が、嬖子をば吾領したりと、誇れるに答へ給ひて、今こそあれ、猶さりと、末つひにはと、おもほす心をしめさせたまふなり。
 ○一首の意は我を鮪と詔へるか、その鮪衝海人よ、太子を指す鮪臣が、如此妻を將てあれば、さはいへ、うら戀しからん、鮪衝海人よ、これ見よやと、矜るなり。
 傳に、一首の意を説るやう「海人は其鮪魚のあたりに、心をかけて、慕ひ依るものなれば、其を此嬖子の、志毘臣に、慕ひ依るに驚給ひ、斯賀阿禮婆云云は、譬へを離れて、直に詔へるにて、其海人の、鮪魚のあたりに慕ひ依る如く、汝が志毘臣に従ひ依て、吾に疎く放りなば、吾汝を戀しく思はんと也」と云るは、太子御歌になして説る故に、如此くだくしく成て落着せざる也。もし此等、太子御歌ならんには、志毘が答は、別歌となるをも思はず。又かゝる時に臨みて、大魚よしなど、志毘を美賞給ふべきにあらざるものをや。

和中にも、下に二首見えたり。今本、此句、志毘都久志毘とあるは、志毘の言より紛れたる也。今は古本に隨ひつ。壺井氏、校合本なり

此は、鮪臣が、嬖子をば吾領したりと、誇れるに答へ給ひて、今こそあれ、猶さりと、末つひにはと、おもほす心をしめさせたまふなり。

○「厭哀陀檄鳴」は、大横刀をにて、只刀を稱へても、云べきはもとよりなれど、又皇太子、御子たちは別に筋大刀ありて、其を大横刀と云しなるべし。大神宮神寶圖中に、玉纏大横刀あり。



○多黎播枳多檄豆は、垂佩立而なり。垂佩とは、古くは大刀の緒を長くつけて、足の脛の邊まで令垂て佩し故に云。奈良の、法隆寺什物に、聖徳太子、十六歳の御像あり。先に高嶋千春雜記遺稿の注に、縮寫して出せり。垂佩形容、其にて見べし。神樂譜歌に、「白かねの、めぬきの大刀を、さげ佩て、ならの都を、ねるは誰が子ぞ」とある、下佩も垂佩なり。此等を合せておもふに、故に然か垂佩は若き人のすさみわざなりけらし。古くも中年以上の人は、皆腰に佩れば也。○農智孺登慕は、雖不拔なり。是までの三句の意は、大横刀を垂佩立向ひたれば、拔撃に爲すべきなれど、然かせずとも云々と詔ふ意なり。諸抄、皆比喩と見たるはわろし。たとへにはあらず。○須衛波陀志耳謀は、末果而毛にて、後終にはと云意也。太子の如此詔ふは、先に影媛が父、物部鹿火が許に、聘ことを詔ひきけおき給へれば、たとへ鮪が拒むとも、我御物の御心なる故也。さて末とは、大刀にかゝる言也。上の母登都流岐、須惠布由と云るに合せてしるし。○阿波夢登茹於謀賦は、將會とぞ念なり。

○一首の意は、如此大横刀をしも垂佩て、立向ひたれば、拔撃にも爲べきなれど、既に其孺子は我物なれば、然か爲すとも末はたして遇てんとなり。

記云、志毘臣歌曰、

志毘此時、大横刀の御歌には、さすがに得答へざるから、始の波陀傳と云御詞に立かへりて、太子末終にはと詔へども、大宮も云々なれば、末つひまでは、たもちかたしと云下心にて、いひかけたるなり。

四

意富美夜能、袁登都波多傳、須美加多夫祁理。
○意富美夜能は、大宮之にて、太子宮を指る也。○袁登都波多傳は、彼津端手にて、手は、楓手などの手にて、作の意也。此は、宮の左右の脇へ、張出したる櫓の、楓造を云るなり。彼とは、たゞ打見やりたる彼方を、軽く云言也。大祓詞に、彼方乃、繁木本乎と云り。此等必ずしも、此方に對て彼方と云にあらず。今の俗言に、彼乃方と云か如し。○須美加多夫祁理は、隅傾有也。實に此時、太子宮は傾きたりけん、前文に、陽爲太子營宮、即自居とあれば、太子をば古宮に坐せ、自己新宮に居けらし。さて其古宮の、傾る事をしも云るは、彼大横刀の御歌に甚く怒て、今は大宮も久しからずと云心もて云る也。自欲王日本一の心あればなり。

○一首の意は、太子、末果しても、詔へども大宮の左右の端造も傾きにたれば、大宮も御位も、末までは保ちかたからんとなり。鮪叛逆の企ありしこと、此歌にてもおしはかられたり。

如此歌而、乞其歌末之時、袁祁命歌曰、

上の歌、片歌なれば、其末を乞ふと也。此例、上の倭建命段、續御歌とある條に出。此に袁祁命とあるは、記の誤りなれば、此王は、猶上の如く、仁賢天皇の太子稚鸕鷀王、後に武烈天皇と申すなり。

意富多久美、袁遲那美許會、須美加多夫祁禮。

五

○意富多久美は、大匠にて、工匠の中の長を云。舒明紀に、造作大宮及大寺云々、以直書直、縣爲三大匠とあり。此は其に、鮪臣が叛逆の大功ある事を、そへ給へるなり。○袁遲那美許會は、拙劣さにこそ也。袁遲那之は續紀三詔詞に、先乃人波、謀乎遲奈之、佛足石歌に、乎遲奈夜、和禮爾於止禮留、比止乎於保美、上の雄略段前文に、舍人性懦弱、緣樹失色とある、此懦弱字の意の古言也。美は、風疾み、月清みなど云類の美にて、故にとも、さにとも譯て聞ゆ。○須美加多夫祁禮は、隅傾有にて、此句に、己が新宮を奪ひて居る故にこそ、荒たるなれと云を含め給ふなり。前文に、太子懷恨不發顔とあれば、此鮪父子が專擅して、無禮こと、豫てより所知てあれど、暫く時を待間、堪忍びておはしなり。

○一首の意は、屋の傾くは、大匠の拙劣故にこそあれと、軽く詔ひて、言の裏は、己れ大巧の狂夫が、新宮を奪ひ住る故にこそ、吾古宮は然か傾きたれ。悪き奴かなと、そへさせ給ふなり。時にとりての續句、妙と申すべし。
平瀨奈美の御詞は、鮪を貶め給ふにて、一首の上は、右の釋の如く、久那多夫禮と云に當て心得べし。諸抄此節を、貶め給ひし意を聞知すて、いと拙く説なしたるは、目も耳も、あらぬなり。
此に云、如此相向立て唱和するを、宇多我岐とも、加我毘とも云を、傳等に、加具禮交の約りとして、

異様に説なせるは皆ひが事也。此は、歌加我比と云ことにて、歌を以て互に掛合するよし也。即加我比の、我比を約れば、岐となる故に、其歌加我比を又約て、歌我伎とは云る也。此前文に、歌場とかゝれたるは、彼海柘榴市を、既に權歌の場と定めたる意を取て、書る字なり。又常陸國風土記に、權歌之會、俗云宇太我岐、又云加我毘也。萬葉九に、權歌會と書たる字を、とかく云めれど、字書に、往來貌也と注せれば、歌以てかけあふに、いとよく當たる字なるぞかし。猶此事の凡ての意は、既に鐘の響の三卷葉十に、精く辨へつれば、此はたゞ一わたり云おく也。

紀云、太子歌曰、

此歌、本書には鮪臣答歌曰とあれど、鮪臣が歌にては、脇ひかたければ、今改めて太子御歌とす。上なる意富多久美云々は、たゞ鮪臣が歌の末を、續賜へるのみなる故に、又更に詠かけ給へるなり。さて垣をしも取出給へるは、大宮も傾くほどなりつれば、御垣なども荒れつらん故に、鮪がいはぬ先にとて上の大宮の因に、垣を取出て、それに比喩て、御情を述べたまふなり。

飫哀枳瀾能、耶陸能矩瀾笱枳、笱々梅騰謀、儺鳴阿摩之咩 六

○飫哀枳瀾能は、王之なり。御自飫哀枳瀾と詔へる例、上の輕太子御歌の條にも出次の御歌にも見ゆ
○耶陸能矩瀾笱枳は、八重之組垣なり。解に、寢所の障垣也と云るは非也。
○笱々梅騰謀は、雖將編にて、垣を造編

こと也。此續き以て按に、加伎の名義は、播と云を體語に云にて、限りの意ぞなど云はひが事也。今俗の言にも、柴垣を編、簀子を加久など專云めり。さて其を智々梅騰謀と云時は、編ばかりべけれども、云意になるなり。○儼鳴阿摩之咩儼」は、汝を令編になり。

此句、今本に、阿摩之耳彌とあれど、通えがたし。抄に、耳彌は弭儼の誤として、海鮪歟と云るに、傳も解も從ひたれど、組垣に、海鮪を取合せんやうの、ふつゝかなる事、上代の歌に有べきかは。凡てかやうに、因なき説の常に多かるは、心中に、古へを侮れる故にぞある。されば此人々の云る説は容易く用ふべからず。深き意味をきゝ漏せる事、殊に多かり。さて其耳彌は、咩儼の誤なる事を辛して悟出て、はじめてきよく解事を得たるぞかし。

○智々農俱彌柯枳」は、不編組垣なり。二句を少し轉じて返したまふなり。

○一首の意は、王の宮の傾るをも直し、八重組垣をも編ば編改むべけれども、汝に其垣を編しめんとて、さしおくなり。されば其孃子も、吾取圍まばかこむべきを、汝が方から奉らしめんとて、しばらく許しおくなり、とそへさせ給ふ也。

傳に、此御歌を説るやう王の八重組垣雖將造、汝よ、海鮪に不造組垣にて、汝王よ、八重組垣を造堅めたる如く、此孃子を、堅く深く領せんとおぼすべけれど、其孃子は、既に此海鮪が領したる故に、得領し給はぬこそ、いとほしけれど、嘲りたるなり」と云る、くだゞしきよ。何の事とも聞わきがたし。抄解は、是より甚しかれど、煩はしかればもらしつ。

鮪答歌曰、

王御歌に、汝を令編にと、詔ひたるに答ふるなり。

飲瀾能古能、耶陸能智羅智枳、瑜屢世登耶瀾古。

○飲瀾能古能」は、臣之子なり。此語の事、上御歌に、太子自王之と詔へるを受て、鮪も、自臣之子とはいへるなり。○耶陸能智羅智枳」は、八重幹垣なり。幹とは、草木共に其莖をおしなべて云り。

抄に、韓垣といひ、解に、此は鮪臣が、己が家の垣を指て云る也。○瑜屢世登耶瀾古」は、令縦とや王なり。鮪垣也と云れど、いかん。

○一首の意は、上の太子、汝を令編に、かゝぬ組垣とのたまふは、此臣が家の八重幹垣を、ゆるして借せと云ことかと云て、我が標置たる此孃子を、吾に許せと云事か、此垣は、踰る事を許さず、とそへたる也。

記云、於是王子亦歌曰、

本書には、爾志昆臣亦歌曰、とあれど、例の鮪が歌にては叶はず。心詞凡て太子御歌なり。

意富岐美能、許々呂袁由良美、淤美能古能、夜幣能斯婆加八
岐伊理多々受阿理。

○意富岐美能」は、王之にて、是も御自詔ふ事、上の如し。○許々呂袁由良美」は、心を寛みなり。寛は、萬葉八に、佐由理花、由利登云者、十八に、佐由理婆奈、由利毛安波牟等、とよめる、由利と音通

ひて、何れも寛緩かなるを云る中に、此は世にいはゆる、寛仁大度なる意に詔へり。美は上の袁運那美の美と同じ。其處に云り。

記傳に、此由良は、由多爾多由多爾、また由久良由久良爾、また餘爾母多欲良爾、など云ると通へり。とて、萬葉歌を、あまた引て云るはひが事なり。皆各別意なる事、彼集の注に辨へたるを見てしるべし。いかなる事にて、これら語の意を、心得ざりしにかあらん、いといぶかし。

○泌美能古能は、臣之子之なり。此は太子より、鮪を指て詔へるなり。雄略段に、圓大使主妻が、夫を指て飢瀾能古波とよめるも見ゆ。かゝる時、王より如此は詔ふまじきわざなれど、姑く彼が詞につきて詔ふなり。○夜幣能斯婆加岐は、八重之柴垣なり。○伊理多々受阿理は、不入立有なり。

○一首の意は、吾今入立むと思はゞ、汝たとひ八重の柴垣を結堅めて防ぐとも、易く踏破りて入立べけれども、吾心寛仁かに坐ば、しばらく宥めて、入立ずてあるぞよ、と詔ひて、譬へ給ふ意は、彼孃子を吾今速く得むと思はゞ、汝いかに拒むとも、其に障るべきならねど、暫く宥て、汝にゆるしおくぞとなり。

爾志毘臣愈 怨歌曰

いへばいふほど、太子に云滅れけるまゝに、彌怒りていらてども、其性愚かなりけん、歌の案狭くて、又垣の事いひいでたるが、心おくれせるよしにて、愈怨の字はそへたるなり。

意富岐美能、美古能志婆加岐、夜布士麻理、斯麻理母登本 九

○意富岐美能、美古能志婆加岐は、大君、王之柴垣也。○夜布士麻理は、八節結なり。節は垣の結目を云。竹などの節を云も、即結目の如くなれば、同じ事也。新儀式大嘗祭條に、次鎮稻實殿地云云、其院方十六丈、以柴爲垣高四尺以格とあり。大宮垣は、高一丈餘も、有べければ、八節に結締る

を云る也、薦などに云る布も是也。萬葉十四に、麻乎其母能、布能未知可久豆は、真小麻之節而已近而にて、是また十府の菅薦と云も、陸奥の菅の、他國より長て、十節までも編ばかり、幅の廣きが名物にて、名高くなりし也。後に、十節を、地名と心得て、云はしてより、さて結固るを、志牟流と云ことは、今も云て誰もし

れ、ば、今其例は省きつ。此は、八節より連る故に、士を濁れるなり。○斯麻理母登本斯は、結令廻にて、結廻しと云が如し。今の世の耳にては、斯牟流は、手して結る事、斯麻流は、自然ら結る言の如心得來し故に、斯麻理令廻とは、いかゞなるやうなれど、古くは結廻すと云意に云りし也。後世にも、此斯麻理の麻を、婆に轉じて、斯婆流と云は、物を結括ることに云言なるが、終に縛と云一の詞となりし也。さて此句の下に、多理登母、と云ことを加て心得べし。○岐禮牟志婆加岐は、將截柴垣なり。垣の斷破るを云。今俗言にも、物の破るを、きれると云是也。○夜禮牟志婆加岐は、將破柴垣なり。是又今俗に云言の如し。是を思へば、古今集以來の歌は、たと言えりのみして、可惜古語を失ひ來しに、おのづから云平言の中に、かゝる古語の、稀にも遺りけるこそたのもしけれ。さて今

本、夜氣卒とあるは、禮を氣に誤りたるなり。

○一首の意は上の御歌に、大王の心を寛に、吾こそ、大君の王宮の柴垣を、たとひ八節結に、結廻し、堅固め給ふとも、切ばきり、破ば破りてめと云て、此八節結は、八十伴緒等が、堅むともと云たとへなり。

紀云、太子歌曰、

鮪が、右の如く、おふけなきこと申すにつき、終に兵を用ひば、いかにと云ことを、にほはせ給ふなり。

於彌能姑能、耶賦能之魔柯枳、始陀騰餘瀾、那爲我與釐據
魔、耶黎夢之魔柯枳。

○於彌能姑能、耶賦能之魔柯枳は、臣子之、八節之柴垣なり。共に上の如し。○始陀騰餘瀾は、下響動にて、下は地をいひ、騰餘瀾は、響震ふを云。此語の意も、上注に出。○那爲我與釐據は、地震之震來者也。那爲は、根由理なり。佐由理を、佐草と云が如し、と云る、然るべし。由理は、爲と地根を彌と云こと、根國と云が如し。此句は、大軍を起して、誅し給ふべき御諭なり。○耶黎夢之魔柯枳は、將破柴垣なり。一本以耶賦能之魔柯枳、易耶陸能寄羅枳とあり。此句の意も、上注に出。○一首の意は、汝ち八節の柴垣を構へて、堅しと思ひ給るらめど、もし下より地震が震來ば、忽ち破れ崩れなんをと詔ひて、譬へ給ふ意は、今にも大軍が押寄なば、忽ち亡びなんを、とそへさせ給ふなり。

即大伴金村大連是なり。

傳云『書紀に、此太子御歌の「おみのこの、やふのしばかき」とあると、此記に、志見臣歌に、「みこのしばかき」とあると、又書紀に、太子の「おほだちを」とあると、此記に、「こゝろをゆらみとある」とは、各詞は多く易りたれども、本同歌なり云云』上と云るは、已れ解ことあたはずして、もて惱める故の、逃詞也。今其次第を、よく考へ定めて見もてゆけば、如此明かに解ゆくものをや。

太子贈影媛歌曰

右の御歌にたゆたひ、鮪得答ずなりける故に、太子更に影媛に賜ふなり。
舉騰我瀾、積謂屢箇皚比謎、拖摩儺羅麼、娑我哀枳拖摩
能、娑波寐之羅陀魔。

○舉騰我瀾、積謂屢箇皚比謎は、琴上爾、來居影媛、にて、來居までの一句半は、影と云ん序也。此序の意は、神を降し奉る時、琴の上方に、神依板を立て、琴を弾に、其影向の影板に移り、琴音につれて神託あるを以て、詔ふ也。萬葉九に、神南備、神依板爾、爲杉乃、
其板下に、水を置てそぐ、其水影に、映り給ふ也。依瓶水と云、是也。古き釋に依瓶水
き懸かな、とよめる、神依板是也。
は、神前の水也と云るは、邊はざるを、後世人、神社の神前と、思ひひがめて、御手摺と一
家に同。
に心得たるは、いみじき事也。仲哀紀に、神亦託、皇后曰、如此天津、
水影押伏而我所見國何謂無國、とあるも、依瓶水に、降居ての神勅也。琴音につれて、神告給ふ事は、神功皇后紀に、

元年三月壬申朔、皇后選吉日入齋宮、親爲神主、則命武内宿禰令撫琴、喚中臣鳥賊津使主、爲二審神者、因以千繪高繪置琴頭尾而請曰、先日教天皇者誰神也、願欲知其名、逮于七日七夜乃答曰、云云、大神宮儀式帳六月に、以二十五日夜乃亥時第二御門仁御巫内人仁御琴給豆、大御事請豆、云云、九月神嘗祭條にも第二御門爾令侍豆、御琴給豆、請天照座大神乃神教豆、云云などある是也。琴の古名を、天詔琴と云しも、此故にぞある、即幽冥詔言の謂也。今許登とのみ云は、略語也。世に、琴の本末を、琴頭、琴尾と云とおぼえて、琴の頭に、直に影向のあるやうに釋せしは非也。琴は、然か云もすべけれども、神御影は、神依板の水の上に、降り給ふ也。其は彼千繪高繪も、直に琴上に立るに非る以ても知べし。○拖摩羅摩は、玉爾有者なり。○婀我哀屢拖摩能は、我欲珠之也。私記に、古歌謂欲爲保留とあり。大兄太子御歌に、枳瀾我梅弘報梨とあり。萬葉にも多かり。○婀波寐之羅陀摩は、鮫眞珠なり。萬葉十八、爲贈京家願眞珠歌に、白玉乎、都々美氏夜良婆、とありて、古へ殊に賞つれば、取出給ふなり。

○一首の意は、鮫こそは、然か惡むべき奴なれ、影媛は、玉にていはじ、大かたの玉の中にも、殊に吾欲する玉の、鮫眞珠の如くぞとなり。

解に、此は右の方に居る、影媛を詔へる也。左を重し、右を軽くする意なるを、むかへ思ふに、右の方に來居るは、吾を輕しめ疎ぶるの意也。あはびは合無貝なるべし。故影媛が、吾にあはぬを、戀させ給ふを、譬させ給へる也、と云るもひが事也。此時太子は、いまだ影媛が、心を知さずておはし、事前文に云る如くにて、上の御歌等も、皆その趣きなるものをや。

鮫臣爲影媛答歌曰、

前文に、影媛云云、恐、恐、違太子所期と、あるほどなりければ、此唱和の間も、影媛が心の内は、いかに恐く心ぐるしかりけん。其顔色、太子の御目に見えける故に、御歌も賜ひしなれば、影媛はたゞ恐みて御答も得申さざるは、固りなるを、鮫かいとりて、己が心を述べつるにぞありける。

於哀枳瀾能、瀾於寐能之都波拖、夢須寐陀黎、陀黎耶始比三
登謀阿避於謀波攤俱備。

○於哀枳瀾能、瀾於寐能之都波拖は、大王之、御帶之倭文繪なり。天武紀に、倭文此云萬葉三に、古昔、有家武人之、倭文幡之、帶解替而、云云とあり。波拖とは、織たる布帛を云こと、上注に出。さて此倭文を、中古よりの歌に「いにしへの、文布の麻卷、賤きも」など續けならひたるより、今の荒布などの如、甚賤き物のやうに、人思へども然らず。古へ朝廷の寶物、或は、大神宮神寶等の飾に、一は錦を用ひられ、一は倭文を用ひられ、又大君の御帶なども、又然り。若賤き物ならば、錦に對ては用ひらるまじきなり。余はやくの時、古社の神寶を卷たる、倭文のさいで見しに、千歳餘經にたれば、いたく舊びて、色はさだかに分ざりけれど、其地あひの細密に、和かなる事、今世に、立文と云絹の如くして、處々に、薄青黄等の筋あり。其筋自然にして、えもいはぬ文をなせり。其形如此なりき。地あひま



此故に、其字を倭文とも、文布とも書るにて、錦に對て賞貴とみしなるべし。さてかく筋あれば、之都と云名義は筋津織の約れるならん。須知は志と常に志約まれり。都理と云は、於を略る也。今世に、筋のある柄を志麻と云は筋

交の意にやあらん。是も演ス
 知の約り、同じかれは也。
 帶に用ひさせ給ひしも、如此美麗き故なりけらし。○夢漬寐陀黎は結令垂にて、陀黎は、令垂を約て云詞なり。此句までは、次の誰を、いはん爲の序也。○陀黎耶始比登誅は、誰人毛にて、耶始は助辭也。愛八師、縦惠八師、など云ると合するに、言をつよく云意はあるべし。萬葉十一に、去家之、倭文旗帶乎、結垂、孰云人毛、君者不益、一書歌、古之、狹織之帶乎、結垂、誰之能人毛、君爾波不益。○阿遊於謀婆離俱爾は、不相合にと云にて、離俱は不を延たる言なり。○一首の意は、上は序吾は外の人は、思はぬにと云て、吾には鮪臣ちふ思ひ人ありと、しらせたる也。誰と云て、外の人はと云意なる事、助辭一覽に、例を合せて委く云るが如し。此は、鮪が己が心のまゝに云る也。

さて上件の體歌、此紀に載せたる次第は、「太子云云、直當鮪歌曰、之哀世能云云、鮪答歌曰、飢瀾能古能、耶陸能哥羅哥積云云、太子歌曰、飢哀陸極鳴云云、鮪臣答歌曰、飢哀積瀾能、耶陸能云云、太子歌曰、於瀾能姑能、耶賦能云云、太子贈影媛二歌曰、舉騰我瀾爾云云、鮪臣爲影媛二答歌曰、於哀積瀾

能、瀾於寐能云云、また古事記に、載せたる次第は、志毘臣歌曰、意富美夜能、袁登都云云、袁祁命歌曰、意富多美云云、志毘臣亦歌曰、意富岐美能、許々呂袁云云、於是王子亦歌曰、斯本勢能、那袁理袁云云、爾志毘臣、意富岐美能、美古能志婆加岐、云云、爾王子亦歌曰、意布袁余志、斯備云云」とあるが如し。思ふに紀記共に、此等の歌の次第までを、よく正し改めたるには非ず。たゞ雅樂寮より出さしめて、加られたるが多かりつれば、かくの如くは亂れたるにこそ。猶歌よく見しれらん人は、余が、右の如く改めたるが、私ならざるほどを知つべし。

斯て此皇太子少鮪之時、此時、鮪臣父子が、さばかりに驕オモヒヤガ、慢マダマて、無禮ムレイもの爲けるをも、顧オモヒホシ宥ユめ給ひ、又彼に口あかせ給はず、いと妙マコトに自シヨウ在シヨウに御歌をも賦給ひて、其御歌どもに、かつく寛ヒラキ仁ニのほども見えたるに對ても、いとよき天皇にましくけるを、いかなるをこの者の、所爲シヨウなりけん、御位の後、さまざまの悪行なし給ひしさまに書載たる、是古き私記に云りしやうに、孝徳、天智朝、異國の史等が爲わざにして、あなかしこ、雄略天皇を、異國の桀王に比し奉り、此天皇を、紂王に比し奉りて、あらぬ妖言を作り入し事、道別に辨へたるを見合すべし。然るに往古より、代々の學者、皆その文辭に欺かれて、上件の唱和の御歌をさへに、武烈天皇の御心には似ずなどいひて、強て弘計王ならんと、賀茂氏、木居氏なども

論ひ定めたるこそ、眼の力のいまだ足はぬ所ありけらし。
 太子、甫知鮪會 得二影媛二悉覺二父子無敬之狀一赫 然大怒、此夜速二向大伴金村連宅一會
 兵計策、
 これ上の御歌に、始陀騰余瀾、那爲我與蓋據魔、耶黎夢之魔柯枳、とよませ給ひし意也。彼歌の無敬さ

に、然かおぼしなりしも、御ことわりなり。

大伴連將ニ數千兵、微ニ之路、戮ニ鮪臣於乃樂山一本云、鮪宿影媛是時影媛、逐行戮處見是戮已一驚惶失所、悲淚盈目、遂作歌曰、

父子は、眞鳥臣と鮪臣と也。大伴金村連は、前大連、大伴室屋之子也。金村も此時、大臣眞鳥に並て、大連たりしなり。此段は、一本の如く、鮪臣其夜、影媛が家に宿りて殺されつるを、影媛、奈良山に葬送行とて、其悲しみをよめるうたなり。

伊須能箇瀾、賦屢鳴湏擬、舉慕摩矩羅、拖箇播志湏擬、暮能娑幡爾於哀野、該湏擬播屢比能、箇湏我鳴湏擬、逗摩御暮屢、鳴佐哀鳴湏擬、拖摩該爾播伊比佐倍母理、拖摩暮比爾、瀾逗佐倍母理、攤岐曹哀遲喻俱謀、柯尋比謎阿婆例。

○伊須能箇瀾は、石上にて、大和國山邊郡也。○賦屢鳴湏擬は、過布留なり。此地の名義さまざままいへど、石上は、本廣き地にして、其地の内なる布留と見る方安らかなり。此句、今本、湏擬底と、底字あれど、無き方よし。○舉慕摩矩羅は、薦枕也續けの意、冠辭考に、薦の枕、必ず高かるべければ、高きにかけてたりと云り。解云「高きにかゝる意ならば、薦ならでもありなん。是は、束ぬると云意にかゝれる也。その束を、たかねと云事は、萬葉五に、多都可豆惠、許志爾多河禰提と有」と云り。此解説、然るべき歟。○拖箇播志湏擬は、過高橋なり。崇神紀に、高橋邑人活日、式に、添上郡高橋

神社あり。此地を云なるべし。○暮能娑幡爾は、物多になり。つゞけの意は、屯倉は、諸國共に官物を納め置くを云ば、物當て多なる意なるべし。其をおほやけと云は、大屯倉のよし也。倉を計と云は、久良の約、加なるを、計に轉し云也。又官家、大宅などを訓は、家を家とも云と、同例の言なり。○於褒野該湏擬は、過入屯なり。和名抄に、添上郡に大宅あり。此地も、もと大屯倉を置れたる地なりけるより、名となりし也。字は、官家と同じくかくは、朝廷と遠朝廷との如し。○播屢比能は、春日之なり。此は誰も知ごとく、春日の、霞てかすかなる意のつゞけ也。○箇湏我鳴湏擬は、過春日なり。神の坐處にて隠れなし。さて此かすがを春日と書、あすかを飛鳥と書、やまとを、日本と書たくひは本皆枕詞より轉れる字なり。○逗摩御暮屢は、手端隠るにて、逗摩とは、手の端を云。瓜を云も。下の大兄皇子御歌に、都摩努利斯豆とあるは、衣の端を宣ふ也。萬葉二に、嬌隱有、屋上之山、十に、妻隱、矢野神山とあるは、矢と連き、ここは小箭とかゝれり。十三に、投左乃、遠離居而とある、投箭の意と聞えたり。冠辭考の後説に、妻隱、小眞室の意とせる、おほつかなし。○鳴佐哀鳴湏擬は、過小佐保なり。萬葉三に、佐保過而、寧樂乃手祭爾、置幣者とある、佐保に、小の發語をおける、小初瀬、小筑波、などの如し。さて初の石上より、是まで、奈良山の葬所に到る順路也。○拖摩該爾播は、玉筒爾者也。玉は、稱言、筒は、和名抄に、禮記註云、筒、和名盛飯器也。萬葉二に、家有者、筒爾盛飯乎、云云。○伊比佐倍母理は、飯副盛也。佐倍は、副而云辭、此二句のつゞけ。よく聞えたり。○拖摩暮比爾は、玉盤爾なり。和名抄に、説文云、盤、小孟也、字作椀、辨色立成云、末里、俗云毛比とあり。萬葉四に、片塊塊の誤、大膳式に、片塊、十二、片塊四十八口などあり。片塊とは、合組たるに對て、一づ、離れたるを云なるべし。

水を毛比と云は、此盃より轉りたるにて、飲に就たる詞なり。○瀾逗佐倍母理は、水副盛なり。上と合せて、飯も盛、水も盛と心得てもよし。又水に副て、飯も盛、飯に副て、水も盛と心得るが、是佐倍の本義也。久老云「飯と水とを持て、女の葬送に隨ひ行は、古への禮なりけん。今も吾郷の葬儀に、柩の先に、包持とて、衣服の類を物に包て持、次に水持とて、土盃に水を盛て持、次に侶子とて、木を曲たる器に、飯を入れて持り。皆女の役とせり。是古への遺風なるべし。近頃のさかしら人は、佛を忌嫌ふあまりに、是をしも、佛より出こし事と思ひひがめて、さる事もせぬも多し。かゝる古風の失はれゆくなるは、いといとあたらしくこそ」と云り。今按に、此東國の土俗等は、佛に近からむ事を欲して、古風を失ひ來るに、さすがに大神の坐國とて、佛を忌嫌ふあまりに、古風を失ふと云るが、めづらしき

○離岐會衰遲噓俱謀は、泣所沾行もにて、謀は、例の歎息の音なり。會衰遲は、濡沾る事なり。萬葉十六に、霖會保零とあると合せて思ふに、會保沾の義にて、其會保は、志保垂る意なるべし。雨露に、濡しはたれて立る人形を、そほづと云も是也。また潮波海人の袖しはたれて、又袖もしほゝに、春雨そほふるなど云るも皆同じ。されば此も、泣ぬれ、しはたれ行姿の、自悲しきよし也。○柯尋比謎阿婆禮は、影媛可哀なり。自名を呼て悲めるは、事の切なる也。上の尾代が歌に、瀾致爾阿賦耶、鳴之慮能古、また三重媛が歌に、阿理岐奴能、美幣能古賀云などよめるが如し。是を他人の歌とする説多かれど、如此様によめる歌。

解云、「此は鮪臣が、影媛が家にて被戮しを、乃樂山に葬埋とて、送り行を、傍の人見て、悲しみてよめるうた也。さなくては、此終の句、いかにぞや聞ゆる。みづから影媛あはれと、悲歎すべきにあらず」と云るは、後世の俗意なり。今の人は、誰もふと然か思ふれど、自吾名を云も、右に引歌と

もの如くなれば、此歌のみにも限らぬ事也。其上、もし此歌傍へより見て、影媛をあはれと思ひてよみたらんには、初め石上より、あまたの道を云べくもあらず、又次の歌にも合ひかたきをや。萬葉十三にも、二三首あれど、皆自たどり來し、道の勞を云るにて、他のうへをよみしはなし。其と合せて、此歌も、影媛自道の勞を述、事の可哀を深からしめん爲に、其名をも裁入たる、即死を究めたる情なるぞかし。

○一首總ての意は、刑ひ戮れたる夫の事なれば、おもたゞしき野べ送りも、爲がたきのみかは、近き所に葬る事だにもあははず、女の身として、石上より次々、こゝらある道の隈をたどりつゝ、左右の手に、飯と水とを持て、泣ぬれゆく、此影媛よ、わか身ながら、あはれ悲しとなり。まことに其形容、目に見ゆるが如くして、あはれいと深し。優れて愛き歌にこそ。

於是影媛收埋既畢、臨欲還家、悲哽而言、苦哉今日失我愛夫即便、麗涕槍矣纏心歌曰、

此詞のさまを思ふに、罪人なりければ、骸を葬る事もならざりけんを、偏に影媛がなさけにて、密に竊みて、奈良山の奥の、谷底に隠して、埋めたるなり。其ありさまにつけても、影媛が歎きの深かりしにこそ。さて遊臣に、軒けたる罪はあれど、女の道はつくせりといふべし。

阿彌爾與志、乃樂能婆娑摩爾、斯々貳暮能、瀾逗矩陸御暮 一四
利、瀾攤會々矩、思寐能和俱吾鳴、阿婆理逗那偉能古。

○**麴鳴備與志**は、奈良と云ん枕詞也。上注に出。○**乃樂能婆娑摩備**は、奈良之谷間になり。皇極紀に、谷此云波佐麻とあり。山の丘と丘との、挾める間なれば、挾間の義なるべし。今の俗言にも云ことなり。地名に、桶挾間など云處も遺れり。○**斯々貳暮能**は、鹿猪狀之と云ならん事、既に此は鹿猪のやうにと云意也。○**瀾逗矩陸御暮利**は、水漬邊隱なり。瀾逗矩は萬葉十八に、海行者、美都久屍カネノミに出。二十に、美豆久白玉云云、これら水に漬るを云。かくて此の續きは、鹿猪の谷間に隠れ伏せる如く、鮪が骸を埋み隠す意に云るなれば、上の斯々貳暮能は、隠りに係りて、水漬には關らず。舊説皆わろし。○**瀾離會々矩**は、水潜にて鮪にかゝる枕詞なり。此語の事、上にたび々云つ。○**思寐能和俱吾鳴**は、鮪之壯子を也。萬葉に、久米能若子、等能々和久胡、などよみて、壯士の稱なり。○**阿婆理逗那偉能古**は、食出勿猪なり。阿婆理とは、海人の朝菜夕魚に、上漁して物食より出て、鳥の餌を求るにも、求食と書て、總て物食ことに云り。偉能古は、たゞ猪の事にて、子は添言こと、馬を古末と云類なり。さればこゝは、如此埋めおく骸を、食出勿と制する也。

抄云「求食つるな豚なり。歌の大意は、奈良山の間に、猪の汀近く隠れ居て、我夫と憑みつる、鮪の若子をねらひて、情なくも食つくなとよめり。大伴金村を、猪に喰へたる也。猪は獸を取て、魚を取物にあらねど、意を得て喰へたるなり。此猪は、山猪なれど、豚の類なれば、ゐること云り」此解云「あさりのあさは、鮮のあさにて、顯出るを云。罪ありて、戮れしものなれば、その墓を、人の破壊かん事を恐て、かくはいへる歟。鮪と云名によせて、其を喰はんとて、ゐの子の顯出さん事を、制したるなり」此など云る、此等のひが事を數ふるに、求食つる勿と云る、其一也。豚とおぼえたる

其二也。大伴金村を、猪に喰へたるなりと云る、其三なり。求食と鮮かと、一に心得たる、其四也。顯出勿とせる、其五なり。鮪と云名によせて、それを喰はんとてと云る、其六なり。そもく上の禮會の歌などこそあれ、今涙ながら、葬納る夫の骸を、魚に比して、食ふなど云んやうの、ふつゝか事ありなんや。他は云にも足はぬ、えせごとゝもなれば、さしおきぬ。見ん人、次の惣意に合せて、わいだむべし。

○一首の意は、奈良の山のおく深き谷間の、水漬處に、思ふ夫を、鹿猪などの如く、隠らせ伏せておくぞ悲しき。いかで此壯士が骸を、食出勿しそ、此山の猪子等よとなり。或人云、猪は、人を喰ふ獸にはあらず、いかゞと問るに、こたふ、此は上に斯々貳暮能と云る縁に、偉能古とよめるが雅びかなり。人の骸を、掘出食ふものは、豺狼などなれど、於保加微と云て、聞れんや。常に獵して、猛き獸と、誰も知たるを取出て、諸の獸を包たるうへにも、ゐのしよとはいはずして、ゐること云事が、やさしきなるぞかし。

玉穗宮朝四首

並紀、記、若不載

紀云、七年九月、**勾大兄皇子**、親聘**春日皇女**、於是**月夜清談**、不覺**天曉**、**悲然之藻**、忽形於言、乃唱曰、

勾大兄皇子は、此繼體天皇の皇子、後に、安閑天皇と奉レ申。春日皇女は、仁賢天皇の皇女也。勾は

高市郡の地にて、皇子其地より、春日里に、聘せずさま、彼八千矛神の、聘に似たる故、其舊事をおもほし出て、唱へさせ給ひしなり。故作歌曰とは記さずして、乃唱曰とは云るならん。悲然之藻と云もその事と聞ゆ。

野^ヤ 絶^シ 磨^マ 俱^ク 爾^ニ 都^マ 磨^マ 々^々 祁^キ 咎^カ 泥^ネ 底^チ 播^ハ 屢^ル 比^ヒ 能^ノ 哥^カ 湏^ス 我^ガ 能^ノ 俱^ク 爾^ニ 々^々 一^一
俱^ク 婆^ハ 絶^シ 謎^メ 嗚^ア 阿^ア 喇^ラ 等^ト 枳^キ 々^々 底^チ 與^ヨ 慮^ロ 志^シ 謎^メ 嗚^ア 阿^ア 喇^ラ 等^ト 枳^キ 々^々 底^チ 莽^マ
紀^キ 佐^サ 俱^ク 避^ヒ 能^ノ 伊^イ 陀^タ 圖^ト 嗚^ア 飢^シ 毗^ビ 羅^ラ 枳^キ 倭^ワ 例^レ 以^イ 梨^リ 魔^マ 志^シ 阿^ア 都^ト 圖^ト
喇^ラ 都^ト 磨^マ 怒^ド 喇^ラ 絶^シ 底^チ 魔^マ 俱^ク 囉^ラ 圖^ト 喇^ラ 都^ト 磨^マ 怒^ド 喇^ラ 絶^シ 底^チ 伊^イ 慕^モ 我^ガ 堤^テ 嗚^ア 倭^ワ 例^レ 爾^ニ 魔^マ 柯^カ
絶^シ 每^メ 倭^ワ 我^ガ 堤^テ 嗚^ア 磨^マ 伊^イ 慕^モ 爾^ニ 魔^マ 柯^カ 絶^シ 每^メ 磨^マ 左^サ 棄^キ 逗^ト 囉^ラ 多^タ 々^々 企^キ 阿^ア 藏^ザ 播^ハ 梨^リ 矢^シ 自^ジ
矩^ク 矢^シ 盧^ル 于^ウ 魔^マ 伊^イ 禰^ネ 矢^シ 度^ト 爾^ニ 爾^ニ 播^ハ 都^ト 等^ト 喇^ラ 柯^カ 稽^キ 播^ハ 攤^ナ 俱^ク 攤^ナ 梨^リ 奴^ヌ 都^ト 等^ト 喇^ラ 枳^キ 蟻^ギ
矢^シ 播^ハ 等^ト 餘^ヨ 武^ム 婆^ハ 絶^シ 稽^キ 矩^ク 伊^イ 麻^マ 娜^ナ 以^イ 播^ハ 孺^ス 底^チ 阿^ア 開^ケ 爾^ニ 啓^ケ 梨^リ 倭^ワ 蟻^ギ 慕^モ

○野絶磨俱爾、都磨々祁咎泥底、ハ、八嶋國、妻覓不得而なり。此二句の意、既に八千矛神歌に註せり。さて春日も、同じ大倭の内なれば、いかなるやうなれど、こは只彼古歌を借てうたひ給ふ也。さりとて、理の違ふにも非ず。大八洲に、妻を覓かねたるに、近き春日里に云云と、此は心得べし。○播屢比能、哥湏我能俱爾々」は、春日之、春日之國爾也。一郷をも國と云こと、吉野國、泊瀬國、難波國など云る類也。○俱婆絶謎嗚、阿喇等枳々底」は、妙女を、開在而也。○與慮志謎嗚、阿喇等枳々底」は好女

を、開在而なり。以上四句、八千矛神歌には、佐賀志賣遠、阿理登岐迦志豆、久波志賣遠、阿理登伎許志豆、とあり。何事も其處に云り。○葦紀佐俱、避能伊陀圖嗚」は、眞木割、檜之板戸をなり。高光よりつゞくは、日の意、眞木よりつゞくは、檜の意なる事、既にいひつ。此は私記に、師説云、欲レ讀、檜板戸之發語也、と云るが如し。上の雄略段に、麻紀佐久、比能美加度爾、萬葉一に、眞木佐久、檜乃孺手乎などある、是也。眞木は、即檜木を美賞て云。割とは、大木を引わるを本にて、木作するをも云り。○飢斯毗羅枳」は、押開なり。萬葉五に、をとめらが、さなす板戸を、意斯比良伎、十四に、多禮會許能、屋乃戸於會夫流、などあり。上代の戸は、排戸なりつれば也。○倭例以梨魔志」は、吾人坐なり。御自ましと詔へるは、雄略天皇御歌に、倭例伊麻西磨、とあるに同じ。○阿都圖喇、都磨怒喇絶底、魔俱囉圖喇、都魔怒喇施底」此四句の意は、脚執、枕執、端裾執爲而、と云を、二句二聯に調べ給はんとて、都磨怒喇絶底を、再び裁入給ふなり。脚と、枕と云る例は、記上卷に、乃、匍、匍御枕方、匍、匍御足方而、哭、時、とある、紀には、脚邊と書たり。萬葉五に「父母者、枕乃可多爾、妻子等母者、足乃方爾」古今集に「枕よりあとより戀のせめくればせん方なしに一本、おもも床中にをる」などあり。さて圖喇は、執、行、執持、執成、執直、など云執にて、此は、夜床の欄方を執刷ひ、枕方を執直給ふ也。神代舊事に、行、廻、天御柱云云、とあると合て思ふに、如此爲給ふ事、御娶の古き禮式なりけらし。又端裾執爲而とは、相思ふ中にては、互に衣を脱重ね、袖さし交て寝る故に、其袖裾を刷ふを云。古今戀に「しのめのほがらくと明けけおのがきぬくなるぞかなしき」とよみたるは、其ぬき重ねて寝し衣を、今はとて、別るゝ時おのれく、取分ちて、着るを云。これきぬくてふ言の、本なれば、今も此意をよく心得て、よむべきわざ。凡そ八代集の比

までも「きぬく」の袖のわかれ」などやうに、別るゝ事にのみよみたり。然るに、後世は、但此四句、昔より解得たる人あらざれば、なほ如此云もこゝろみ也。後見む人、よく考へ定てとるべし。

抄云「跡取なり。衣の裾を、おさふる意なるべし。都磨怒利施底は、妻取而なり。是は内に入給ひて衣服をとゝのへ給ふなり云云」解云「抓摩爲而なり。都麻は、つまむを云、怒利は、摩るを云。榮花物語に、腹とりの女に、とらせよかしとあり。その世にも、按摩とりと云とりにて、足の方を摩、枕の方をなぐるなり」など云るが如し。猶是より甚しき説もあれど、煩はしかればもらしつ。

○伊慕我提鳴、倭例備魔柯施每は、妹之手を、吾に令し纏なり。萬葉三に、家有者、妹之手將纏云云。○倭我提鳴磨、伊慕備磨柯施每は、吾手をば妹に令し纏なり。萬葉三に、愛、人之纏而師、敷細之、吾手枕乎、纏人將目哉、また五に、麻多麻提方、多麻提佐斯迦閉とある、佐斯迦閉は、令刺交にて、右四句の意を、恒に約て云る詞なり。初卷沼河日賣命歌に、阿和由伎能、和加夜流牟泥遠、曾陀多岐、多々岐麻那賀理、麻多麻傳、多麻傳佐斯麻岐、毛々那賀爾、伊波那佐牟遠とあるも、此の意なり。其條釋を見合すべし。○麻左乘返囉は、正木葛也。冬も榮ゆる常葉葛なれば、名義は眞榮葛の意歟。又神代より神事に、眞折に割て用ひ馴來し故に、直に眞折葛と名に負けるにも有べし。此葛の事、冠辭考は、冬薯蕷と、一に思ひ混へていへれば、取がたし。國史草木攷云「繼體紀に云云、今正木葛と云ものは、本草拾遺に載たる、扶芳藤也、俗に、つるまさきと云、玉椿に似て、蔓纏するものなり、又今云、冬葛とて、本草拾遺に載たる、常春藤をも、云しにや云云」と云り。此俗に、つるまさきと云ものを、裁て見し事ありしに、今此御歌に、阿藏播梨と連させ給ふに、いとよく合ひて、其蔓いたく纏ひから

まるものなりき。葉は椿よりは、細くして、常葉ながら、十月の頃には、色づくも交りて、彼み山には霰ふるらし外山なる正木のかづら色つきにけり、と云歌も、思ひ合さるゝものなり。猶此葛を、眞折に折て、神事に用ひし事は、はやく難語考にも辨へ、道別岩屋戸段にも釋せり。

冠辭考に、萬葉に、冬薯蕷とも書つれば、常に榮る葛なるはしるし云云、山の岩木などに纏へる、とこはかつらの葉は、南天燭に似て黒みあり云云」など云る、葉の状は、つる正木と云ものゝ事と、聞えたるを、其を冬薯蕷と混じたる故に、その説の立ざるなり。かの冬薯蕷と書たるは、辭葛に、當たる字にこそはあれ。萬葉七に、冬薯蕷葛、彌常敷爾、九に、冬菽蕷都良、尋去那禮婆とある、是等なり。歌のつゞきも、ところつらと、よまずてはかなひがたきをおもふべし。

○多々企阿藏播梨は、手抱糾交なり。手抱は、手して抱く事、既に沼河日賣歌の下に出。糾交は、萬葉十二に、蜷陽、香黑髮丹、眞木綿持、阿邪泥結垂、和名抄に、校倉久良また又手の叉を、阿邪奴とも、あざなふとも訓、繩綯を、糾ぬなと云、何れも交る意也。上よりの續きは、多々企の三言を隔て、正木葛の、纏り糾交るよしにて、其を互に、身を交へ、纏はり寝給ふ事にたとへ給ふなり。○矢自矩矢盧は、繁釧と云ことなるべし。冠辭考云「萬葉九に、宋串呂、黄泉爾將跡云云、この宋串呂は、借字にて、繁釧の事と聞ゆ。紀勾大兄には、繁釧、美しとほむる語を、熟寢し時てふに云かけ、萬葉には同じ釧を、好とほむるを、黄泉にいひつゞけたりと見ゆ。そのしづくしろは、佐久々斯侶、伊湏々、折鈴五十鈴、などの語を思ふに、鈴を、繁に着たる釧ありて、そはうま人の纏ことなれば、さるほめこともあるならん。記に、女鳥皇女の玉釧を、大楯連が取て、妻に着しめたるが、くせことなりし事あるは、釧

のよきあしき分ちのありし也」と云り。實は今少しありげなれど、未得考ず。姑く此説に従ふべし。解に、駿酒呂ならんと云れど、此説はわろし。余先に、肉串煎にて、焼鳥、焼魚の類を云歟。宍は、肉の古字、煎を盧と云は、式に鯉煎を、加都遠伊呂理とあるに據て也。かくては、美とかよるも好とかよるも、理りはいとよろしかれど、矢自と目を濁れる、少し叶ひがたし。肉串と云、具の濁音を、上に轉じたる、古への音便にもあるにや。谷具久と云ふたぐひの例もあれば、猶よく考へてよ。○于魔伊彌矢度備」は、熟宿寢間に也。度は、間の保の略也。實は、度と云が本語、其を保度とも云は、保の發語を置る也。萬葉十に「わがせこを、なこせの山の、よぶこ鳥、君よひかへせ、夜之不深刀爾」此刀は、假字なり。また「あまの川、浪は立ども吾舟は、いざ撈出ん、夜之不深間爾」此間は、正字なり。此等を合せて、間の略なる事を知べし。抄に、時爾の略とせる、時の刀も本同語ながら、此は、時にてはよからず。本居氏の説に「萬葉十五卅三丁、又卅四丁、十九、十四丁、廿、卅三丁等なる刀は、外なり。其を俗に内にと云は、此方を内にし。彼方を外にして云言、外にと云は、彼方を内にし、此方を外にして、云言にて、意は同じ。されば夜の更ぬ外にと云て、夜の更ぬ内に、と云ことなり」と云る、此説は、殊にわるし。且さとびて煩らはし。

○備播都等喇、柯稽播離俱離梨、奴都等喇枳蟻矢播等餘武」は、庭津鳥、鷄者鳴也、野津鳥、雉者響動なり。此四句、八千矛神御歌に出て、其餘下に云り。○波縮稽矩摸、伊麻娜伊播孺底、阿開備啓梨俊蟻慕」は、愛くも、未言而、明來我妹なり。波縮岐は、上の仁徳大御歌に、阿賀波斯豆摩邇、萬葉二に、愛伎妻等者、四に、愛妻之兒などありて、皆うつくしむ意也。未言の、言は、口にて物言ことにはあらず、

萬葉に、云等言莫國、など云る類にて、此は未愛しとおもほす程の、御情もかたらひつきずして、明にけるよと、をしみ給ふ意を詔ふ也。

○一篇の意は、吾も八嶋國に、一人の妻を覓不得て、此彼を求ぬるに、春日郷に美好孺子のありと聞て、聘來て、檜の板戸を押開き、その孺子の間に入、御枕方を刷ひ、御足方を刷ひ、衣脱重ねて、床に臥、互に玉手差交、手身抱糾纏て、熟宿寢し間に、はや鳥どもは鳴て、未うるはしみも盡さぬに、夜は明去來、吾妹子よ、いかにしてましと、詔ふなり。

妃和唱曰、

御歌のさま、右の御答にはいと由なし。此は、あだしをりの御歌ならん。その事下にいふを考ふべし。
 莒母喇矩能、簸都細能、哥婆庾、那峨例俱、屢駄開能、以矩美二
 娜開餘囊開、漠等陸鳴磨、莒等爾都俱、瀆衛陸鳴磨、府曳
 爾都俱、喇府企、儺瀆椰、美母盧我、紆陪爾、能朋梨、陀致、倭我
 彌細磨、都奴娑、播符、以簸例、能伊開、能美儺、矢駄府、紆鳴謨、紆陪爾、提提
 那皚矩、野瀆美、矢々、倭我於、朋枳美、能於、魔細屢、娑佐羅、能美於、寐能、武
 瀆彌陀、例、駄例、夜、矢比、等母、紆陪爾、泥提、那皚矩。

○莒母喇矩能、簸都細能哥婆庾」は、隱城之、泊瀬之河從也。つゞけの意、上注に出。○那峨例俱屢駄

開能」は、流來竹之なり。○以矩美娜開餘囊開」は、伊隱竹、節竹なり。其に就て、心得あるべし。上の雄略大御歌に、母登幣爾波、伊久美陀氣滲斐、酒惠幣爾波、多斯美陀氣滲斐とあるは、生植て隠りたる也。此は筏などに組てあるを詔ふなり。伊矩美の意は、彼條にいひつ。餘囊開は、二の意あり。其一には、吉竹にて、琴笛に造るに、好竹と詔ふにや。其二には、節のこみたるを、取わけ節竹と詔ふか。此二、思ひ定めかねたれど竹に節といふは、附たることなれば、姑く節竹に依つ。見ん人定てよ。○漢等陸鳴磨、苜等備都俱喇」は、本方をば箏に造なり。韻會に、箏古以竹爲之とあり。箏字の、竹に従へるも、その故なるべし。本の節こみて、太き處を、琴に作るよしなり。○酒衛陸鳴磨、府曳備都俱喇」は、末方をば箏に造なり。末の細き處を、箏に造るよしなるべし。○府企離酒椰」は、吹鳴よと云んが如し、鳴すを、離酒とのみ云るは、萬葉二に「吹響流、小角乃音母」十一に「時守之、打鳴鼓」古今集に「秋風にかきなす琴の」云云などの如し。此は、府企は、箏の方に就て詔へるなれど、離酒は、琴箏を兼たるなれば、彈鳴吹鳴の意なり。さて此までの句ども、何の由に、如此はよみ給へるにかあらんいと心得がたし。諸抄に、とかくいひたれど、一も取べき事なし。

抄云「是は竹の同根なるをば、同胤なるに喩へ、本の方を、箏に作れるをば、皇子に喩へ、末の方を、箏に作れるをば、自らに喩へさせ給ふか。毛詩にも、妻子好合、如鼓瑟琴」とある如く、絲竹の音の和らぎ合ふをば、夫婦の道、とよのほりて、善名普く聞ゆるに喩へ給ふか。さて以上は、下の美母虛に、つゞけ給はん序なり」と云るは、あまり過たる説にして、殊には漢意なり。皇國の古へに、さる賢こだちたる譬へを、設くべきかは。また解云「こゝ迄は、三諸をいひ出ん料の、序にて、箏と箏との音の、相合へるを、みもるとはつゞけさせ給へるなるべし。もろは諸共のこゝろなり」など云れ

ど、三諸といひ出ん序に、泊瀬の地を取出んもいかゞなるうへに、琴箏の音を、諸とうけんも、いと事せばし。猶さても、次々の句どもの、解ゆかばこそあらめ、こゝのみを序として、下の句ども、心得がたしといひて止るは、何の詮もあらざるぞかし。

故今つらく考るに、こは上の御和歌にはあらずて、此皇女、皇后に立給ひてのち、此天皇の崩坐ける時の、御愉の歌なりけるを、今此條の御和歌は、既く脱失するまゝに、紛れ入たるものなるべし。

此皇女、崩坐しは、元年三月、天皇の崩坐しは、二年十二月なり。されば此琴箏は、天皇の御殯時の、樂に就て詔ふ也。殯樂器は、此御歌の如く、假に作

崩云々、或哭、或歌舞、逐參會於殯宮也、天武紀に、天皇崩云々、國々造等隨參赴各誅之仍、奏種々歌舞、などの如し。此は天皇、皇太子などのみに限らず、同紀に、大伴連望多麁

云々、發鼓吹葬之、などの類も猶見ゆ。是悲歎あまりのわざにて、嘆の中にも、うせにし人の御魂を慰め、復此世に還りませと招禱る、上代の誠情なり。○美母虛我紆倍爾、能朋梨陀致」は、御諸之上爾、登立なり。御諸は既に云つる如く、打まかせては三輪、龍田の、木深き神社を申せれど、又凡の神社をも申せる中に、此は、紀に天皇崩于勾金橋宮とある、其地の山の殯宮を指て詔へるなり。天

皇を齋ひ祭る宮なれば、神宮に異なることあらじ。されば皇后も、奏哭ながら其山へ登しゝなり。抄及解等に、三諸は、高市郡飛鳥の神田

なりと、かたく覺えたるは、ひが事なり。○倭我彌細磨」は、吾見爲者なり。古言には、安見爲之、安見爲禮者など、見を體言の如く見すとも見しとも用へる故に、其之酒を勢に活かして、かくは詔ふ也。此語の事上にもたびゝいづ。○都怒婆播府」は、蘿菁造なり。都怒とは、葛葛の類の古名にて、巖にはよく延か

ゝるものなる故に、次句の枕辭におき給ふ也。これも上の仁徳大御歌に出。○以箴例能伊開能」は、磐余池之なり。此磐余も、勾金橋も、共に高市郡なるを、行囊抄に依て見るに、相並びたる地なりければ、其殯宮の麓なりけらし。飛鳥の雷岡にては叶はざる事、於之見べきなり。○美難矢歌府紆鳴謨」は、水下經魚もにて、水中を經通ふ魚だにもと云意也。○紆倍備堤提那皚矩」は、出上而敷なり。○野瀆美矢々、倭我於朋枳美能」は、安見爲、吾大君之也。此つゞけも上注に出。○於麗細屢」は、所帶なり。常に於昆といふは、體言なるを、こゝは用語して、帶爲而御坐をかく詔へる也。萬葉九に、三諸乃、神能於婆勢流、泊瀬河とあるも同じことなり。此等、體言していふときは、於昆爾細瀆と云べきかゝり也。○婆佐羅能美於寐能」は、細紋之御帶之にて、即小紋形を省かせ給ふ也。是も允恭段に出。○武瀆彌陀例」は、結垂なり。此は、天皇の今結垂て坐を見て、詔ふにあらざれば、上に美於寐能と、能の言を添給へる也。此能にて、此句體言になりて、天皇の常々所帶し、結垂と云名になれり。今の世の言にても、結下、結切、心をつくべし。など云ときは、體言なりと。

さて野瀆美矢々より以下の五句は、次句を詔はん料の、序のみなり。○歌例夜矢比等母」は、誰人もにて、夜矢は助辭也。此つゞけ武烈段の歌に云。此は、百寮の人々の、奏哭るを見そなはして、詔ふなれば、誰も皆と心得べし。○紆陪備泥提那皚矩」は、下官者まで、殯宮の御前に出て嘆くを、詔ふなり。此を詔はん許に、上に美難矢歌府紆鳴謨、云々とは詔ひ置しゝ也。

○一篇の意は、泊瀬川より、筏に組て、獻る竹の本末を琴笛に造らしめて、百寮の人々の、音樂する殯宮に、吾も奉勵哭とて、參來て見れば、心なき磐余池の水中を經通ふ魚だにも、上に浮みて、歎くまなり。下官の人等まで、此宮に參上り來て、一同に歎き悲しむも、ことわりぞとなり。此御歌、かく

見れば、甚く優れて、紀記中に五六首の外ならぬ程なるを、昔より右の和歌の意に強て説曲て、あらぬ心詞のやうになし來にたれば、更に名歌一首拾出たる心ちなんしける。

二十四年冬十月、調吉士至自在那奏言、毛野臣爲人傲、假不閑治體、竟無和解、屢亂加羅、又偶儻任意而思不防、思故遣目頼子徵召、是年毛野臣被召到于對馬、逢疾而死、送葬尋河而入、近江其妻歌曰、

調吉士は、姓氏錄に、調曰佐、出レ自二百濟國人努理使主、與三調首同祖とあれば、本外蕃の人也。任那は、三韓の内の、某加羅と云し國々の惣名にて、此方より負し名なりき。欽明天皇御代に、新羅に滅されて三韓と一になれり。さて、此に尋レ河而入、近江とあれど、此歌は、いまだ近江に入ざる程によめるなり。其は旅にて死たる故に、本郷に入を、送葬とはいへるにて、山城國淀川を折りゆくほど、其妻、近江より迎に出たるに、河内國枚方あたりにて、例の喪葬の樂の音を聞て、悲しみてよめるうたなり。

比羅笮歌、喩、輔、曳、輔、枳、能、朋、樓、阿、符、美、能、野、愷、那、能、倭、俱、吾、三
伊、輔、曳、府、枳、能、朋、樓。

○比羅笮歌」は、從枚方にて、於枚方と云意也。枚方は、河内國渚院の在し北にて、淀川、湊也。諸抄に、近江の地名也と云るは、釋紀に、平形、近江之所名歟、とあるに依てなれど、彼書は前文に、

入近江一其妻歌曰、とあるに泥めるものにして、只おしあてなり。前文に、然かきし超て記せるは、紀記の常にて、これのみなりぬをや。

此地昔より名高くて、今も榮えたり。○輔曳輔枳能朋樓」は、笛吹上なり。此句、いと感あり。近江妻はたゞ病の事のみを聞て、連行て逢見んと、急ぎ此處まで迎に出たるに、喪船の樂を聞て、いたく驚きたるなり。こゝは、いまだ旅路にて、送葬にはあらざれど、うせし人のために樂しつゝ、淀川を折れるにぞありける。○阿符美能野」は、近江のやなり。本國近江人なる故に云。能は、萬葉に、難波乃哉、とある類ひにて、添云言、野はいはゆる呼び出しの也なり。○愷那能倭俱吾伊」は、毛野之若子なり。毛野は、本地名なるが、氏となりしなり。式に近江國野洲郡、毛爾乃神社二座、今本毛字とありて、近江志に、毛丹村見えたり。毛野、愷那、毛丹、皆音通へり。若子は、壯士の通稱、妻より夫を指て云る、上に影媛が、志毘能和俱其、とよみしが如し。伊は續紀詔詞に、藤原仲麻呂伊、百濟、玉福信伊、萬葉三に、志斐伊者奏、四に、紀關守伊、十二に家奈流妹伊、などやうに、下につけて云る多かり。○輔曳符枳能朋樓」二句を、再び返せるは、是悲しき事の限りなる故なり。毛野之若子が、笛吹と云ふはあらぬぞよ。四句にて切て、歎きを含てきくべし。○一首の意は、わがせの君がかへると聞て、うれしさに、待かねて難波まで迎に出たるに、思ひよらずはや枚方に、喪船の笛吹のぼるこそ悲しけれ。毛野若子伊、あなこひしやといふかひもなく、笛吹のぼるよとなり。

目頼子初到任那時、在彼郷家等、贈歌曰、

上の前文のつゞき也。在彼郷家等とは、毛野臣に従ひ行し、此間の軍卒等なり。贈歌とは、壹岐渡へ贈り來しにて、實はよしなき事なれば、來給ふなどいふさとしなり。

柯羅屢爾鳴、以柯爾輔居等所、梅豆羅古枳駄樓、武哥左屢樓、以祇能和駄喇鳴、梅豆羅古枳駄樓。

○柯羅屢爾鳴」は、伽羅國をばの意にて、任那の舊名以て云るなり。舊説等に、惣て西方の外國を指て、云也と云るは、たがへり。此はその意にはあらず、上の前文にいへる意なり。○以柯爾輔居等所」は、如何言事ぞにて、輔は以輔を略り。等云を等布と云かごとし。さて此句の意は、萬葉十五、新羅御使人歌に、牟可之欲里、伊比那流許等乃、加良久爾能、可良久毛已許爾、和可禮湏留可聞、とよめる如く、伽羅國をば、いかに云ことぞ、辛き國と云にはあらざるか、其に遙々來るといふは、心得ちがひぞと、さとしなり。○梅豆羅古枳駄樓」は、目頼子來なり。此名、紀に、未詳と記せるを思へば、此時、希見き意に取てよめるを、語傳へて本名は失たるにや。○武哥左屢樓、以祇能和駄喇鳴」は、向所離、壹岐之渡をなり。向所離は、向に、遙かに遠く放れるを云。壹岐は、任那に向ひ離れるなるべし。渡は、其國へ渡る場を云。萬葉に、對馬渡と、よめるが如し。此國に、風待などしてありし間、任那より便のついでにいひ贈れるなるべし。○梅豆羅古枳駄樓」此は旋頭歌なれば、三句を返せむなり。

○一首の意は、から國をいかに云ことぞ、其名に負て、辛き國といふにはあらざるか、それに懲もせて、めづらしく、目頼子來ぬと云、今壹岐のわたりに、來つときけば、此こと申やるとなり。

稜威言別卷之十

金刺宮朝二首

並紀記
不載

二十三年云云、是月遣大將軍紀男麻呂宿禰、將兵出彰喇、副將河邊臣瓊岳、出居曾山、而欲問下
新羅攻在任那之狀、云云同時所處、調吉士伊企儼、爲人勇烈、終不降服、新羅將、拔刀欲
斬、逼而脫、禪、追令以尻臂、向二日本、大嗥叫曰、日本將、齧我腕、即嗥叫曰、新羅王
啗我腕、雖被善逼、尚如前叫、由是見殺、其子舅子亦、抱其父而死、伊企儼辭旨、難
奪、皆如是、由此特爲諸將、帥所痛惜、其妻大葉子亦並見禽、怡然歌曰、
姓氏錄に、紀宿禰、武内宿禰之子、木菟宿禰之後、河邊臣、武内宿禰四世孫、宗我宿禰之後也と見ゆ。吟
喇、居曾山は、任耶の地名なり。調吉士伊企儼は、上に出たる人なるべし。舅子は、其子の名、大葉
子は、其妻の名なり。さて此に、怡然歌曰とあれど、こは大葉子が、自よめる歌には非ず。一首の表
を、つら／＼考るに、此大葉子も、夫伊企儼の如く、高き臺の上に載られて向日本、日本將云云と
いへと、逼られるに、是も然はいはずして、領巾振て日本方を拜みけるを、日本軍士等遙に見て、
其猛き心を稱へてよみしなるべし。さなくては、城上に立しと云詞、かなひがたし。さても伊企儼主
をはじめとして、其子其妻に至るまで、三人ともに、さしも健く、潔く、命はてける事、賞つべし稱
ふべし。後世の鳥居氏の家期は、此伊企儼主の勇烈に、かづ／＼似たれど、其妻子の及ばざりしは、

古今のたがひなるべし。
柯羅俱爾能、基能陪爾陀致底、於譜磨故幡、比例甫囉湏母、
耶、耶魔等陞武岐底。

○柯羅俱爾能は、加羅國之にて、任那の舊名なり。任那と負せて後も、常には如此云りし也。○基能陪爾陀致底は、立城上二而なり。夫伊企離は、終に新羅將が誂へしことを云ずて、死ける故は、其妻大葉子をも禽して、伊企離の代に、又其墓に立せたるにぞある。其事紀文にも脱しけるなり。さる事恒におほかり。○於譜磨故幡、比例甫囉湏母耶は、大葉子者、領巾振すもやなり。かくさまに云比例は、必しも領巾ならねど、手にまれ、袖にまれ、振物を指て比例と云こと、既に云るが如し。甫囉湏は、振を延たる言、母耶は、歎息なり。此等の事も上注に出。今本此耶字を落せるは、次句の耶と、二並びたる故ならん。さて此句の意は、此時新羅に向て拜めとか、日本將に向ひて惡言いへとか逼られけるに、然はいはずして、日本方に向ひて、領巾振且拜みなどしけるを、賞嘆せしなり。母耶の嘆息に、其賞嘆の意はあるなりけり。次の耶魔等陞武岐底の落句、此に加て心得べし。
○一首の意は、敵に虜れて大葉子は、伽羅國の城上に立せられ、吾軍陣の日本方に向て、領巾振拜がむはや。此は極て、敵將等があつらへし事もあらんに、其には降らずして、如此する事の雄々しさ、いさぎよさやと、吾が將卒のうちにて、譽はやしたるにぞある
諸注、紀文に附らひて、此意を得悟らず、大葉子が歌として説ける故に、聞えがたし。

或有和曰、

是も誤れり。此は和へたる歌にはあらず。右歌の、或云の歌にて、唱へひがめたるものなり。
柯羅俱爾能、基能陪爾陀々志、於譜磨故幡、比禮甫囉湏彌二
喩、那爾婆陞武岐底。

是一首の上に、たゞ七字換りたるのみにて、心詞全同じことなり。殊に難波は、此國の一郷の名なれば、異國より向難波など云べきに非ず。もし日本の陣所の名かとも思へど、任那の地名めかず。故此歌は注にも及ばず。細書に改て、一云と記すべきものぞ。

小墾田宮朝三首

並紀、記
不載

二十年春正月辛巳朔丁亥、天皇云云、置酒宴群卿、是日大臣上壽、歌曰、
天皇は、欽明天皇皇女にて、敏達天皇皇后に坐けるを、崇峻天皇、蘇我馬子に弒られ給ひつるによりて、御位に即せ給ひ、はじめ大和國豐浦宮に、天下所知看、後小墾田宮に遷坐き。後に推古天皇と奉申。大臣は即馬子なり。上壽は、後漢書註に、壽者人之所欲故卑下奉觴進酒、皆言上壽とあり。此も其意にて書るなり。上壽歌と云意にはあらず。

夜^ヤ湏^ス彌^ミ志^シ斯^ス和^ワ餓^ガ於^オ朋^ホ耆^キ彌^ミ能^ノ訶^カ句^ク理^リ摩^マ湏^ス阿^ア摩^マ能^ノ椰^ヤ蘇^ソ訶^カ
 礙^ゲ異^イ泥^デ多^タ々^々湏^ス彌^ミ蘇^ソ羅^ラ烏^ウ彌^ミ禮^レ磨^モ豫^ヨ呂^ロ豆^{ジュ}餘^ヨ珥^ニ訶^カ句^ク志^シ茂^モ餓^ガ
 茂^モ知^チ餘^ヨ珥^ニ訶^カ句^ク志^シ茂^モ餓^ガ耶^ヤ知^チ餘^ヨ珥^ニ訶^カ句^ク志^シ茂^モ餓^ガ訶^カ
 之^シ胡^コ彌^ミ且^ヂ菟^ツ伽^カ陪^ヘ摩^マ都^ド羅^ラ武^ム烏^ウ呂^ロ餓^ガ彌^ミ且^ヂ菟^ツ伽^カ陪^ヘ摩^マ都^ド羅^ラ武^ム宇^ウ多^ダ豆^{ジュ}紀^キ摩^マ
 都^ド流^ル

○夜湏彌志斯、和餓於朋耆彌能「は、安見爲、吾大君之なり、上注。○訶句理摩湏、阿摩能椰蘇訶」は
 隠坐天之八十蔭なり。隠坐は、天皇の、御舎内に、隠おはすを云、
後世の心にては、直に隠坐といはまほし
 きやうなれど、大殿、隠、岩屋戸、隠など
 とは少し異にて、恒に坐坐かたは、隠りと云が定りなり。中昔の歌に「櫻がり雨はふりきぬおなじくはぬるとも花の蔭にかくれん」
 此歌を、後にやどらん、と直したる本あれど、此かくれんも、隠んの意なれば、木のまゝに有べき也。又此に其「かくれん」を、
 「かくり」とあるは、今の人の、「吹なみたりそ」と云處を、中古迄の歌には、「吹なみたりそ、春の山風」、さて天之八十蔭とは、
 とやうよめる、其と同じ事にて、必ず如此有べき語也。此事置のまゝと云書に云るを見合すべし。
 其御舎の、高く廣くして、天津日影を覆ひて、奥深く、蔭となれるを云。其を八十としも云るは、百陽、
 八十陽など云る類にて、蔭をいひ榮せる辭也。此は日影を覆ふ事をいへば、其中に、雨露風等を防ぐ事
 あるは本よりなればぞかし。抑大宮を、天之御蔭と稱言る、古きことにて、年祈祝詞に、皇御孫命能
 御舎仕奉豆、天能御蔭日能御蔭止定、奉豆云云、四方國乎安國登平久知食、賀故云云、平野祭祝詞に、高天原爾
 千木高知豆、天能御蔭日能御蔭止定、奉豆云云、大殿祭祝詞に、皇御孫命乃御殿乎云云、天之御蔭日之

御翳止造奉仕禮留瑞之御殿乎云云、これらに合せて、此も、天之御蔭日之御蔭の、八十蔭に隠御坐
 を云と、心得べし。○異泥多々湏は、出立すにて、恒の御座に坐すをも申すは、今の俚言に、御家に御
 出なさると云意、此は平言に、出御なると云意にもあるべし。大宮より、他所へ出立せるを云にはあら
 ざるぞ。○蘇彌羅鳴彌禮磨は、眞空を見者なり。彌は美山美雪などの美と同じく、眞に通ふ言、蘇羅は、
 天津空を云にはあらず、天皇宮を日宮と稱す如く、直に大御座坐す大殿を仰て申せる也。諸抄共に、萬葉
 二に、天原、振放見者、大王乃、御壽者長久、天足有、これも大殿を仰きてよめる也。○豫呂豆餘珥、訶
 句志茂餓茂は、萬代、如斯しも莫なり。如斯しもとは、今見奉る、此状ながらと云意、古今賀に、如
 此しつともかくにもながらへて君が八千代にあふよしもがな、茂餓茂も、此歌のもがなと同じく願ふ
 辭也。さて次二句は、千代と八千代と、詞を換て、三段に重ねたるのみにて、同じ事也。今本、那知餘
 の耶を脱したれば、補ひつ。諸抄に、此句、重複衍文とせれど、紀何れの本にも此句あれは、衍文には非ず。思ふに、神功紀
に云廻す習ひも、訶之胡彌底、菟伽倍摩都羅武は恐、而將仕奉なり。○烏呂餓彌且、菟伽陪摩都羅武は、
ありしにこそ、○訶之胡彌底、菟伽倍摩都羅武は恐、而將仕奉なり。○烏呂餓彌且、菟伽陪摩都羅武は、
 拜而將仕奉なり。烏呂餓牟は、釋紀に引る私記に、乎禮加々無也、と云る如く、體を折、屈意にし
 て、手を合すにも非ず、拜字は後に當たるなり。さて、此馬子、先天皇を奉弒し心にて如此申せるは、
 偽の如くなれど、是も詐には非ず。又此天皇の、馬子を寵給ひて、次の如き御歌を賜はしたるも、女帝
 の故には非ず。又厩戸太子の、馬子に親て、先天皇の讎を報んの御心、坐ざりつるも、怯懦坐し故には
 あらず。天皇も雄々しく、太子も非常の君に坐たれど、只口をしきは、此時、君臣共に、婆羅門の目に
 御心奪はれ給ひしに依てなりけり。そもく欽明朝に、百濟より渡し、佛法は、天竺八種民の下輩

偏士の漁獵にして、生死を、事ともせず、親を殺せど其子恨ず、子を殺せど其親恨ず、生死の上に恨を結ぶを、愚癡の限りとせり。あなかしこ、然る邪見に、かつぐも肖給ひしこそ、あさましき極みなりしか。これらの事、世々の識者の論ひ、悉くひがみたれば、千代古道と云物に、委く辭へおきつ。○宇多豆紀摩都流は、宴坏奉なり。今世の心にては、臣より、天皇に坏奉る事、いかどと思ふやうなれど、是は自飲て奉るにはあらず。時の大臣なる故に、臣下へ賜ふ、今日の宴の大御盞を奉れる也。即前文に、上。壽。歌。曰とあるもその意也。御盞を獻るは、即御酒を奉るなるぞかし。

私記云「師説目、獻此歌二豆、加之津支奉也」抄云「佐可彌豆伎の下を合せて、宇多豆伎と云にや、解云「歌就奉也。就はいつきかしくくの、就におなじ」上など云れど、かくては前文に叶はず。歌の上よりのかゝりにも叶ひがたし。上に息長帶姫命の、太子に御酒奉らす時、賀歌うたひて獻り給へると同じ心ばへなりければ、此も始め奉るときにうたへるなり。

○一首の意は、天下を安見しせず、吾大君の隠坐大殿の、天の御蔭日の御蔭と高知す、高御座に出御すを仰ぎ奉れば、千代に萬代に、今日の宴の、赤に穗に大座々へかし。吾も存へて、恐こみつゝ仕へ奉らん、拜みつゝ仕へ奉らんと、先此宴の坏奉るとなり。

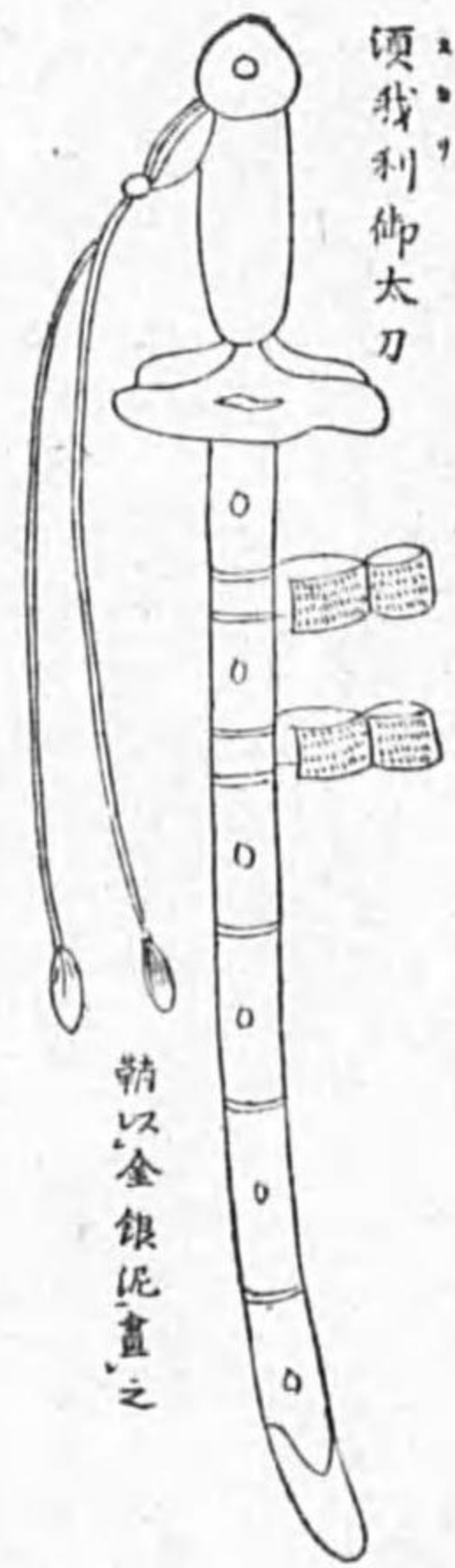
天皇和曰

此時、大御酒は其として、恐みて奉仕と申せる詞に、答へさせ給ふなり。

摩蘇俄豫蘇俄能古羅破宇摩奈羅磨辟武伽能古摩多智二
奈羅磨句禮能摩差比宇倍之訶茂蘇俄能古羅烏於朋枳
彌能兔伽破須羅志枳

○摩蘇俄豫は、眞音よにて、曾我といはん料に、同じ物以て、重ね給へるなり。萬葉十二に、眞音吉、宗我乃河原爾、十四に、夜麻瀆氣乃、曾我比爾宿思久などの類ひなり。大神宮儀式帳に、百帳、蘇我乃國、熱田縁起に、麻蘇義、乎波理乃夜麻乃云などは、義を以て續けたるにて、此とはことなり。馬千事、上に ○蘇俄能古羅破は、宗武之子等者なり、宗武は大和國高市郡宗我郷より出たる姓なり。私記に、日向國、出千里駒と云るは、推量なるべけれども、良馬の出し事あるなるべし。○多智奈羅磨、句禮能摩差比は、大刀爾有者、吳之眞刀なり。此吳は、只稱言なるべし。神代紀に、蛇韓鋤之劍、と云稱言も見ゆ。神代の時、韓國の物ならぬを以て知べし。さて此韓といひ、吳といへる稱言に、二の意あるべし。一は遠來の物を愛るならひにて、常に韓錦、韓玉、吳竹、吳藍、吳服部、など云なれて、稱言となれる是也。今一は、造制の名也。大神宮神寶圖に、須我利御太刀、蟾螂御太刀などあるたぐひ也。今其圖を假に出す。只かたばかりなり。

此等其制を以て名く。萬葉に、狛劍と多くよみたるも、柄に鎖など著て、高麗風に擬へるを云なれば、今此に、吳之眞鋤とよませ賜へるも、其定なるべき歟。是其二也。此二の内、見ん人定て取べきなり。



頃我利御太刀
柄ハ寸四分
鞘三尺九寸
今異之

兩其制大神中式也

さて今如此しも云ことは、抑十握劍、尾羽張、都牟刈等の如く、神代より刀劍の、殊に吾皇朝獨優れたる事、誰も知ごとくなるに、異國の鈍刀を、賞給ふことわりあらざればなり。中昔に、以三南蠻鐵、針之とあるも、伊勢氏は、猶此國の、及鐵の事なりと云へり。かゝれば、以上四句は、此御代に日向より出し名馬と、吳之眞劍と名けたるよき大刀の、ありけるを以て、比給ひしものと見べきにこそ、かくて刀を、差比と云こと、弘仁私記よりして、諸抄解得

ず。近來も抄、傳、解等に云る、皆悉く非なり。此は常に、身の守として副佩物なれば、身に副る由にて、差比とも差閉とも云なり。佩を活かして、波加志とも云類なり。たとへば衣服に、會伎奴、許呂母などの名はあれども、又著に就て、伎毛能とも、美氣志とも云が如く、太刀にも、多知、都留岐等の名あり。差比とも、波加志とも云なりけり。古へは、男たる者は、刀は束間も身を離たざるならひなりき。倭建命御歌に、登許能閉爾、和賀滲伎志、都流岐能多知、曾能多知波夜、萬葉廿東人の歌に麻久良多知、己志爾等里

波伎、麻可奈之伎、西呂我馬伎已無、都久乃之良奈久」此等以て、夜寐るにも、床邊、枕邊に、刀を置し事を見べし。また九に「如已男爾、負而者不有跡、懸佩之、小劍取佩云云」是にて、晝も座右に懸おく刀のありし事知べし。即差比とは、此等の如く、常に身に副持るをば取わき云り。記上卷に、其和邇將返之時、解所佩之紐小刀、著其頸而返、故其一尋和邇者、於今謂在比持神也、神武紀に、稻飯命乃歎曰、云云、拔劍入海化爲劍持神とある、此等御身の守護刀也。故右等の如く、小刀に云るが多かり。また齋明紀に、膽振鉏此云伊浮梨婆陸とある類は、座右の刀也。凡此等を合せて其稱の意を悟るべし。又此鋤鉏等の字を當たるに就て、惑へる説あれど、是も農具の鋤の意にあらずして、右の如く、守護として身の助となる意を以て、金偏を添たるならん。さらば鉏と書も、助の力を省るなり。抄解等は、此字どもに泥み、記傳は字に離れて、差比は眞身也と云れど、差際とも云る、陸字に叶はず。其云る。説、皆しひごととなりけれど、あまり長くなりつれば、此には得辨へず。彼書どもを披きて引合せ見べし。

○宇倍之訶茂は、諾し哉にて、宇倍は承、諾る言、之は助辭、訶茂は歎息なり。皆上に出。○蘇餓能古羅鳥、於朋枳彌能、菟伽破濱羅志枳は、宗我子等を、天皇之令使らしきなり。子等は、親しみ給ふ言、大君は、御自らも詔ふ詞なれど、此は、女帝の御事なれば、吾御夫の、敏達天皇をかけて詔ふなり。然なくては、宇倍之と云、羅志枳と詔ふ詞に叶はず。諸注わ羅志は推量辭、枳は、置去し事を云辭にて、先帝にかけて詔ふなり。哉の結びなる以ても知べし。○一首總の意は、蘇我之子等は、馬にていはゞ、當今御召の日向の駒、太刀にていはゞ、當今御側に置る、吳之眞刀と名に呼ぶ太刀の如し。げにも先の天皇の御時より、寵使ひ給ふらしとなり。

二十一年十二月庚午朔、皇太子遊行於片岡時、飢者臥道垂、仍問姓名而不言、皇太子視之、與飲食、即脫衣裳、覆飢者而言安臥也、則歌之曰、

皇太子、用明天皇皇子、聖德太子に坐り。此御子生ながらにして、聰明坐々ける故に、豊聰耳皇子と申せり。今飢者をあはれみ給ふ、是此皇子の、御本性なりけるに、ふと婆羅門に、御心を奪はれさせ給ひて、終に朝廷の御衰となるべき事を、引起させ給ひしこそ、あかずくちをしけれ。此飢者、いづくの民としるべからず。

斯那提流、箇多烏箇夜摩爾、伊比爾惠且、許夜勢屢、諸能多比等阿波禮、於耶奈斯爾、那禮奈理鷄迷夜、佐湏陀氣能、積彌波夜那祇、伊比爾惠且、許夜勢留、諸能多比等阿波禮。

○斯那提流「冠辭考云、「こは級立る物は、斜に片はへなる意にて、片とはつづくならん。神武紀に、磐余之地舊名、片居、亦曰片立」といひ、山城の山階てふ處も、坂路によりて階といひ、越國に、科坂在てふ冠辭のあるも、嶮き愛媛の坂などの、階立る故とおぼし。これらをむかへて、都久麻近も、山級ある地なる故につづけたるならん。提流は立るなり。押照難波も、襲立浪速てふ意なるを、おしとると云に同じ」と云る、これは宜しき説也。此説にしたがふべし。上に志那多由布、佐々那美遲、とある志那、また弓に云、志那なども皆同言にして、撓み曲る意也。其撓むをしなふと云志那も、又同じ。○箇多烏箇夜摩爾」は、片岡山に也。
抄、解、又冠辭考に、河内國、石河郡とせるは違へり。こは下に引、萬葉歌に、竹原井と記せるに依て、なるべけれども、其は道のたよりなり。行囊抄、南遊

第四、大和國葛下郡龍田越條云、追分、舟渡ノ南ノ岸邊ニ在、自是左に赴ハ、達磨寺ノ路也、又當磨寺ヘモ行、左藥井村右大輪田村、堀内村、北村ニ、達磨寺アリ、此邊ヲ片岡ト云、名所也、片岡山ト云ハ、小山也、達磨寺、自龍田町二里云云、朝原ハ、達磨寺ノツマキ、南ノ原ヲ云、此間に、歌多引たり。稱名院殿、高野紀行云「片岡の志水明玉院」のあたり、朝の原まで、壺をたづさへて來れり、むかひの峰などうかすみて、まことに名ある所のさまに、人々歌あり」とて片岡、朝原のうたあり。今按に、右の飢者を、後の浮屠氏等、達磨大師なりけりなど詐て、さる寺を建たる也。輿地通志、大和國、葛下郡、達磨寺下云、在王寺村山號片岡推古天皇廿一年十二月、皇太子遊行於片岡時、飢者臥道垂死、太子語從者曰、此飢者非凡也、必眞人也、後人以爲達磨大師因建寺、事見元亨釋書、及南禪得岩惟肖禪師中興記と見ゆ。凡僧徒の人を惑はす、かくの如し。かゝれば「片岡や富の緒川の絶ばこそ」と云歌も、其時に偽作れりしなるを、公にもてはやされたるはいかにぞや。今は只此達磨寺も、古院となりければ、こゝの地跡の證とはすべきものぞ。○伊比爾惠且は、飢飯而の、字を省る也。○許夜勢屢は所臥なり。萬葉に、許伊布湏、許伊麻呂妣、などよめる許伊を、許夜と活かして云なれば、夜行の通ひなり。上の輕太子歌の、許夜流許夜理とある下に云り。○諸能多比等阿波禮は、其旅人可憐なり。多比々等と云べきを、同言の重なる處は、一省て云例多かり。阿波禮は、此はいとほしみ、惑む意にて今世に云と同じかれば聞え安し。○於耶奈斯爾、那禮奈理鷄迷夜は、無親汝將生やなり。於耶は、こゝは兩親にあたり、那禮は、汝と云に禮を添たる、吾と云を阿禮と云と同じ。
此外、子呂、妹等など云、呂等も、皆良行の通言なり。

奈理は、大被詞に、成出牟、天乃益人等賀とある、成にて、生出るを云。鷄迷は、けんチシハの辭なれど、耶と引連キツかる所なる故に、牟を迷とは轉じいはるゝ也。夜は、やはの意の返語にて、此二句の意は、親なしに汝生れ出んやは、親も有べきにと、歎き給ふ也。○佐酒サケ陀氣能タキニは、植竹ウヅタケ之なり。冠辭考云、佐は阿佐の略にて、淺篠竹の、くみと云を轉して、きみといひかけたるなり、今云、此語はわろけれども、次に云る事どもの中には、心得と成べき事もあれば引ヒキ雄略御歌に「母登モトノ敵爾波、伊久美イクミ陀氣タキ滲シ斐ヒ云云」この伊久美竹は上の久麻クマ檜ヒノの、久麻クマとひとしければ、籠り竹と云を約め轉して、くみ竹といひけん。萬葉十一に、刺竹サシタケ齒隱コトモリ有とあるも、同じ意のつゞけなり。大宮人とつゞけたるは、かの君とつゞけ給へしより、君のます宮にもいひ轉したるなり」上と云る、いと力ある説にぞある。されど淺篠原とよめる、淺は淺茅の淺にて、深からぬ小竹の原を云なれば、賀辭カキゴトめかず。今按に、佐酒竹の佐酒は、植竹の殖と同じく、根刺ネサシ殖りて、生榮オホヒえあるを云。早苗ササノも殖苗ウヅタノの義、五月も殖月の義、五月雨も殖水垂ウヅタノにて、殖代のために天上より賜はる水のよし也。芽メさす萌モさすなど云佐酒も、生出る意は同じ。早ササノ蕨ワラビも刺サシ蕨ワラビにて、去年の古根より芽メさすよしの名なり。萬葉十三に、刺サシ楊ヤナギ、根張ネバシ梓スズナ突ツキとよみたる、此刺サシ楊ヤナギも、殖りて榮え立タチる柳の、根張ネバシと受たる。と、此の植竹と、全モトら同意なるをおもふべし。

抄には、竹の一名とし、解には笹竹の、節込フスマと云つゞけなり、など云る、いといまだし。傳には、偏ヒナに冠辭考にしたがひたり。されど續けの意も、今少しおもふべきなるべし。

かゝれば連ツぎの意も、芽メさし出たる若竹の、枝エダさし葉ハさし、榮ホトえゆく意にて、君とも大宮とも、つゞけ云にはあらざるか。○根彌ネニ波ハ夜ヤ那ナ祇キは、君はや無ムなり。上よりのつゞきを思ふに、此君は、飢者ウツシが身を寄る主人などを云にはあらで、大君を詔ミコトノコトふなるべし。これも夜は、反語にて、上に大君やは坐イささる、聖君のまします代に、民の道路に飢といふは、さてもく痛イタしき事よと、おもほす意と聞ゆればなり。

もし此意ならば、佐酒竹は、大宮とかゝるが本にて、君とも云つゞくるなれば、君は大君ならでは、叶ウひがたかるべし。近來古學者の歌に、民間の上にも、罪につゞくめるは、いかがあらん。よく考へ正して、用ふべきわざなるべし。此類の誤り常多かれは、事のつひでにぞ有ける。○伊比爾イヒニ惠ニ厚コト、詩夜シヤ勢セ流リウ、諸能ソノ多タ比ヒ等ト阿波禮アハレ」此三句、再び返し給へるは、憐れとおもほす御情の深きなり。

○一首の意は、此級ノ立ツる片岡山に、飯イハに飢ウツシて臥フシる旅人ぞ、いとほしくあはれなる。親なしに、汝ニとて生ナ出デけましやは、悲しと思はん親もあるべく、又君はやなき、上に聖の大君もまします代に、道路ミチに飢ウツシ臥フシる、此旅人の、かへすくも、あはれにいとほしとなり。調べのよろしきみうたなり。

萬葉三に「上宮カミミヤ聖德セイトク皇子ミコ、出遊イデユ竹原タケハラ井イ之ニ時トキ、見ミ龍田山リウテンサン死人シニ悲カミ傷キ御ミ作シ歌カ、家有イノチラバ者ノ、妹イモガ之手テ將マ纏マ、草枕クサマクラ、客爾キヤクニ臥フシ有リ、此旅人コノタビヒト阿ア怜レ」これは、後に追擬オヒヒナシてよめるなり。竹原は、河内國大縣郡なりと、物にも河内志にも見ゆ。龍田山とあるも違ふべからず。彼片岡の達磨寺までは、一里ばかりも隔ちたれど、古へは、其邊りなべて龍田と云しなるべければ也。さて見ミ死人シニとある、若是シレを古コき傳ツへと見る時は、彼書紀の文に、與ニ飲食シ、即脫シテ衣ヒ裳シ、覆フ飢者ウツシ而ニ、などあるは、例の潤色なる歟。

岡本宮朝一首

大臣將殺境部臣而興兵遣之、境部臣聞軍至、率仲子阿椰、出於門坐胡床而待、時軍至乃令
來目物部伊區比、以絞之、父子共死、乃埋同處、唯兄子毛津、逃匿于尼寺瓦舍、云云、出之入歌
傍山、因以探山、毛津走無所入、刺頸而死山中、時人歌曰、

大臣は、馬子が子、蘇我蝦夷なり。境部臣は、姓氏録に、阿部臣同祖、大彥命之後也と見ゆ。此は摩
理勢臣の事也。太子傳に、大臣叔父、蘇我境臣境瀨と見ゆ。此段は、蝦夷が私の心に從はずとて、誠
忠なる摩理勢臣を殺し、其子、毛津臣をも殺さんとしける故に、山に入れる比、時人の思ひてよ
めるうたなり。

于泥備椰摩、虚多智于須家苦、多能彌介茂、氣菟能和區吳一
能、虚茂邏勢利祁牟。

○于泥備椰摩は、畝火山なり、上注。○虚多智于須家苦は、木立雖薄なり。うすけれども、と云を
略きて、かく云る、萬葉に欲けど、遠けどなどあると、同じいひさま也。○多能彌介茂は、憑敷もにて、
介は疑ひ、茂は歎息なり。彼山、木立薄くして、隠れがたかるべけれども、爲便なきまゝに、憑敷とし
てか、あはれが痛みて、此句に、誰ぞ憑みとなりて、救ひ助くる人はなきかと、比たるなり。時に大
連弓削守屋も亡されて、蝦夷一人擅にふるまひけるを、よそながら悪む人、多かりけらし。
し、解に、憑敷と云る、共にひが事也。此賦を
うけて、結句に、祁牟とは、結たるなるぞかし。○氣菟能和區吳能は、毛津之壯子之なり。他ながらにして、

壯子と云るに、賞したる意あるべし。○虚茂邏勢利祁牟は、將隱有なり。此は山に籠れりしほどの
うたにて、未自刺頸死さしほどに、時人の歌ひしなれば、探山し間、日比經たるなるべし。
○一首の意は、畝火山、木立薄けれど、せめて其をだに憑みとしてか、毛津壯子がこもりせりけん。あ
たら壯士を、誰ぞ救ひ助くる人はあらざるか、彼蝦夷が悪を、懲す人はあらぬかと、下に含めたるなり。
諸抄の釋おろそかなり。

後岡本宮朝七首

元年云云、是歲蘇我大臣蝦夷、立己祖廟於葛城高宮、而爲八佾之舞、遂作歌曰、

祖廟は祭舍なり。葛城高宮は、高津宮條に出。八佾之舞は、論語に、子謂季氏、八佾舞於庭、とあ
る註に、佾、舞列也と見ゆ。此は左氏傳に、天子用八、諸侯用六と云るに就て、蝦夷が僭上の甚し
き由に、書る字なり。遂云は、八佾之舞の驕れるのみならず、遂に如此る、おふけなき歌さへによ
めると云意也。そも、雄略天皇朝までは、未漢學の見には、いさゝか奪はれざりつるに、其後追々、
吳韓の史生多く入來て、やうく臣連等、彼國の惡風俗を見習ひ、且は進られ、そのかされもして、
無禮者等次々に多くなりて、つひに此蝦夷が如き、狂賤も出來しこそあさましけれ。是を思へば、
殺害は婆羅門に起り、臣の僭上は漢學に始りつる事いちじろし。それが中にも、異國の史生等が、入
來る比は、殊に甚しかりきと見えたり。其は奈良朝の頃は、頗に漢學行はれつれど、萬葉集歌を見る
に、未眞情は失ひはてざりき。これ其ほどは、行て學ぶことはありしかど、史を召す事のなかりし故

とぞおぼしき。中昔の末にても、鎌倉へ異國の僧をあまた入てのち、俄に無敬なりしなどに合せて、おもひ合する事こそおほかりけれ。

野摩騰能、飢斯能毗稜栖鳴、倭施羅務騰、阿庸比施豆矩梨、一舉始豆矩羅符母。

○野摩騰能、飢斯能毗稜栖鳴は、大和之、忍之廣瀨をなり。忍は、忍海郡にて、飯豐尊の角刺宮の在し地也。廣瀨は、其處に廣瀨神社おはす、是也。天武紀四年夏四月、遣小紫美濃王云云。大ニ祭大忌神、廣瀨川曲とあれば、名所の廣瀨川も、一流れなれども、此は其川曲の廣き處を云るなり。抄、解に、別はひが事さて此に、大和之としも云出たるは、此二句に、大八洲を押領せんの下意を比したる也。○倭施羅務騰、阿庸比施豆矩梨は、將渡と脚帶手刷にて、豆矩梨は、つくろひの約れる也。萬葉十七にも、和可久佐能、阿由比多豆久利とよみたり。こゝも庸は吳音にて、由に用ひたるが通音なれば、何れにても有べし。脚帶の事既に安康紀に出。○舉始豆矩羅符母は、腰刷ふもにて、母は歎息なり。かくて天位を奪はん、下かまへするよと、己が家の子どもに諭せるなり。

○一首の意、歌の表は、大倭の忍海の河の、廣き瀨を渡らんと、足結手刷り、腰のあたりまでも引揚て、身の用意すといひて、裏には、今間もなく、大八洲を廣く押領せん。それ故に、先づ先祖廟をも、天子と等しく祭りおくぞとなり。

二年冬十月丁未朔壬子、蘇我大臣蝦夷、緣病不朝、私授紫冠於子入鹿、擬大臣位、復呼其弟曰

伊波能杯爾、古佐屢渠梅野俱、渠梅多爾母、多礙底騰哀囉、
栖歌麻之々能烏賦。

紫冠は推古紀に、蓋大德之冠也とあれば、此時大臣の冠なりし也。上宮は、聖德皇子の、斑鳩宮に残り坐山背大兄王、以下の王等を云。太子傳に、蘇我大臣子、林臣入鹿、致奴王子、兄名輕王、巨勢德太古臣、大伴馬甘連、中臣鹽屋連等六人、發惡逆、計太子子孫男女二十三人王、無罪被害、山背大兄王、殖栗王、茨田王云とて、二十三人の王等、妃等の名を記し、及主從二百四十餘人、一時に亡び給ひし由をしるしたり。太子は、既に云ばかりの君なりけれど、何の故なくかゝる事の起て、跡かたなく滅び給ひ、血脈さへも絶つるは、たゞ事には有べからず。密に奇異の思ひをぞなしける。童謠とは、時の異變を、善惡ともに神の謠はしめ給ふを云。即和邪は、神態の和邪なり。此は上宮王等の亡び給ふよしを、豫て嚮にて歌ひたる也。

○伊波能杯爾は、於君上なり。本文古注云、以伊波能杯、而諭上宮とあり。○古佐屢渠梅野俱は、小猿米燒なり、古註云、以古佐屢、而諭林臣也。以渠梅野俱、而諭燒上宮とあり。記者の自註は、信みにもならざれど、是は其世の傳へと見えて、何れもよく當りたり。初句上と云を上宮に喩へたるのみならず、彼斑鳩宮は、石上とも云べきものなり。二句、蝦夷が子なれば、入鹿を喩へて、

子猿とも云べきもの也。また上宮太子の王、及妃等を焼亡すなりければ、子妻焼と云べきもの也。○渠梅多備母」は、米だにもにて、米なりとも意なり。○多礙底騰羅羅」は、手揚て行去せにて、米を持て逃ねと云意也。多礙と云語の事、はじめの、八千矛神の條に云り。本書、下文云、巨勢德太臣等、焼斑鳩宮、灰中見骨、誤謂王死、解圍退出、由是山背大兄王等、四五日間、淹留於山、不得喫飲とある、其前兆なり。○歌麻之々能鳥賦」は、山羊之老翁也。和名抄に、爾雅註云、羴羊、或作羴、和名、加萬之々、大ニ於羊、而大角者也とあり。下文云山背王、頭髮班雜毛似山羊と云る、此喻へなり。鳥賦は、塩土老翁などのみならず、萬葉に、山田守老翁と云るやうにも用へり。此も其なり。此語の事、道別に處々出。

○一首の意は、こたび上宮の御子たち妻たち残らずをば、蘇我の子猿が焼亡すなり。是は幽事にて遁れがたかれど、せめて米だにも携へて走ませ、山羊に似たる、山背大兄王よと也。此も一二年生延給ふのみにてうせ給へり。次の歌に見ゆ。

三年夏六月癸卯朔己巳、志紀上郡言、有人於三輪山見猿晝睡、竊執其臂、不害其身、猿猶合眼歌曰、

武舸都烏爾、陀底屢制羅我、爾古禰舉會、倭我底騰羅每、
 拖我佐基泥、佐基泥會母野、倭我底騰羅須謀野。

此惟異を、大和國磯城上野郡の郡司より、言上せし也。これ山背王の、亡び給ふ前兆なり。

○武舸都烏爾」は、向峯になり。萬葉に多き詞也。次と合せて心得べし。○陀底屢制羅我」は、所立兄等之にて、伊駒山に隠れ給ふ、山背大兄王等指て云なるべし。奈良山の向ひにあたり。

抄云「所植制羅之なり。制羅は木の名歟。いまだ何の木と、云ことをしらず」解云「その木は、枝葉の軟かなる木ゆえ、柔手とは、つづけたるか」と云る、心得がたし。

○爾古禰舉會」は、柔手こそと云なるべし。禰字、常は多く、年の假字に用ふれど、漢音、奴禮切、又乃禮切とあれば、此は泥の假字に用ひたる也。紀は、吳漢通はして、泥涅等を、傳にも禰にも用へるが如し。即大兄王の、御手を云なり。○倭我底騰羅每」は、吾手を將取にて、每は舉會の結び也。此句は、大兄王等こそ、神の御守を蒙て入鹿を戮給はめ、との諭しなるべし。按に、本書の上文に、三輪文屋君進而、勸曰請移向於深草屯倉、從茲乘馬詣東國、以乳部爲本、興師還戰、其勝必矣、と再應諫めたる事あり。是三輪君といひ、又三輪山猿といひ、自然守護神の御告なるべきに、山背王等、唯老佛にのみ淫して、承引給はずて亡び給ひしも、又神の御心なりけらし。○拖我佐基泥」は、誰敵手なり。萬葉十三に、所攝將拆、鬼乃四忌手、十四に、加我流阿我手乎などある、其は戰て折たる手を云なるを、此は上の爾古禰の反にて、王の柔かなる御手に對て、庶民の戰たる手を、凡に云る詞也。○佐基泥會母野、倭我底騰羅須謀野」は、折手ぞもや、捉我手もやにて、會は、上の誰といふ疑言の結、もやは、二つ共に歎息也。さて庶民、文前に、所謂、に、我手を捉すもやと歎きて、逆に、入鹿に人を擔はれて、己れ亡ぶるよと、咎めたる也。

○一首の意は、向峰の伊駒山に隠る、山背大兄王等こそ、吾三輪君をかたらひて、入鹿父子を戮給ふべ

きものなるに、逆さまに、入鹿に巨勢臣等を方らはれて、王等のをめぐり亡び給ふは何事ぞや、と云は
 どの諭しを、彼有人、猿の臂を執たるにつきて、手に譬てさとせる也。再説も、云ふこともあれど、凡てはむけ
 に解得ず。引にも足はされぬしつ。
 後文云、其人驚怖猿歌、放捨而去、此是經三歷數年一上宮王等、爲蘇我鞍作、圍於騎駒山之兆
 也とあり。かゝれば王等未斑鳩宮に坐し間の事なりつれば、向峯は伊駒山には非ず。斑鳩宮を指る也
 とも云べけれども、凡の上皆未前を指たる、諭し状なりければ、伊駒山とは釋しつ。見む人其心してよ。
 さて又、既に二年十一月、大兄王は子弟妃妾と、一時に自經死給ふよしに見えるに、三年六月條に、此
 猿歌を出せる、右文に、經三歷數年と云るに合す。此等は、紀文の、錄さまのあしき也。此文ともに、
 鞍作と云るは皆入鹿が事也。是は、初學のために云おくなり。

戊申云云、是月國內巫覡等、折取枝葉懸掛木綿、伺大臣度橋之時、爭陳神語入微之說、其巫覡
 甚多、不可具聽、老人等曰、移風之兆也、于時有謠歌三首、其一曰、
 巫覡の偽して、愚者を欺きし事、久しき時よりの事なり。此間世の騒しかるにつきて、蝦夷等を惑は
 さんとて、然るわざを作り出たるなるべし。されども時の童謡は、自然、街衢にしてうたふ歌なりけ
 れば、巫覡等がしわざにはあらず。其とは別に見べし。但巫覡等の、然か騒ぎつるも、又神の御
 心なりけんか、それまでは、測知べからず。

波魯波魯爾渠騰會枳舉諭屢之麻能野父播羅

○波魯波魯爾は、遙々爾にて、此は、幽冥のよしなるべし。○渠騰會枳舉諭屢は、琴ぞ所聞なり。
 琴は、天詔琴のよしにて、神御告の、ほのかに聞ゆる諭し也。神懸の時、琴の音につれて、神の御言告
 すを以てなり。此事道別神功段に委し。上にも、少しは云つ。解に、言會所聞也。○之麻能野父播羅は
 と云類は、皆わろし。
 嶋之藪原なり。抄に「嶋は大臣の宅地の名也。終に、藪原とならん兆なるべし」と云る、此は釋紀註な
 がらさもあらん。本書下文云、於是或人、説第一謠歌曰、此即宮殿接起於嶋大臣家、而中大兄與中
 臣鎌子連、密圖大義謀、戮入鹿之兆也、とあり。此嶋は、高市郡桶郷にて、本は安閑天皇皇居なり
 しを、馬子が時より宅地として、嶋大臣とぞ呼ける。後に、日並知皇子尊領し給ひて、桶嶋宮と申せり。
 萬葉二に歌多出たり。

其二曰、

烏智可柁能阿婆努能枳々始騰餘謀佐儒倭例播禰始柯
 騰比騰會騰餘謀頃

○烏智可柁能は、彼方之にて、俗にあちらの方のと云意也。かやうに用ふ、二種ある事、既に清寧段、
 袁登都波多傳、とある下に云り。解に、大和國高市郡の越を云也と云るはわろし。此はた三句の、
 騰餘武と云までの序のみなれば、いづくと所を指るにはあらず。 ○阿婆努能枳々
 始は、粟野之雉にて、粟畠のある野邊を云る也。抄に「萬葉七に、阿波乃野之花、極、之、貳に、添上郡に率河
 阿波神社あり。若其邊を、彼方と云歟」と云れど、是もわろし。
 ○騰餘謀作孺は、不令響動なり。上二句を、此言を云出人料に、軽く求出たるのみ。○倭例播禰

始柯騰」は、吾者雖僂にて、俗に臥て置しかどと云意なり。此禰の事、一卷の、瀆勢理毘賣命御歌、奴衣久佐下、又允恭段餘理泥氏登富禮、とある下などに云り。さて倭例は、蝦夷が吾也。蝦夷、彼斯能毗稜栖の歌よみける後、やうく古人大兄を立て、己專擅にせんとて、密に謀つしらずがほしてあるを云なり。下文に、上宮王等、性順都無有罪、而爲入鹿一見害、雖不自報、天使誅之也、と云るは非也。此歌は、入鹿が事にはあらず、且は詔ひたり。蝦夷、入鹿が亡る事は、其おふけなき隠謀を、神の憑て誅し給ふにこそあれ。上宮王等の故にはあらざるをや。殊に天使人云云といへる、既に此間の史生等は、天日嗣の神勅の隨なることわりを忘れ果しにこそ。○比騰會騰餘謀誅は、人ぞ令響動にて、世人がいひさわぐよとなり。

○一首の意は、彼の方の、粟野の雉子のごと、音には立ずして、自は隠し臥て謀てども、幽冥より神の知しめして、おのづから人にしらしめ給へば、世にいひ騒ぐぞかしとなり。是間もあらず、蝦夷父子が亡る兆なり。諸抄、何れも、右に引紀文に委ねて云るゆゑに、ますくじが事多かり。

其三曰、

烏麻野始爾、倭例烏比岐例底、制始比騰能於謀提母始羅孺、伊幣母始羅孺母也。

○烏麻野始爾」は、小林爾にて、此句に、林臣が事を云と聞せて、其林と指處は宮中也。宮中も百寮林

にて、星の林など云類の詞也。○倭例烏比岐例底」は、引入吾而なり。中間に、阿伊宇於の言を省る例おほかり。○制始比騰能」は、令殺人之にて、志勢は令殺なり。此上文に、奉殺をシセマツルと、訓たる、その志勢は勢と約る故に、かく云なり。○於謀提母始羅孺、伊幣母始羅孺母也」は、面も不知家も不知にて、母は、例の歎息、也は與に通ひて、此は嘲笑ふ辭也。下文云、此即入鹿臣忽於宮中爲佐伯連子麻呂、稚犬養連網田所斬之兆也と云り。是は然もあるべし。物の陰より、ゆくりなく顯れ出て斬たるなれば、入鹿を殺し人の、面も家も知ずと云べきものなり。其斬たる時の状は、本書云、戊申、天皇皇極御天極殿云云、於是中大兄、戒二衛門府、一時俱鑰十二通門、勿使往來、召聚衛門府於一所、將給祿、時中大兄、即自執長槍隱於殿側、中臣鎌子連等、持弓矢、而爲助衛、使海犬養連勝麻呂、投下箱中兩劍於佐伯連子麻呂、與葛城稚犬養連網田上白、努力努力急、瀕應斬、云云、即共子麻呂出、其不意、以劍傷割入鹿頭、肩、入鹿驚起、子麻呂運手揮劍、傷其一脚、入鹿轉就御座、叩頭、曰、云云、天皇即起入於殿中、佐伯連子麻呂、稚犬養連網田、斬入鹿、是日雨下、潦水溢庭、以三席障子覆鞍作屍云云。是は、其さるべき處のみと有。その詳き事は道別にて見べし。

○一首の意は、入鹿が、吾を大極殿に欺き引入れて、未面も不知家もしらざる、二人の者に令殺られんとは、思ひもよらずであるが、をかしさよとなり。かくて此日、蝦夷も共に亡されき。

こゝに或人問ていはく、世に童謡を神のしわざといはじ、朝廷の御大事などこそ、其と心つけしめ給ふ事は有べけれ、かゝる逆臣の禍る先兆を、うたはしめ給ふべきことわりなし。若し此時、入鹿其う

たを聞しりなば、いよ／＼身の用害して、深く事謀り爲すべきにあらずや、と云るにこたふ。神の御告と童謡とは、いたく異なるぞかし。今此童謡と云もの、事を近くいはど、上の條々、上宮王等の亡び給ふも、又此蝦夷父子が亡びけるも、皆幽冥にての神の所爲なるからに、自然かゝる前兆を世にうたはしめて、只事ゆゑもなく然か成ゆきしにはあらざる事を、神のしらしめ給ふなり。されば昔も今も、此童謡といふものは、其事はてゝ後にのみ、思ひ合する事ありて、かねてより其歌に依て、其變を悟るといふ事、をさ／＼あらず。まして其悪人の、己が身のうへと悟り知るやうのうたを、いかでか神のうたはしめ給はん。もしかたへの人は、其かと思ひ合する事ありなんとも、其本人の、ゆめ／＼思ひならざるが、神わざなるぞかし。

秋七月、東國不盡河邊入大生郡多、勸祭、虫於村里之人曰、此者常世神也、祭此神者、致富與壽、巫覡等遂詐託於神語、曰、祭常世神者、貧人致富、老人還少、由是加勸、捨民家財寶、陳酒陳菜、六畜於路側、而使呼曰、新富入來、都鄙之人、取常世虫置於清座、歌舞求福、棄捨珍財、都無所益、損費極甚、於是葛野秦造河勝惡民所惑、打大生郡多、其巫覡等恐休其勸祭、時人便作歌曰、

大生部は、續紀に、大生部直と見ゆ。韓國人に賜はし、姓なり。六畜は、小學紺珠に、馬牛羊豕犬雞と見ゆ。皇國に羊なし。羊に猿を代る事、天武紀に見ゆ。されど此はたゞ漢字を書るのみなれば、家々の飼物と見ればよし。葛野秦造は、山城國葛野郡造なり。秦氏の事は、歌の條に出。巫覡の民を惑は

す事、本僧徒の佛の奇特を僞れるを、美て起れり。故中古の頃は殊に多かり。光仁紀云、如聞比來無知百姓、搆合巫覡、妄崇淫祀、菟狗之設、符書之類、百方作怪、填溢街路、託事求福、還涉厭魅、非唯不長朝憲、誠亦長養妖妄、自今以後宜嚴加禁斷、とある類ひ、猶多かり。其僞惑す趣を見るに半は佛、半は異國道師、且邪術なども、粗混せる様に見えたり。

禹都麻佐波、柯微騰母、柯微騰、枳舉、曳、俱屢、騰舉、預能、柯微乎、宇智岐多、麻湏母。

○禹都麻佐波は、太秦者也。私記に、河勝之姓也と見ゆ。古語拾遺云、秦酒公進任蒙寵、詔聚秦氏、賜於酒公、仍率領百八十種服部、蠶織貢調、充積庭中、因賜姓宇豆麻佐、言隨積理益也、所貢絹織、欸於肌膚、故秦字、謂之波陀、と云る、此分註は諸ひがたし。禹都は珍寶、珍子、宇頭御手など云は、貴き意なるを、高き意に轉し云事、宇豆高とも云が如し。推字を、ウツダカシと訓も、高き意なり。然れば彼酒公の奉れる調物の、御庭にうづ高く積りたるより、賜へる姓なり。秦を波太と訓も、肌膚の意には非ず。彼百八十種服部を率て、蠶織業を廣くせりし故に、機堪の約れる意とこそ聞えたれ。猶此宇豆麻佐の事は、朝倉朝條にも云つ。○柯微騰母柯微騰は、抄に神も神、誠の神と、いはんが如しと云る、おもしろき釋さま也。其意と見ても、あしからじ。されど此は常に「いきとしける」高しとも高し「ぬれにぞぬれし」など重ねて、意を勁からしむる詞也。こゝは此句にて暫く切て心得べし。○枳舉、曳、俱屢は、所聞來にて、流言の聞えわたるを云也。○騰舉、預能、柯微乎は、常世之神をなり。此常世は、遠き國を云て、即異國の邪法の類を云也。○宇智岐多、麻湏母

は、令^ス打^{ウチ}懲^{ケル}もなり。きたむるは、懲^{コラ}す意の語也。續紀四詔詞に、是乎任法爾間賜比、支多米賜倍久在止母、とあるが如し。按に、孝徳紀に、鹽を堅鹽と訓るが、此語の本義なるべし。其は、鹽はよく物を鹽折する物なるより、志保と名に負て、青菜類に是をそまぎかくるに、忽しほるゝ、是則きたむるなれば也。記明宮段に、不償其物恨其兄子、乃取其伊豆志河之河嶋之節竹而、作八目之荒籠。取其河石合鹽而、裹其竹葉令詛言、如此竹葉青、如此竹葉萎而青萎云々とある、是も、鹽以てきたましむるなり。

抄に、打痛すなり。伎と伊と、普通すなりといひ、又解に、打消給はす也、など云る、皆ひが事ぞかし。

○一首の意、二の心得あるべし。其一は、太秦河勝は、神とも神とも、眞の神と云べし。此時は二句にて云べしと合。世の流言に、聞えわたる、常世の神を打懲ましめたるぞよとなり。其二は、太秦と、初句にて切て「神とも神と聞えくる、常世神をと、引ついでて心得るなり。二三句のつゞき、後世の耳くせにては、騰きこえくると云やうなれど、古くは、騰といひ入たるも多かれば、二句を、初句の河勝に附て、常世神と、對せたる方古風にて、理りも宜しきやう也。見む人よく定めてとるべし。

舊説どもは、皆後の意に説り。又解に、常世神とは、即大生部多を指て云といへるもたがへり。常世神と指ものは、多が詐れる、蟲の事にこそあれ。其よし、上の前文にて明かなるものをや。さて太秦造が打たるは多なれど、多を打ば、その神の根を斷にあらざや。

豐崎宮朝三首

大化五年三月乙巳朔戊辰、蘇我臣日向、譜倉山田大臣於皇太子曰、僕之異母兄麻呂伺皇太子遊於海濱、而將害之、將反其不久、皇太子信之云々、喚物部二田造鹽二使斬大臣之頭、皇太子妃蘇我造媛、聞交大臣爲鹽所斬、傷心痛惋云々、致死焉、皇太子聞造媛徂逝、愴然傷但、哀泣極甚、於是野中川原史滿、進而奉歌歌曰其一、

蘇我臣日向は、蝦夷が甥也。倉山田大臣は、大鳥大臣にて、内麻呂と云り。皇太子は中大兄皇子也。史滿は、此御世に、あまた置れたる中の、一人なり。

耶麻鷺播爾、烏志賦陀都威底陀虞毘預俱、陀虞陸屢伊慕一乎、多例柯威爾鷄武。

○耶麻鷺播爾、烏志賦陀都威底陀虞毘預俱、陀虞陸屢伊慕一は、山川に、鷺爲雙居而なり。雌雄むつまじき由に云るなり。萬葉四に、爾保杼里能、布多利那良毗爲、ともよみたり。○陀虞陸預俱は、副宜なり。萬葉四に「草枕たび行君をうつくしみ副而曾來しかの濱邊に」また「人もなき國もあらぬかわぎもことたつさひ行て副而將座」○陀虞陸屢伊慕一は、所副妹をにて、妹は造媛を指る也。○多例柯威爾鷄武は、誰將率にて、何人か率て去けんと、造媛の死給へるを惜めるなり。

○一首の意は、關々、雌鷺在河之洲、窈窕淑女君子好述と云、古ことを思ひ出るに、實に山川に、鷺

雌雄居て、副宜耦るさまなりけるに、其妹命を誰が率て去けん、あたらしく、悔しき事をしにける哉となり。史生の事なれば、毛詩句を思ひて、本句は、置るならんか。

其二

摸騰渠等爾、波那播左該騰摸那爾騰柯母于都俱之伊母
我、磨陀左枳涅渠農

○摸騰渠等爾は、毎本にて、即木毎にと云意也。萬葉十四に、於布之毛等、許乃母登夜麻乃、麻之波爾毛、とよめる、此等の母等も同じ。按に、木神を句々、猶馳命と申。句々猶馳は莖立の義也。莖の立るは幹なれば、木を指て母等とも云べし。是を伎と云も、句々猶馳の約れる言なれば、句々猶馳の四言、何れに云も同じことなり。○波那播左該騰摸は、花者雖開なり。○那爾騰柯母は、何とて歎にて、騰はとての意、母は例の歎息なり。○于都俱之伊母我は、愛妹之なり。下に、于都俱之伎、阿餓倭柯枳古弘、萬葉三に、愛人纏而師などあり。皆親しびうつくしむに云り。○磨陀左枳涅渠農は、又開出不來なり。死し人の、再び蘇り來らざる意を花に寄せたれば、咲出來ぬとは云るなり。若自の悼歌ならば、うつくし妹などは申すまじきことなれど、此は皇太子の御心になりてよめる故なり。抄云、萬葉二十防人歌に、等吉騰吉乃波奈波佐家登母奈爾瀆禮會波々登布波奈乃佐吉低已受祁牟、是は今の歌を取てよめるに似たりと云り。一首の意もこれにて聞べし。

後文云、皇太子慨然頽歎、褒美曰善矣悲矣、乃授御琴而使唱、賜絹四疋布二十端綿二裏とあり。

白雉四年、是歲太子奏請曰欲冀遷于倭京、天皇不許焉、皇太子乃奉皇祖母尊、間人皇、后并率皇弟等、往居于倭飛鳥河邊行宮、于時公卿大夫、百官人等皆隨而遷、由是天皇恨欲捨於國位、令造宮於山崎、乃送歌於間人皇、后曰、

皇祖母尊は、皇極天皇、間人皇后は、太子御同母妹、皇弟は、後天武天皇と申す。河邊行宮は、高市郡飛鳥村南にて齊明天皇宮所となれり。山崎は、山城の今の山崎也。さて此太子の御行跡や、信に天皇の國位を捨てんと、所思なり坐つるも、御理りにぞ有ける。又公卿百官等の、皆隨て遷りたるは、何事ぞや。そもく子として父をすて、妻として夫をすて、臣として君をすつる、土民にも無きわざ也。況や是は、天下所治、天皇にましますをや。皇朝におきて、前代未聞の無道と云べし。是誰が罪ぞや。此御代、天皇も、皇太子も、頻に漢學を好ませ給ひ、異國の僧俗を、あまた呼給ひて、三千人の、史生を置、よろづ漢風に改められてしより、君臣上下、悉く吾神習ひを忘れ、異國の風に推移をのみ、身の譽れと心得つるから、並て如此る御行跡は、なし給ひしにぞ有ける。皇朝にして、漢學の弊ある事、是いちじるしき證なるぞかし。恐るべく、忌むべき事の限りならずや。かくて今此大御歌は、皇后の御心を疑ひまして、よみて贈らせ給ふなり。

舸娜紀都該阿我柯賦古麻播比枳涅世儒阿我柯賦古麻
乎比騰瀾都羅武箇

○舸娜紀都該は、楛着なり。楛は小木を云。大祓詞に、大中臣天津金木乎本打切、未打斷氏、千座置座爾置足波志氏とある、金木は借字にて、小木の本末を切たるを敷並て、祓物置座とするを云り。齋明紀に、兵盡前役以楛戰とある、楛も、若木を棒としたるにて、手に取ばかりの木を云、即楛楛の義なり。文選東方朔文に、以筵撞鐘とある註に、筵小木枝也と云り。言の本は、舸木の略にて若木のまだ太からずて、撓みしなふよしの名なる事、既に倭建命御歌、斗迦麻迦佐和多流久毘、比波煩會、多和夜賀比那遠と續けさせ給し條に云り。今此句は、其楛を馬の足に結着て、ほだしとするを詔ふ也。萬葉五に、柜楛越爾、麥咋駒乃、とあるませ馬塞を、柜楛と書るも、其意を以て也。和名抄に楛、また鉄筆を、加奈岐と訓て、刑具となりつるは、彼楛を鐵にかへたるにて、細以て楛たるふもだしを、後には、木にも鐵にも換て、其も刑具となれるが如し ○阿我柯賦古麻播は、我飼駒者なり。○比枳涅世儒は、牽出不爲なり。引出るわざを爲給はぬにて、常に不牽出と云とはこと也。此は駒にほだしを着て、牽出わざをもせぬと云て、年比皇后を外にも出し給はず、深くかしづき給ひしに、譬へて詔へるなり。○阿我柯賦古麻乎は、我飼駒をなり。○比騰瀾都羅武箇は、人將見歟なり。皇后の、天皇の御前を放り奉り、ひとり倭へいできましたとは、あだし人に見え給ひつらんかと、疑ひませるよしの御譬へなり。

○一首の意は、馬ならば、楛着たる如、吾いつきかしづきて、みだりに外へも出さざりつるに、今度あれをすて、出給ふは、いつの人まに、こと人と見え給ひつらんかとなり。されど此うた疑はし。本は、舸娜紀都該、阿我柯賦古麻乎、比枳涅世儒、比騰瀾都羅武箇、阿我柯賦古麻乎、とあるべくして、實は、皇太子中大を、恨み給ひし御歌なりけむが、此たびの事より、御中あしくなりける故に、其代の人にてをはを一二字かへ、四五句をふりかへて記しつらん。故理りあしく、詞いれほかにて、いひ盡さぬ處あり。紀記の歌には、いと似げなければ也。さて其本の歌の意は、楛着て、吾が飼おく駒を、みだりに牽出してつき行給ふは、その人自領彌波は米濱也。らんとてか、といふ意にて、結句は、いつもの如く、二句を返して深く咎め給ふなり。かくては、御比喻もいとよく叶ひ、御歌もめでたし。必ず此御咎は、あるべきものならずや。

兩槻宮朝七首

四年五月、皇孫建玉、年八歳薨、今城谷上起殯而收、天皇本以皇孫有順、而器重之、故不忍哀、傷慟極甚、詔群臣曰、萬歲千秋之後、要合葬於朕陵、酒作歌曰、其一

天皇は、皇極再祥して齋明天皇と奉申。即上の皇祖母尊に坐り。皇孫は、用明天皇に適坐て生坐し、漢皇子の御子なるべし。今城は御歌にいづ。

伊磨紀那屢呼武例我禹杯爾俱謨娜尼母旨屢俱之多々一
婆那爾柯那皚柯武

○伊磨紀那屢「は、在今城二なり。今城は、大和國高市郡なり。雄略紀に、新漢槻本南丘、と見えたる是也。萬葉集に、今木乃嶺とも、今城之岳ともよめる、解に、今まゐりの韓人を置れしよりの名なるべしと云る、さる事なるべし。新漢と書るも、其故とぞ見えたる。○呼武例我禹杯爾」は、樹群之上になり。萬葉三に、三湯之上乃、樹村乎見者、臣木毛、生繼爾家里、とあるやうに、樹どもの群立ところを云。今本に、乎武例とあるを、ヲムレと訓て、小山の事としたれど、乎は、呼の偏を落せるにて、木群なる事、右の萬葉に合せて知べし。解に「乎武例は、山を云韓語と見えたり。紀中三韓の事を記せる所には、山の字をおほくムレと訓を付たり。今來の韓人の居し地なれば、その山を、韓人のムレと呼しより、名に負たりけん。」上と云るはわろし。韓人のよみたる歌ならば、もしさもいはんが、是は天皇の御歌なるを、此の詞をおきて、異國のものいひを詔ふべけんや。又地名とせるも強説也。今城は地名なれども、乎武例は、詞なるものをや。又ムレと云言も、小田之都牟禮、小村之嶽などの名義を思ふに、本より此間の言なれども、其は小山のみを云名と見えたり。都牟禮は、土群の義なれば也。今城は、小山に非ず、高市郡にての、高山なる故に、雲をよませ給ひし也。私記に、小山之上と註せるを見れば、延喜以前より誤れりしなるべし。

○俱謨娜尼母、旨屢俱之多々婆」は、雲だにも、驗發者なり。旨屢俱とは、皇居より建王を葬埋せし地を、見さけ給ふに、其墓所は、其處と灼く、墓所の樹村之上に、雲だにも立なば、それを形見と見つゝしのぼんと詔ふなり。萬葉十一に、雲谷、灼發、意遣、見乍居、及直相、とあるたぐひとすべし。

然るに、釋紀に、見二殯葬之煙、悲歎無類之由也、と云るは、ふとさる事かと思ふやうなれど、抄にも、辨へられたるが如く、火葬は、文武天皇四年に、道昭和尙を火葬せしより始れ、ば、此時いまだ煙を云ことはなし。又解に、萬葉二挽歌に、久堅之天所知流君故爾、とあるを引て、皇孫の天に昇り坐しを、しのびます也、と云るも過たり。いかでさる意まであらん。たゞ雲を見て、今城山の御墓を偲び給ふのみなり。

○那爾柯那皚柯武」は、何かは將、嘆なり。是はせめての御詞にて、雲だに立ば死ても歎かじ、と云にはあらず。其一意は、一首の釋にてきくべし。

○一首の意は、建王を葬りをさめつる、今城の墓の、其處と灼く、雲だにたゞば、朝夕それを形見と見て少しは慰むべければ、何かはかばかりのみ歎かんと也。樹群が上としも詔へるは、大木の梢には、よく雲のかゝるものなれば也。灼くと云に合せて心得べし。

其二、
伊喻之々乎、都那遇舸播杯能、倭柯矩婆能、倭柯俱阿利岐二
騰阿我謨婆儺俱爾。

○伊喻之々乎」は、被射鹿なり。古言には、被射をいらゆと云故に、いゆとも云なり。其を鹿へ續け云は、彼伊加久流岡とある類にて、平言にいひなれたる隨に詔ふ也。○都那遇舸播杯能」は、鑿河邊之

冬十月庚戌朔甲子、幸紀溫湯、天皇憶皇孫建王、槍爾悲泣、乃口號曰、

此溫泉は、紀國牟婁郡にて即此御時の從駕に、中皇女命、額田王等も供奉し給へり。其歌萬葉に出たれば、委き事は彼集に云り。山部赤人の長歌等も出たればなり。

耶麻古曳底于瀾倭施留騰母於母之樓枳伊麻紀能禹知四播倭瀕羅庾麻自珥。

○耶麻古曳底、于瀾倭施留騰母は、山越而、海雖渡也。抄云、山を越とも、海を渡るともなり。雖字は、二句を貫けり。是に二の意あるべし。一には、遠く隔たりともなり。二には、いかばかりめづらしき海山を御覽すともなり」と云り。今按に、後の意なり。○於母之樓枳は、何恰なり。但是は、今城墓所を詔ふなれば、今云おもしろき意にはあらず。馴つかしく、慕はしき意なり。解云、此は、大御心に、愛也。萬葉十四に、おもしろき野をほなやきそふる草にひ草まじりおひはおふるがねとある初句は、こよのおもしろきと同意なりといへり。此にて、於母之樓枳と云語の、本つ意をしるべき也。○伊麻紀能禹智播は、今城之内者にて、上に出たる建王の御墓所也。○倭瀕羅庾麻自珥は、忘るるまじきにて、庾は被の意、珥はあらなくに、ならなくになど云と同じ爾にて、いひ入て歎く辭也。麻自は上にも出たり。此語、紀記のわづかなる歌の中にも、二首出、萬葉にも出たれば、慥かなる古語にてはある也。

○一首の意は、いかばかりけしきよき山こえ海わたりて、心をやるとも、なつかしくしたはしき今城の墓所は、忘るるまじきとなり。

其二、
瀾難度能于之哀能矩娜利于那俱娜梨于之廬母俱例尼、
飲岐底舸庾舸武于都俱之枳阿餓倭柯枳古弘飲岐底舸
庾舸武。

○瀾難度能は、水門之なり。○于之哀能矩娜利は、潮之下にて、引潮に船を下すを詔ふ也。○于那俱娜梨は、海下にて、大御船の紀國の方へ下りゆくを云。○于之廬母俱例尼は、後も爾にて、跡の方の氣遣しく、心にかゝる意なり。萬葉五に「つねしらぬ道の長手を久禮久禮等いかにかゆかんかりてはなしに」十三に「おきつ波きよる濱べを久禮久禮等ひとりぞ吾が来る友なしにして」とある此等の久禮も同じ。又集中に、道能隈八十隈每爾、とよめる隈も、後の闇く見えすなる意にて、其意相似たり。又干之廬より續く意は、中古の歌に、跡の氣遣はしく心がよりなる事を、後目痛と云る、是又同じ。言に、上の控に背ける者の事を、うしろがくらいと云も、本は氣遣はしきよしにて、同意なり。

抄云「心のかきくれて、見えぬ意歟。日のくれて、物の見えぬ如く、遠くなれば見えぬ故に、よそへて云にや云云」解云「くれとは、遙かに遠くなれるをいふか」など云るは、共に此語をしらぬおしあてごとぞかし。

○飲岐底舸庾舸武は、置而將往にて、置とは、建王を今城に置いて、遠く行幸を云。今本、次三句を別歌としたるは、誤りなり。悲しきあまりに、再び返して詔へるなり。即此句を、結句に合せ給ひしを以

かでかゝる事を得ん。心ありてのしわざなる事、いちじるし。さて其句々の意は、○摩比邏矩は、字のまゝに、眞發と讀て、田地を墾發を云。三句の、尾上田に係る詞也。常には、田には新墾など云べきなれども、此は先の皇軍士等の開れたる、百濟の地に比喩て云なれば、開くとはいへるなり。其よしは下にも云べし。眞の發語は、多く體語の上に置れども、又稀には、眞直、眞廣、眞さしくなどやうに、用語にもおける例もあるなり。 ○能都能俱例豆例 今是を翻して、俱例豆例能都能と讀。俱例豆例は、百濟の地名、都能は、津之也。欽明紀に、哆喇、多羅、稔禮、圖禮、居曾山など見えて、韓國の地名には、下を良行の言にて云るが常多かれば、此俱例豆例も、彼土の地名にて、此時さるよしありける故に、憚りたるなるべし。又此は、正しく然云地名は、よしやあらずとも、彼地の事めかして、うたへる詞と見ても妨げなし。 今本、上の能字、一落せるを、今は、釋紀本、二本等に依て補へり。古本は、皆然かぞ有けらし。○弘能幣陀乎此句、字並によみて、尾上田をなり。山の丘の平かなる處を開て、麥にまれ稻にまれ佃る鳥を云。彼土は山多き國故に、水田はいと稀也と云り。此句も、今本、於社弊陀乎とあれど、釋紀の本に、社字は能とありて、私記に小野田也、と云るを見れば、於字も、弘を誤れるなるべし。下二段、共に、鳥能陸陀とあれば、その例に據て改めつ。○邏賦俱能理歌理鵝 是此を翻して、歌理鵝理能俱邏賦とよむは、雁々之喰也。雁々とは、山々、國々、人々など云類にて、多くの雁どもの群來て食ふを云。かくて是迄の一段、四句の意は、眞廣く開きし、百濟の 地、尾上田を、雁どものあまた群來て、喰ふよと云にて、譬へたる意は、先の皇軍士等の、開き置れたる、百濟の地を、新羅の卒どもの夥來て、襲ひかすめとるぞ、と云意なり。○美和陀騰能理歌美 今此句を翻して、美歌理能騰陀和美とよむは、御

獵之人猶豫也。美歌理とは、雁々の喰ふと云に就ていひ、陀和美はたゆたふ意にて、弓などにたゆむといひ、又思ひたゆむなど云と同言也。其は、たゆむをたをむとも、たわむとも通はし云るにてしるし。萬葉六に、大夫之、情者梨荷、手弱女乃、念多和美手、ともよみたり。されば此句の意は、御獵人のたゆたへる緩意にて、いよくますく、雁どもの來て群食むよと云て、百濟屯倉の官人等の、なほざりに譬へて、かゝる時救軍士を遣ば、共に喰はれんと含めたる也。○鳥能陸陀鳥、邏賦俱能理歌理鵝 此は、尾上田を、雁々の喰にて、上と同じ。此にて二段なり。○騰和陀騰美 今此句を翻して、騰陀和美騰とよむは、人猶豫と云にて、上の御獵之人猶豫を、一句省きて云るなり。今本、陀字を與と作るは誤れるなり。今は、上段に擬ひて改めつ。○鳥能陸陀鳥、邏賦俱能理歌理鵝 此れ又、上と同じ。切なる事故に、如何は返せるなり。證篇に、此格、殊におほし。 是にて三段なり。○一首總ての意は、既に眞廣く開き植られたる、百濟の 地、尾上田を、雁どもの群來て食ふぞ。以上四句一段 其雁どもを、速みにも獵捕べきに、御獵之人のたゆみ懈りつる故に、其尾上田を、猶雁どもの群來て喰ふぞ。以上三句二段 さて此句等を按に、既に、欽明朝に佛立僧尼を百濟よりあまた獻りて、寵を蒙り、孝徳朝に新羅多く歸化し、此御時、又史生等を追々に召れて、此間よりは彼を慕ひ、彼よりはやうく驕て、無禮ふるまひ多かりつる、是即御獵人の、たゆみに當れり。その上、こたひの福信等が言は、皆偽なりけるを、天皇、皇太子信させ給ひて、忝くも難波より伊與を経て、筑前に行幸し、救ひ軍士の事を云云計はせ給ふ間に、あやしき神の恠などありて、天皇終に、朝倉行宮にて崩賜ひき。是其不祥

摩比羅矩都にて句として、比羅夫、田來津と云、二人の名かと云り。此は、殊にをりつきなく聞ゆ。
 ○私記曰「第二句、翻云三豆俱例例作也」と云り。本書に、都能俱例豆例とある六言を、二言拵、豆
 の濁言を上につけたる、私事と云べし。然るに、抄に、此を承て、「例と留と通すれば、所例作也」と
 云るも心得がたし。通音なりとて、かゝる處をこそなくて、いかで例例と收むべき。秘説には「都能
 俱例豆例とよみて、船綱絶きれつらめ也」とあり。此言の、いかで然か聞えん、いたくしひたり。後
 按には、綱繰出れ也と云り。是は聞えぬにもあらざれど、こそといはずして、例と云べきにあらず。
 下に婆を省ける格也、といへれど、次のつゞきを思ふに、然云べき處ならねば、是もしひ説なり。解
 には、此句を削り去、玉勝間には末に轉したり。既に云如く、句をうごかす事、あるべきならねば、
 此等は辨ずるにも足はず。○私記曰「第三句、翻云三弘能陀、小野田也」と云り。本書也。弘能幣陀乎
 とある五言を、二言揀たる、例の私事也。秘説に、美弘能幣と、美を一字加へたる、是又私事也。解
 及玉勝間に、此句を押塞田とし、下二段を尾上田とせる、前後くひたがひたるをや。○第四句、秘説
 には、陀乎邏賦俱を句として、陀は發語、をらふくは、船のをれかへりて、まへしりへになれる也」
 と云り。此はふつに通えがたし。後按に、陀乎は撓むころ、賦根は振也と改められたれど、邏賦俱とあ
 るをや。又船に、撓むと云はんもいかにぞや。玉勝間には、騰和騰與美と句を作り、解には、乎陀都
 俱例々、烏陀能陸鳥と、是もそこより字を持よせて作れば、執計にたらず。○私記曰「第五句、
 翻云美陸和陀能歌理、美騰和陀は、所名歌理は、雁也といひ、抄に、陀和美騰と顛倒て、弛登也と釋

したる、前後の句どもに由なし。玉勝間には、騰和騰與美にて、又一句として、残る三言を除棄、解
 には、此句を二に割て、上には騰和騰與美と置、下には歌理能騰與美とつけそへて結めたる、其私事
 は云もさらなり。言からうたて拙く聞えたり。又秘説には、二句にわかちて、此句を能理歌理と
 て、能理はふなのり、歌理はやつがり也と云ること、かたはらいたけれ。僕と云後世の俗言を、古
 語と思へりしにや。東滿の學問も、是を以て其底ひを汲知べし。後按に、改て、舟乘碗也と云れど
 も、猶てづゝ也。船の碗とは云べし。舟乘碗とては、語をなさず。又鵝の濁言もをりつかず。○私
 記曰「第六句、翻云甲子騰和與騰美、或此美字、屬下句、曰、語不翻義不逆甲子謂三太子也、太子
 者、謂三子之長、故曰甲子」と云り。かくては、甲子二字音讀するにや、いとをかし。又此甲子を、
 歌語中よみ入んには、何の由に初より翻しては讀たるならん。抄に、是を助て、甲子與股扇と心
 得べき歟、齋明天皇に代りて申詞也と云れど、御子を甲子と書べきにあらず。又扇と云こと、前後
 は應ぜず。秘説にも、此甲子を假字に取て、甲子騰和與騰と、よみたれど、假字に用ひし例もなく、
 二字並て假字の書きまにもあらず、又子を予の誤として、かよと、わよとよみたれど、諸本ともに
 此甲子二字は、或は細字、或はかきよせて記し傳へし中に、古本には子と横に並べ、又一本には、甲乙
 とさへ記したるをや、そも甲は十千の初の字、子は十二支の初の字なるから、干支を以て、反點
 をしらせたる、即甲乙とも、あるにおなじかるぞや、凡そ此等以て、その強説、いちじるしかるべ
 ければ、此餘は察して知つべし。然るに、近來、はじめに擧たる余が考へを、或人難じていへらく、甲
 子の字に拘て反點を添へたる、いみじき事也。彼童語は、駿河國にての歌なれば、皆東詞也。ふ

つゝかならんと、東滿大人の秘説に随ふべし。崇神紀なる、みまき入彦はやの歌をさへ、憚らず載たれば、世の童謡の上に、何の憚る事あらんと、云るにこたふ。さらば彼甲子の字は、何の用に記したりとかせん。もし假字とせば、假字に用ひし例を見ばや。誤字とせば、一本の甲乙の辨をきかまほし。又前段に載たる童謡には、何れも時の釋文を記したるに、此童謡より以下、釋文を省きたる、憚る所謂のありしにあらざや。かの引る崇神紀の歌は、天皇の御爲に危急を告る、神女歌也。もし是を憚らば其御難危ふかりなん。又其を載て、世に傳るに、後のためしにはなりなんとも、いさゝか天皇の御恥辱になるべき事ならざれば、本より憚るべき故もなし。今此童謡は、天皇、皇太子の叡慮に脊て、其非を貽し傳へんは、御耻辱に拘るべきをや。又駿河國の童謡なれば、皆東語也とは、世にめぐらしき新説なり。そもく童謡は、いましの師の宣長も云し如く、世の異變を、神のうたはしめ給ふなれば、都の巷にてこそうたふ例なりけれ、人しれぬかたるなかにてうたはしめて、何の益かあらん。國史にもあまた載たるが、鄙童謡一首もある事なし。もし例あらば、是も見ばやといひ遣はしたるに、その後音もなければ、又いひやりぬ。さきに齋明記童謡の事につき、三件ばかりの不審問てしに、みいらへなきはいかにぞや。余がかの考へは、われものしりがほに、企て作り設けたるにはあらず。稜威言別と名けて、紀記歌を註するに、彼童謡のみ餘しがたきに就て、爲便なく、まだしき考へもそへたる也。後生は恐るべしとか。此末又、いかなるさとり人出て、いかによき考へ出なんも、はかり知べからねば、只それまでの足代を、かけおくのみなり。そもく上代の歌の解がたきは、是のみならぬを、世には秘説の、童謡考のと、かたきふしを先として、われはがほにものせる書、これかれあ

り。その人他し歌どもは、皆よく解たるかとして見てもゆくに、紀記のうたはしばらくおきて、萬葉のうただに、またたどたどしきぞ多かりける。わぬしよそながら、守部をも、さるたぐひの者と見たるにや。もし先の、三件の答へいできずば、今又駿河童謡考の中、七ヶ條難しておくるを、此答へとだになしねかして、難文をおくりたるに、それも音なくなりたり。此難者は、彦麻呂、童謡考は、村上眞澄とかいふものゝかきし書なり。取計るにも足はざることなれば、此には漏しつ。

七年秋七月甲午朔丁巳天皇崩于朝倉宮多十月癸亥朔己巳、天皇之喪歸就于海於皇太子泊於所哀慕天皇乃口號曰、

天皇は、皇極重祚、齋明天皇と申奉る。朝倉宮は、筑前國座廣庭宮也。和名抄に、上座上都安佐久良とみゆ。他にありし行宮の號也。是を昔より、伊與とも、土佐とも、豊前なども云つれど、筑前に相違なき事、既に神樂歌入綾朝倉條にもことわり、又道別にも證す。太子は、中大兄皇子、後に天智天皇と申奉る是也。此御歌は、天皇崩坐けるをり、離りておはしけるを、歎きてよませたまふなり。

積瀾我梅能、姑哀之、積舸羅、備婆底、々威底、舸矩野、姑悲武、七
謀、積瀾我梅弘、報梨、

○「積瀾我梅能」は、君之目之にて、目とは逢見奉る事を云、萬葉にも、妹之目欲など多くよみたり。今

世に見見といふ目も是也。○姑衰之枳荆羅備は、戀しき隨に也。姑衰之枳は、萬葉に、假字書に、毛々等利能、已惠能古保志枳、また故保斯若阿利家武、麻都良佐欲比賣などあり。荆羅は、此は、萬葉に、隨字また隨意の二字を、ながらとも、まにまにと訓る、其ながらの略にて、中古歌に「物ながら」を「物から」とよめる類也。されば、此は、戀しき故にと云にはあらず。混すべからず。○婆底々威底は、罷而居而にて、皇太子の、天皇の御座橋廣庭宮を罷て、已命の木丸殿に座ける間に、崩坐しを詔ふ也。行囊抄云、齋明天皇朝倉宮は、上座にて、今も其故墟を、宮野と云、橋村も、其處に在云々、又木丸殿は、下座に在て、其間四里許隔たり、云々と云り。是と合せて、右の意を知べし。然るに、私記に、泊船居於海浦也と云るに、諸抄、皆隨ひたるは、理り違へり。彼前文に、歸就于海泊於一所とあるは、天皇既に崩坐て後、其喪船を、彼處の海に、迎へ給ふ時の事にこそあれ。○荆野野姑悲武謀は如此哉將戀もにて、彼離居坐て、御臨終にも、逢せ給はざりしを、痛く後悔して詔ふ詞也。謀は、即其歎息の聲なり。○枳淵我梅弘報梨は欲君之目にて、君に見え奉らまほしと、思ひつゝの意也。萬葉四に、然會將待、君之目乎保利とあり。此は御歎のあまり、初句の言を、詞を換て再び詔ふなり。

○一首の意は、朝夕君に、目見えま欲しと思ひながら、救軍の事の、事多きまゝに、此木丸殿に離り居て今更如此哉も戀奉る事か、かへすくも、君を戀ひ奉りながら、と詔ふなり。抄解の説どもはひが事なり。

大津宮朝五首

九年夏四月癸卯壬申、夜半之後、災法隆寺、一屋無餘、火雨、地震、五月童謠曰、

法隆寺は、聖德太子の斑鳩宮の跡にて、上文に斑鳩寺ともある寺也。火雨は、記に水雨とも書て、本は、雹の事なりつらんが、專大雨の事にいへり。此火字は、大の誤なるべし。さて此に、五月童謠曰とあるは、記し後れたる也。此童謠は、四月壬申日より以前に、謠ひしにぞある。凡て紀文は、何事の上も後れて記せるが多かり。是に准るに、上の齋明紀童謠も、六年十二月は、天皇行幸、又船を造られたる年なれば、童謠は、其年の春夏の間、或は五年の冬の頃うたひし也。さるを船蠅等の惟の因に、六年十二月條下には、記されたるなり。その心して見べきわざぞ。

于知波志能、都梅能阿素弭爾、伊提麻栖古、多麻提能伊鞞一
能、野鞞古能度耳、伊提麻志能、俱伊播阿羅珥茹、伊提麻西
古、多麻提能伊鞞能、野鞞古能度耳。

○于知波志能は移橋之也。宇知は、宇都之の約れる言にて、何處にまれ、板をかけ移して渡る、かけはづしの橋をいふ。神代紀に、於天安河亦造打橋、萬葉十に「はたもの、木もちゆきて天河に打橋わたす君が來むため」、源氏桐壺に「うちはしわたどのに云々」と云るも、局の通ひ路に渡したるをいへり。此は、次に都梅といひ出ん迄の序なるべし。○都梅能阿素弭爾は、集之遊にと云なるべし。集之遊とは、萬葉十六に「墨江之、小集樂爾出而、寤爾毛、已妻尙乎、鏡登見津漢」左註云、右傳云、

昔者有鄙人姓名未詳也、于時鄉里男女衆集野遊、是會衆之中有鄙人夫婦、其婦容端正、秀於衆、諸乃彼鄙人之意、彌增愛妻之情、而作斯歌、讚嘆美貌也とあり。此本文、左註等と、相合せて按に、當昔郷里の男女、衆集て遊ぶ日あるを、集之遊とぞ云けん。今も人の多く會する處を詰所と云、都米是也。さて其遊日の事、常陸播磨等の風土記に云る、嬉會は又少し異なれど、其ならで、郷里人の出て遊日の事も、をりく見ゆ。今武藏國幸手領にては、毎年三月、酒盛と名けて、男女とも必ず出て遊ぶ日ありて、郷村毎に、二日三日に及ぶ。此事何處にもある中に、伊勢桑名郷村にては、或は鎮守神社、又は寺院に、集ひて遊ぶめり。大和國高市郡宇智郡邊より、吉野あたりも又同じ。其名目は國々にて異なるべけれど、宇智郡邊にては、四月の遊びを都米遊と云と聞り。此は若かる 今彼墨江之小集樂とあるに准るに、此時、法隆寺にもさるわざありしを、云なるべし。即此童謡も、其年の三四月頃、うたひけんとおぼしかるも、小集樂すべき時にあたりて、此彼由あればなり。かくて于知波志より係れるは、萬葉九に、大橋之、頭爾家有者、催馬樂竹川に、太介加波乃、波之乃川女那留、などありて、今世にも橋端と云が如くなるを以てなり。抄には、橋のつめに出て、遊ぶなりといひ、解には橋頭之遊、女に也と云れど、さらば常の 伊提麻栖古は出坐子にて、子とは、誰ともなく、寺坊の人々を指て云る也。○多麻提能伊鞮能は、魂代之家之にて、命に代る家のといふ事なるべし。其は、仁德紀四十年條に、阿我能胡、乃獻己之私地、請免死、故納其地、赦死、罪是以號其地曰玉代。此外、玉代と云地、あまた書集てとある、此魂代之意ときこゆ。難語考に出せり。見合すべし。 代の意を氏と云は、萬葉五に、道乃長手速、久禮久禮等、伊可爾可由迦牟、可利氏波奈斯爾、可禮比波

奈斯爾、とある此可利氏も、物を買ふ代を云が如し。さて此句の意は、法師の小集樂に出つと云は、似げなしとも、命に代るわざなれば、寺を出て、里の男女と共に遊ぶ、といふ也。それを顯はに寺とはいはずして、家と云るが童謡なり。抄にも、解にも、其他の釋にも、高市郡なる、玉代地を云賦、と云れど、法隆寺よりは、三郡隔て、何の縁もあらざるをや。 ○野鞮古能度珥は、八重九重十重に、と云を省るにやあらん。大寺の事なれば、いはゆる七堂伽藍の他にも、坊舎八十餘ありけるに、前文に、一屋無餘とあるに、考へ合すべし。抄には、八重此外に賦。解には、八重込之、外爾也と云り。此は何れにても有べし。 ○伊提麻志能は、出坐之なり。いでましと云こと、打まかせては、天皇の行幸を云なれど、古く萬葉などにも、妹が出ますなどもよみて、天皇ならでも云るあり。土佐日記に、講師出ませりともいへり。 ○俱伊播阿羅珥茹は、悔者不有ぞなり。不有を、阿羅珥と云は、萬葉に、不知、不飽、後歌に、不を得をえにいへはえに、いはと云るなども同例也。此二句の意は、僧徒の身にては、出にくからんなれども、出て悔はあらぬぞよと也。此比、寺の門前に、彼集樂のありしなるべし。○伊提麻西古、多麻提能伊鞮能今本、伊字野鞮古能度珥以以上三句、上の如し。再び返せるは、事の切なるなり。

○一首の意は、此比、此寺の門前に、集之遊とて、郷里の人群集ひて遊べり。法師の身として、男女の中へ出て、遊びがたかるらめど、それも命に代ふるわざなれば、一院の中、八重九重十重の坊舎、悉く出て遊ぶ、出て悔る事はあらぬぞよとなり。此歌、假説何れも皆、むけに解あへざりつるを、ともかくも、歌のすぢのわかるやうに、考へそめたるは、彼齋明記の童謡に勝りて、めいぢくあるし、ちぞする。

十年春正月、是月以三大錦、下授三佐平余自信、沙宅紹明、法官以二小錦下授三鬼室集斯、大輔以三大山下授達率谷那晋首、兵云々、鬼室集信、解角福牟、陰陽以三小山下授餘達率等五十餘人、也、童謡曰、

大錦下以下の冠は、三年二月條に、大織、大縫、小縫、大紫、小紫、大錦上、大錦中、大錦下、小錦上、小錦中、小錦下、大山上、大山中、大山下、小山上、小山中、小山下、大乙上、大乙中、大乙下、小乙上、小乙中、小乙下、大建、小建、以上二十六階の冠を定められたる、その中の位階どもを、異國人等に授け給ふが、あるまじきわざなれば、かゝる童謡もありしにこそ。かの孝徳朝には、史生三千人とあるを、今此朝には、其よりも多かりきといへる、其中には、異國人も多かる故に、其愛の盛には、神恠殊に多く、此年天皇も崩坐ぬ。かくて此位階等は、先に千代古道と云漫録に、委く配當を記し置つれば、此には省り。

多致播那播於能我曳多曳多那例々騰母陀麻爾農矩騰二岐於野兒弘爾農俱。

○多致播那播は、橋者也。此播もしいとちからあり。人の素性は、其とは同じからず、一首の外に、含めたる事、下に云を對て知べし。釋紀に以異國之人一喻橋也、と云るはひが事也。此橋は、一首の上の譬にして、異國人の事は、其反に有にこそあれ。○於能我曳多曳多那例々騰母は、己之枝々、雖所の

成なり。此はたゞ橋の上のみなり。此句に比喩たる意はなし。抄解等に、異國人之、或は四兵法或は解藥、或は四陰陽など、其職々の各別なるを云と云るはわ○陀麻爾農矩騰岐、於野兒弘爾農俱は、貫玉時貫三同緒なり。是もたゞ橋の上を云のみ。此實を緒に貫ことは、萬葉三に「ほととぎすなくさ月には菖蒲くさ花橋乎玉爾貫」八に「百枝さしおふる橋玉爾貫五月乎近みあえぬかに花咲きにけり」十七に「ほととぎす何のころぞ多知花乃、多麻奴久月之來なきとよむる」此外多くよみたるを、彼集の釋どもに云るは、皆非也。此は五月の比、橋の實のいまだ大豆ばかりなるを、緒に貫きて、袂にかくるわざのありしを云也。奈良古寺の什物に、念珠に持傳へたるあり。千歳に餘れども、其香猶失ずと云り、三通あり、其形かくのごとし。



かゝれば五月玉と云るも、是に比ふべし。玉に貫とよめるは、蠶華に刺と云る類にて、即橋實を玉になして、貫を云也。爾を乎に換て、玉を貫と心得べし。又其實を、あえぬがにとよみたるは、五月比、いまだ橋の實の、熟時にはあらざれど、彼の實、花の散比より梅雨の比まで、百に七八十はあえて落るものなる故にぞある。されば此玉にぬくとよみたる歌に限りて、霍公鳥、菖蒲等をよみそへて、六七月より多かけたる歌によめるはなし。又私記の此句の釋に、五月五日、爲し付藥玉採之義也と云るも違ひたり。藥玉にも限らず、五月五日にも限らず、たゞ五月比あえて落るを貫きたる事、萬葉のうたどもにていちじるし。同じを、於野兒と云る、萬葉十九に「神

さびてたてるつかの木もともえも於夜自得伎波爾云云」此外多かり。
○一首の意は、橘は己が枝に成れども、其は同根の物なれば、玉にぬく時同じ緒にこそぬけ。異國の人を、みだりに吾朝廷に引入れて、皇國の舊臣と同じ位階を授け給ふ事は、何事ぞと、密に反に咎たるなり。

抄解などに、その才藝は、おの／＼かはれども、術成てのち、共に叙爵に預り、臣列に並ぶ功は同じ事也と、譬へたるなりと云る、信に歌のおもては、然か聞えたりけれど、よく思ふに、時人などの歌ならばこそ、さもよむべけれ、是は童謡なるぞや。彼異國人の、才藝に依て、臣列に叙爵せるが、理りのまゝならんには、更に幽冥よりうたはしめ給ふに及んや。よく此差めを考へて、とくべきものぞ。

十二月癸亥朔乙丑、天皇崩于近江宮、癸酉殯于新宮、于時童謡曰、其一、

天皇は、舒明天皇皇子、孝徳以下、四代皇太子、後に天智天皇と申奉る。臣の諫を容給はず、百姓の歎を顧み給はず、近江に都を遷し給ひ、頻に漢風を移し給ひしなど、凡て神慮に叶はざるけにや、僅に十年と云間にも、靜なる時なくして、終に世の亂れとなれり。今此童謡いと耳遠くして定には聞しりかたかれど、大海人皇子尊と、大友皇子の御事を云ときこゆ。

美曳之努能、曳之努能、阿喻、阿喻、舉會播、施麻倍母曳岐、愛
俱流之衛、奈疑能、母騰、制利能、母騰、阿例播、俱流之衛。

○美曳之努能」は、眞吉野之也。古くは與と曳と云る事多し。上の雄略大御歌にも、美延斯奴能、乎牟漏賀多氣爾、とあり。住吉、日吉なども同じ。○曳之努能阿喻」は、吉野之年魚なり。吉野養鷹が事、神武段に出。萬葉六に「單人の湍門のいはほも年魚走よしの、瀧に尙しかずけり」などあれば、年魚に名ある所なり。さて此二句は、大海人皇子尊天武の御上に比し奉るか。天智天皇御隠謀を速悟して、吉野山に欺き入坐けるを云と聞ゆ。○阿喻舉會播、施麻倍母曳岐」は、年魚こそは、嶋邊も吉なり。吉を曳岐と云るも、上の例のごとし。此二句の意は、年魚こそは、川の中嶋などに、暫し隠れてもよけれと云て、皇太子の、しばし吉野に潜ませ給ふとも、そはさてあるをといふを、たとへたるなるべし。こそその結びに岐と云る、萬葉などにも多かる、今は誰もしれる事也。○愛俱流之衛」は、曳苦しゑにて、愛も衛も歎息也。神武記に、疊々志夜胡志夜、此者伊基能布曾、阿々志夜胡志夜、此者嘲咲者也とある、疊々此疊字は愛か、盈と同じくして、今世にも、えふがひない、など云是也。此愛を假字に用ひたるは、神武紀に、愛瀾詩鳥と、ある類也。又神武紀に、可愛少女とある類は字の意を取れるにて、假字には非ず。勿思ひ混そ。下の衛は、萬葉十四に「かみつけぬさの、莖立折はやし安禮波麻多牟惠ことしこすとも」此惠におなじ。思ふに、阿那邇夜志とも、阿那而惠夜とも云るを見れば、夜と同意の歎息なるべし。○奈疑能母騰、制利能母騰」は、水葱之下、芹之下なり。奈疑は、萬葉に、多くよみて、今水あふひと云水菜也。此句ともより以下は、大友皇子皇孫の、こゝかしこ迷惑ひて、はては山中に入て、糞給ふに比して云なるべし。上よりのつゞきは、彼年魚の水溢るゝとき、澤田邊までさまよひ來て、濁水に惱むよし也。○阿例播俱流之衛」は、吾者苦惠にて、阿例は大友皇子の吾なり。

○一首の意の表は、みよしの、よしの、鮎、その鮎こそは、しまし河嶋の、水淀に潜むともさてあらめ、え
ゝ苦しゑ、水葱のもと、芹の下の濁り水に、溢れさまよらん。その鮎の、吾は苦しゑと云にて、其裏
の意は、こたび吉野に入給ふ太子は、しばし潜みおはすとも、さてあらん、今に世中亂て、大津宮を溢
れ出給ふ皇子は、此彼さまよひて、え苦しゑ、吾は苦しゑと云ばかりの、憂目見給ふらんと、よそへた
るなるべし。されどかゝるうたの意を、昔よりもかくも、解得たる人あらざれば、今かく云も、たゞ
おのれが推量なり。見む人その心あるべし。

もし右等の意ならば、是こそ其御世に、いたく憚るべき歌なりければ、顛倒して記すべきを、と云人
あらんか、されど此歌は、事の旨、ひたぶるに隠れて、ふと何事とも、聞わかざりつれば、憚る句、一句
も見えず。彼齋明紀童謡の、いとあらはなるとは、同じからざるぞかし。

其二、

於瀾能古能野陸能比母騰俱比騰陸多爾伊麻拖藤柯禰
波美古能比母騰矩

○於瀾能古能は、臣之子なり。物部八十伴緒を云。委き事は上に出。此は、臣之子と心得べきに
や。○野陸能比母騰俱は、八重之紐解なり。俱下に爾を含て、八重之紐をとくと心得べし。以上二
句は、大海人皇子方の軍兵が、大津の圍を解にと云譬へと聞ゆ。解に、八重に取圍みたる、其圍みを破り解
んとするに、譬へたりと云るはたがへり。 ○

比騰陸多爾は、一重だになり。○伊麻拖藤柯禰波は、未解者にて、いまだとかぬに、と云意也。
此云さまの事、はじめの八千矛神歌に云つ。○美古能比母騰矩は、皇子之紐解なり。以上三句は、た
ゞ一重だに、彼圍を未解さるほどに、はや破れて、皇子の落給ふにそへたるならん。
○一首の意は、皇太子の御方の、臣之子等が、大津の八重圍を解に、いまだ一重だに、解さる間に、は
や皇子大紐ときて逃給ふばかり、いとあへなく亡び給ふぞとなり。諸抄の釋、皆
たがへり。

其三

阿箇悟馬能以喻企婆々箇屢麻矩儒播邏奈爾能都底舉
騰多拖尼之曳鷄武

○阿箇悟馬能は、赤駒之なり。赤と云に、用は無けれど、飾言にそへ云こと、萬葉などにも多かる、
古への雅び言也。赤玉、白玉、青山、黒駒等准ふべし。○以喻企婆々箇屢は、行憚にて、以は例の發
語也。憚るとは、幅ある物の、狭き間に入がたきを本にて、此は駒の進みあへざるを云也。實に藤葛、
眞葛等の、延纏る野原には、足にからみて、馬は行憚むものにぞある。萬葉三に、白雲母、伊去波伐加
利とあるは、不盡嶺の高きに、雲のはばかりて、行なやむよし也。貴人に云も、准へて心得べし。○麻
矩儒播邏は、眞葛原にて、此は、葛と云に、諸の葛草を包たり。藤井を葛井とも書るたぐひ也。○奈
爾能都底舉騰は、何之傳言にて、何之とは、傳言するをいひ消つ辭也。葛よりつゞきたるは、葛の類

は、搦ひの外まで、延傳ヒキツクひわたるものなれば也。○多拖尼之曳鷄武タトニノヒキウマは、直爲而將チカシキニシテ吉なり。
 ○一首の意は、赤駒の、眞葛原を行憚ること、中を隔居坐て、おくればせに、人して傳言ツクヤトし給ふは何事ぞ。はやく大友皇子、御自ミミいひより給はゞ、和睦し給ふ事もあらんと、云なるべし。此歌、萬葉十二、相聞の中に入たるは、借てうたひたるが紛れ入りたるなるべし。

ひと日橋道守がとひ来ていへらくかねて聞えおきつる稗言別ヒキツクのすりかた木もやうくいできにたればいかで巻の終にひと言そへてよと乞ふそもく守部翁の著はせる書どもくさくあるが中にも稗言道別ヒキツクとこの言別とはことふかく思ひをこらし力を盡して紀記二の御書のうへにつきて先達のたどり得ず考へ及ばざりしくまぐまでよく見ひらきときあきらめしものにてこの言別のかたには神代の神の御歌をはじめ御代々のふる言の葉のむかしよりおほつかなかりしことをもいとはらかにときいでたるはまことに古人未發の卓見ともいふべくありがたきめでたき書になんありける巻の數すべて十卷あるをその第三の卷まではやく翁の在し世に教へ子たちのあひはかりてすり卷になせりしがそのうちうちたえでありけるをうま子道守がおもひおこして去る明治廿四年に第六の卷までを梓にのぼせ猶おこたらずいそしみて此たびは全部十卷をのこりなくなしをへつるなりけりさても守部翁が道のため學びのためさばかり心をつくしてかきとゞめたる書の世にする人なくいたづらにうづもれてつひにしみのすみかとなになりはてなましかばいかばかりかくちをしましをかうすりまきになりて世にひろまり千とせの後までもつたはりなんはさはいへどうま子道守がちからによりてなりけりおのれ彼の翁をはじめ橋の家にはなみなみならぬちなみもあれば此書の全部のなりぬるをよろこびもまた大かたならずなむ

明治廿七年三月

古事記日本紀は我皇國のうへなき御典としてあふがんはいふもさらなるが其中にもことに尊むべきはかの載られたる歌になむありけるさるはいそのかみふるの山田の青人くさのありさまをも風のとの遠きむかしの手ぶりをものま心の歌によりまさかに思ひしらるゝからの事にして言の葉のおやみやびのものと、橘の翁のいはれたるもうべなることぞかしそも言靈の幸はふ國ことだまのたすくる國といへるは古へ人の心のかざりなく眞直なるよりおのづから國のすがたを言に出せるものにしてあながちにもとめほこらひたるにあらざるはその世のうたを見てよく知られたり然るに中つ世より言葉のはなやうににうつろひてつひに野分の千草みだれにみだれにしかばかく由あることさへ心とむる人もなくなりしさまなりけるに百とせあまり先つかた稻荷山の神杉高く古へのしるべせられしより次々に大人たちのいたつかれたるあとに従ひ詞の林わけくつひにふるの山道のおくがをたづぬるもこれかれと見ゆめるをまして今の大御代の學制には古へよりの言の葉ときわくるすぢをもて文學の科のひとつに定められしかばその道に入たつわかう人たちはならのはの名におふ宮のふることをきはめて出雲八重垣高くかしこき神代のみやびをもしりつべしかくてこそ八十のことたまは國の光とよもにかやき心ざし厚きともがらをさちはふしるしもいちじるしからめ然るに上の世の歌のしるべせるもの難波の阿闍梨のはいまだしきときごと多くしてしかも事足らず伊勢の神主のはやゝくはしけれどなか／＼に強言とおぼゆるくだりも見ゆめるをや、後にあらはされたるこの稜威の言別よ橘の翁のぬけ出たるさえのほどをもてかやす

くときわけられたるものなれば前の書どもとはかはりて學生のみかは教員はた年ごろの疑をとくに足りぬべしこの書久しく寫し卷にて傳へたるをこの頃その孫道守ぬしの、みながら板に彫りをへていかでそのおくに一言をとこはるゝまゝに翁の世にいませし日逢はで過にしくちをしさを思ひ出られて七十二の叟小中村清矩熱海のやどりに秋のうみおだやかなる日東みじかき筆とりてしるす

明治廿六年十月廿七日

義象書

石上古事記しきしまの日本紀の歌はあがりたる御世より猪名部のたくみがうつ墨繩の一筋によむ事だにいとかたきをおと棚機のうちながせる玉のみすまる一つ緒につらぬきてぬば玉の黒きみけしのまつぶさに釋なされたるのみならずあゆひの小鈴おつる事なく蔽まつ原あら／＼には事實の上をもわきたむべきはこの稜威言別になもあるかくおほぢ守部がとしごろ心こめしをいたづらにせしと父冬照をしへ子たちとはかりて弘化といふとしの四年三の巻までを梓にのせしが其後父もうせ世の中もさわがしく成しまゝにこの事もたえつるをおのれなげかはしくおもふあまり海の濱ものよる時々にあやまりを正しみづから筆とりていしけ鳥山しけ／＼に板にゑらせてことし一とも十巻外に目安一卷をみなゑりをへつ今より後古こと學びする人々よ安の川の水上にさかのぼり天の眞名井の深くたどりて上つ代の歌の眞直なる心をくみとりなばうま酒餌香の市にあたひもてこはずとも手掌うちて言はがひなさまくなくも明治といふ年のはたとせ餘り七とせの春そのあらましをしるす

橋 道 守

索 引

語釋索引

語句は平假名で示し、それ等には原文の文字もしくはその意義に相當する漢字を守部の説を参照して括弧内に示すこととした。

- あかごま(赤駒)……………四九五
- あがちだ(斑田)……………三
- あからをとめ(赤嬢子)……………一七
- あきつ(蜻蛉)……………三三
- あきつしま(秋津島)……………二七
- あぐら(胡床)……………三二
- あぐらゐ(吳床座)……………三六
- あぐる(吐)……………元
- あげうた(擧歌)……………五
- あきあめの……………三
- あさく(求食)……………四四
- あさじぬはら(淺小竹原)……………三三
- あきど(朝戸)……………六三
- あざはる(糾交)……………四九
- あしひきの……………二九七—九
- あそ(吾兄)……………二七六
- あぢまさ(檳榔)……………三四
- あづきゆみ(梓弓)……………三三
- あととり(脚執)……………四七
- あなだま(穴玉)……………四
- あはふ(粟生)……………六
- あはれ……………一〇七
- あまさかる……………四
- あまだむ(天飛)……………三九
- あまはせづかひ(天馳使)……………二七
- あめつつ(天地)……………七
- あやがき(綾垣)……………九七
- あやに……………六
- あよひ(脚帶)……………四四
- あらたまの……………一〇
- あらまつばら(荒々松原)……………三
- ありぎぬの……………三三
- ありたたす……………三
- あれ(吾)……………一九〇—一
- あわゆき(沫雪)……………四
- あをがきやま(青垣山)……………二
- あをによし……………三三—四四
- い(發語)……………三
- い(接頭語)……………三四
- い(接尾語)……………四六
- いきどほろし……………一四〇
- いぐひ(齋杵)……………三四
- いくみたけ……………三五

- いくり(海岩)……………二四
- いごのふ……………六
- いざ……………一五
- いさご(砂石)……………一七
- いささす……………一七
- いさな……………五
- いさなとり……………三五—六
- いしかはかたぶち(石河片淵)……………一七
- いしたふ……………一七
- いしつとい……………六
- いすくはし……………五
- いでたち(出立)……………三九
- いちさかき(最榮樹)……………六
- いつかし(嚴櫃)……………一
- いつき(五十槻)……………二七
- いづてぶね(伊豆手船)……………二〇
- いとこ(勞子)……………三
- いながら(稻幹)……………三三
- いなむしろ(寢席)……………三三—三
- いはくやす……………三三
- いはたす(石立)……………一四
- いへつとり(家津島)……………一七
- いほち(五百箇)……………三六
- います……………一三
- いもねず……………六
- いや(最)……………七
- いらなし……………二六
- いをやすくぬる……………六
- う……………
- うきゆひ(盡結)……………四
- うさゆづる(備弦)……………三
- うしろで(後方)……………一四
- うずすまる……………三三
- うずになさ……………一五
- うすにたてて……………一五
- うたがき(權歌)……………四〇九
- うたく……………三六
- うたたげ……………一六—七〇
- うたづき(宴坏)……………四四
- うちのあそ(内朝臣)……………一五—七
- うちはし(移橋)……………四八
- うづまさ(太秦)……………四三
- ことがみ(琴上)……………四五
- うながせる(うなぐ)……………四三
- うなかぶし(項傾)……………三
- うはなり(嫌)……………六
- うまさけ(美酒)……………八一
- うまびと(貴人)……………一四
- うみが(海垢)……………二四
- うらぐはし……………三〇
- うらげ……………一三
- うらこほし(心裏戀)……………四四
- うらすのとり(浦渚鳥)……………二〇
- うれたし(慨)……………二七
- うるはし……………一八
- うゑぐさ(植草)……………二四

え(好・吉)……………七三
 え(歎詞)……………四九三
 えし(吉)……………四九三
 えみし(蝦夷)……………六六

お
 おきつとり(奥鳥)……………二九・五
 おしてるや……………三三
 おすひ(襲)……………一三・九・七〇
 おと(稱辭)……………四三
 おふをよし……………四〇四
 おほかはら(大河原)……………二四
 おほね(大根)……………三三
 おほむろ(大室)……………六
 おほろかに……………二五
 おやじ(同)……………四九

か
 かなべて……………六
 かなかむ(かく)編……………四九・四〇
 かぎろひ……………二六五・六
 かぐはし……………一七
 かくります(隠坐)……………四三
 かけ(雞)……………七
 かが(鹿兒)……………三
 かしこし……………三六
 かしはらをとめ(榎原處女)……………三三
 かしふ(白橋生)……………一八
 かたもひ(片塊)……………四三
 かたりごと(談辭)……………一六
 かつ(片)……………七
 かつがつも……………七
 かつらぐ……………四
 かなぎ(櫓)……………四六
 かなとかげ(金門陰)……………三五

かなばた(金機)……………三九
 がね(料)……………二七〇
 かはくま(河隈)……………二四六
 かぶ(頭)……………三
 かぶく(傾)……………四
 かぶつく(頭衝)……………一七
 かべしろ(壁代)……………九
 かましし(山羊)……………四六
 かみよりいた(神依板)……………四五
 かみら(韭)……………六
 かみかせの……………六・四三
 かむほぎ(神壽)……………一四
 かもどくしま(かみづくしま)……………五
 から(幹)……………一八
 からがき(幹垣)……………四二
 からくに(伽羅國)……………四七
 からに……………四六
 からぬ……………二〇
 かりがり(雁々)……………四七

かりこもの……………三三

き
 きかして(ききて)……………二
 きこしもちをす……………一九〇
 きこす……………二六
 きたむ(懲)……………四六
 きぬがき(綿垣)……………九
 きもむかふ……………二五
 きる(切)……………二四

く
 くしのかみ(藥神)……………一四・三
 くにのながひと(國長人)……………二七
 くにみ(國見)……………三三
 くはしめ(妙女)……………三・四
 くひ(杙)……………六
 くぶつち(頭椎)……………一八
 くぶつち……………六

くまかし(熊白橋)……………二五
 くめうた(來目歌)……………七
 くめのこ(來目子)……………六
 くめまひ(來目舞)……………七
 くものおこなひ……………二九〇
 くもぬ(雲居)……………二〇
 くらだに……………四
 くるす(栗栖)……………三三・四
 くれ(吳)……………四
 くれ(闇)……………四七
 くれのまさひ(吳眞刀)……………四七

け
 け(筒)……………四二
 けす(箸)……………九
 けながし(日長)……………三八

こ
 こく(扱)……………七

こしなづむ(腰惱)……………一三・四・二四
 こせね(こそ)……………一七
 こちごち……………三五
 ことだて(言立)……………二五
 ことめづ……………二九
 こなみ(婿)……………五
 こふ(今日)……………三〇
 こままくら(薦枕)……………四〇
 こもりくの……………三〇
 こもりづの……………二八
 こもる(隠)……………一〇
 こやす(臥)……………四九
 こやる(伏)……………三三
 こをろこをろに……………三六

さ
 さ(眞)接頭語……………一六・九
 さがしめ(俊女)……………二
 さかみづく(酒眞漬)……………三七

そぼづ(濡沾).....	四三
そめき(染木).....	三
そめくさ(染種).....	三
そらみつ.....	二六〇一
た	
た(多)發語.....	五
たかき(高城).....	三九五
たかひかる.....	一〇一
たけち(高市).....	三六八
たくづぬ(栲綱).....	二四・元
たぐふ.....	一三
たくふすま(栲被).....	元
たくぶら(手胼).....	三三
たごし(手越).....	八七
たしだしに.....	三〇一
たしみだけ.....	三三
たた(楯).....	宅
ただこえ(直越).....	二八七
ただち(直道).....	二八七
たたなづく.....	二一
たたみごも.....	一一・三二
ただむき(腕).....	二四・三三
たちあれる.....	二六
たちそぼの.....	五一・六
たちばなのみををにぬく.....	四九
たつごも(立薦).....	二八四
たなぐも(棚雲).....	四
たなはし(棚橋).....	四
たなばた(棚機).....	四
たへ(帛).....	三八
たまがき(靈籬).....	三五
たまきはる.....	一五・二七五
たまで(玉手).....	三五
たまで(魂代).....	四八
たれはく.....	四六
たわむ.....	四九
たをり.....	三
ち	
ち(接尾語).....	一九
ちぎ(千木).....	一四
ちどり(千鳥).....	三〇
ちばの.....	一五
ちはやびと.....	二〇七
ちはやぶる.....	二〇八
つ	
つかさ(堆).....	三六
つぎねふ.....	二四五
つくゆみ(槻弓).....	一三
つづみ(鼓).....	一四八・九
つづら(葛蔓).....	九〇
つなぐ.....	四七
つぬきはふ.....	二八・四三
つま.....	一〇

さきで(戦手).....	四七
さけるとめ.....	七四
ささがね.....	三九〇
ささなみち(小浪道).....	一六一
ささらがた(細紋形).....	二九二
さしぶ(烏草樹).....	二四八
さしまく(差纏).....	三五
さす(植).....	四五〇
さねさし.....	九四
さは(多).....	六四
さみなし.....	九
さむしろ(刺薙).....	三九三
さやぐ.....	七
さやさや.....	一八・三〇六
さやる(障).....	五
さわさわに.....	二六一
し	
しく(助詞).....	一八五
しく(及).....	二四三
しけこき.....	七
しし(猪鹿).....	三二
しじくしろ(繁釧).....	四九・四〇
したかたく(慥堅).....	三七六
したたにも.....	三〇
しただみ(細螺).....	三
したどひ(下聘).....	二九
したなき(下泣).....	三〇〇・三〇
したばへ(下延).....	三六
しづ(倭文).....	四七・八
しづえ(下枝).....	三三
しづまき(倭文纏).....	三三
しな(科).....	一三
しなだゆふ.....	一六〇一
しなてる.....	四八
しは(終).....	一六
しひしなす.....	一五
しほせ(潮瀬).....	四三
しまつとり(島津鳥).....	六
しめころも(染衣).....	三
しやくしや.....	五・六〇
しらけうた.....	三〇
す	
すがるのおんたち.....	一八
すくすくと.....	一三・三
すずふね(鈴船).....	二四三
すつかり.....	一八
すゑふゆ.....	一七・八
せ	
せ(夫・兄).....	二六九
そ	
そく(放離).....	三七
そだたく(素手抱).....	二四
そにとり(嶋鳥).....	三〇

はびろ(葉廣)……………二四八
 はた(機)……………二六九
 はた(幡)……………三三二
 はた(袖手揚)……………三九六
 はた(端袖)……………四〇三
 はた(端手)……………四〇七
 はつに(初土)……………一六六
 はなたちばな(花橘)……………一七三
 はひもとほる……………三三三
 はふる……………三三三
 はや(助詞)……………二九二
 はり(棒)……………三三七

の

のす(如)……………一八八

ぬ

ぬえ(鵠)……………一五—六
 ぬえくき(偃草)……………三〇

ぬつとり(部津鳥)……………一六六
 ぬで(鐸)……………一九八
 ぬな(尊)……………一七九
 ぬばたまの……………三三—三七
 ぬびる(野蒜)……………一七三

ひ

ひけとりの……………三三
 ひさかたの……………九六・二九六
 ひしから(菱殻)……………一七九
 ひとでらふ(人街)……………三四四
 ひたり(一人)……………三六
 ひな(夷)……………四六
 ひなぶり(夷曲)……………四七
 ひのみやひと(日宮人)……………三三四
 ひはぼそ……………九六
 ひめなそび(姫文遊)……………八五
 ひれ(領巾)……………三七一・四〇
 ひる(稗)……………三〇

ふ

ふ(生)……………六九
 ふなあまり(船餘)……………三三
 ふはやか……………三〇
 ふほごもり(含隠)……………一七四
 ふり(曲)……………四八

へ

へつなみ(邊浪)……………三〇

ほ

ほ……………一五—六
 ほぎくるほし……………一四五
 ほだり(秀嶺)……………三七五
 ほつえ(上枝)……………三六一
 ほべ(火瓶)……………六六

ま

つまごもる……………四二
 つまどる(端裾執)……………四七
 つめのあそび(集遊)……………四七—八
 つむがりのたち……………二八—九
 つららぐ……………三〇
 つるぎのたち……………二八

と

と(門)……………二〇三
 と(間)……………四〇
 とかま(利鎌)……………九六
 とときさく(解放)……………二九三
 とときを(ときとき)……………二九六
 とこさる(床避)……………一〇五
 ところづら(薺蔓)……………一三
 ども(共)……………一四
 とのど(殿戸)……………三
 とばり(戸張)……………九
 とふ(十節)……………四三

な

な(魚)……………五
 なぎ(水葱)……………四九
 なく(たく)……………二六—七
 なす(鳴)……………四三
 なづきた(麻附田)……………三二—二
 なつくきの……………三六
 なづさふ……………三五
 なづのき(浸漬木)……………二〇—五
 など(和鳥)……………三〇
 なのりそ……………二九
 なみだぐまし……………二七

なをり(浪折)……………四〇—三

に

に(土・丹)……………一六
 にこで(柔手)……………四七
 にこや(和)……………三
 にしき(錦)……………二九三
 にずり(丹摺)……………三六五
 にはつとり(庭津鳥)……………一七
 にひなめ(新嘗)……………三六〇
 にほとりの……………一六

は

ばう(坊)……………一九
 はかゆ(議)……………三〇
 はさま(谷間)……………四四
 はじかみ(蜀椒)……………七〇
 はしけやし……………一九
 はしだての……………二七

まきさく……………三〇
 まぐ(寛)……………二
 まく(纏)……………七九
 まくらとる(枕執)……………四七
 まこそに……………七九・二六〇
 まさきづら(正木葛)……………四八・九
 まながる(又)……………二五
 まなばしら(鶴鶴)……………七
 まほらば……………二
 まもる……………六
 まゆみ(檀弓)……………二二・三
 まりや……………一三
 まろ(麻呂)……………一九一

み

みえしぬの……………四九
 みかしほ(三日潮)……………三三
 みき(御酒)……………九
 みけのさをばし(御木眞小橋)……………九

みこと(尊)……………三
 みすまる(御統)……………四
 みそら(眞空)……………四
 みちのくち(道口)……………一八
 みちのしり(道後)……………一八
 みつぐりの……………一七・七四
 みづたまうき(瑞玉盡)……………三
 みづたまる……………一七
 みづたまる……………六・九
 みなしろ(御名代)……………二六
 みなそそぐ(水潜)……………七五・四
 みほどりの……………一六〇
 みやけ(屯倉)……………四二

む

むしぶすま(虫被)……………七八
 むす(蒸)……………一
 むす(生)……………一九
 むなさか(胸坂)……………四

むね(身根)……………四
 むらとりの……………三

め

めろよしに……………七

も

もが(助詞)……………一六
 もとつるぎ……………一七・八
 もとほす(廻)……………四三
 もひ(怨)……………四二
 もひ(水)……………四三
 ももしきの……………七〇
 ももたらす……………二六
 ももだる(百足)……………三一
 ももちだる……………一五
 ももづたふ(百傳)……………一五・九八

や

やいつこ(賤奴)……………一四
 やがはえなす……………二二
 やくも(八雲)……………九
 やし(助詞)……………四八
 やしまくに(八島國)……………二
 やすみし……………一〇
 やそかげ(八十蔭)……………四
 やつき(八匹)……………三・四・五
 やには(家庭)……………一五
 やへがき(八重垣)……………九
 やふしまり(八節結)……………四三
 やほによし……………三〇
 やまがた(山縣)……………三〇・三六
 やまたづの……………三八・九
 やまと(倭)……………三二

ゆ

ゆ(從)……………七
 ゆつまつばき(五百筒葉椿)……………二九

ゆふされば……………六
 ゆめ(副詞)……………七
 ゆゆし……………二
 ゆらみ(寛)……………二

よ

よ(從)……………一九・二〇
 よくす(横白)……………一九
 よし(寄)……………七
 よだけ(節竹)……………三
 よのことごとし……………三
 よのとほびと(世遠人)……………二六
 よばひ(聘)……………三
 より(從)……………三
 よるべのみづ(依瓶水)……………四
 よろしき……………一七
 よろぼふ……………二五

わ

わかきさの……………四
 わかくへ(若方)……………四
 わかやる(軟撈)……………四
 わきづき(脇机)……………六
 わくご(壯士)……………四
 わしりて(走出)……………三

を

わぐひ(堰杓)……………一六
 わせき(井堰)……………一六
 を(緒)……………八
 を(助詞)……………三
 を(峽)……………三
 を(尾)……………三
 を(哀許)……………一八
 を(食)……………一
 をだてたつ……………三

地名索引

伊勢之野	い	三三
天香山	あ	六
淡道島	あ	一五
淡島	あ	三三
小豆島	あ	一六
檳榔島	あ	三四
朝妻山	あ	二四〇
浅茅原	あ	五七
石上	い	四〇
樺井	い	一六
伊那佐山	い	七
今城	い	四七
宇陀	う	三三
宇陀會爾	う	三五
黄道野	う	一五
畝火山	う	七八
日下江	く	三七
葛野	か	一五
片岡山	か	四八一九
大草古原	か	三四
大屯	か	四二
大津	か	一五
大隅宮	か	一五
大坂	か	六
磯原島	か	三三
忍坂	か	三五
忍海	か	六

をぢなし(拙劣)	四八
をのへだ(尾上田)	四六
をはばり(尾羽張)	一九

次田 譽田村 幣羅坂 平群山 布留 藤原

ま ほ へ ふ

二五 一七 二六 二五 四〇 二九

依網池 由良 山邊 山背河 御室山

わ よ ゆ や み

一六 三三 三四 三五 三五—四

和邇坂 繪島 小佐保 尾津前 小牟漏岳

を ゑ

三三 一〇六—七 三三 四二 三三 一六

狭井河 木幡 小曾禰 高志國 毛野 倉橋山 黒崎

た さ こ け

五 一四 五七 三 四八 三〇 三三—三

鳴海 難波崎 角鹿 田上河 丹比野 當麻道 高橋 高佐土野 高城

に な つ

一四 三三 一五 一四 一六 一六 四〇 七・五 二四

枚方 引田 比介小坂 速待 壱生坂 能煩野 寶浦 新治

ひ は の

四三 一三 二四〇 三三 二八 一〇八 六 九

昭和十六年七月廿五日印刷
昭和十六年八月十三日發行

稜威言別

『定價 參圓八拾錢』

校訂者

橘純たけはら じゆん

發行者

東京市神田區神保町一ノ三
會社 富山房

右代表者

富山房社長
坂本守正

著作權所有

印刷者

東京市王子區神谷町一ノ四八二
東京印刷株式會社

發行所

東京市神田區神保町一ノ三
會社 富山房



配給元

東京市神田區淡路町二ノ九
日本出版配給株式會社

富山房發行學生參考書

新國民日本歴史 送内・二一
料領・二八
高橋俊・乗著 定價 三・八〇

國民西洋歴史 送内・二一
料領・二八
柴田親雄著 定價 三・五〇

國民東洋歴史 送内・二一
料領・二八
村上秀一著 定價 三・五〇

以上三冊は 國民版とし飽迄歴史を面白い讀物としたもので 清新な口語調と編纂の巧妙とで頗る好評。學生の好參考書。

參考新日本通史

木宮泰彦著 定價 四圓四十錢
菊判 七〇〇頁 送料内・三三

通俗化學對話 わかり易い
問答化學書

增補 作文講話及文範
芳賀博士・杉谷代水共著 定價 三・五〇
前田 晁增補 送料内・二一領・三〇
文壇人の新しい文章から、古今内外にわたる模範的代表文をあますところなく、豊富に評釋まで加へ、しかも文章を書くうへの細大の方法を説いた組織的良書である。動もすれば無味乾燥に陥り易いこの種の講話に一新境地を拓いて、學習者の興味を誘發しつゝ熟達の域に導く。この一書を座右に備へておけば、思想の糧を豊富ならしめるばかりでなく、精神修養の上にも得るところが少なくないであらう。

理博 大幸勇吉著 定價 三圓四十錢
菊判 五〇〇頁 送料内・二一領・二四

家庭の座右書

應用理科要説

工博 田中芳雄・桑田勉著 定價 五・四〇
菊判 六三〇頁 送料内・三三領・六二

エーリッヒ傳講

醫學博士 志賀潔著 定價 一圓五十錢・新四六判二九三頁・送料内・一四・領・一五
エーリッヒと遊いて二十六年、細胞養の生理、免疫の原理の究明、化學療法法の創始、サルグルサンの發見等幾多の輝かしい業績は永劫に滅びぬであらう。ドイツに遊學してエーリッヒより親しく薫陶を受けた著者志賀潔博士が、恩師景慕の眞心より成るもの。

應用自在の手紙百科

定價 三・五〇

手紙上手の秘奥公開 送料 内・二一
領・三〇

書翰文講話及文範

增補 改訂

芳賀矢一博士
杉谷代水共著
前田 晁增補

まづ手紙の上手下手から實用專一の手紙、含蓄のある手紙、新しい手紙の形式、候文と口語文、手紙の禮法とことばの使ひ方等、手紙を書くうへからの細大の方法を始めとして、文字のくづし方一覽、ペン習字の書き方手本まで添へ、文範は年賀、見舞用慰、謝禮謝絶、招待誘引、依頼、紹介、音問、旅信、廣告、問合等の部門にわけて飽迄親切、又古今名士文壇人の手紙文例に讀むだけでも面白い。

房山富は書辭

著者	書名	定價	送料	型	頁
大槻文彦	大言海 全四卷	各七・五	領各七・五	四六判	三八〇
一千餘名家	國民百科大辭典 全十五卷	各七・〇	領各七・五	百國辭典	一一〇〇
三百五十餘名 專門大家	日本家庭大百科事彙 全六卷	各卷六圓	領各・五七 內地・四五	百國辭典	四六八四
服部 字之吉 小柳 司氣太	新裝版詳解漢和字典	二・九〇	・二	三六判	一七〇〇
服部 字之吉 小柳 司氣太	增訂詳解漢和字典	四・〇〇	・三	四六判	二四〇〇
市柳 都太郎 飯島 廣三郎	富山房大英和辭典	七・五〇	領八・五七 領八・八	新八判	一八六〇
篠原 一慶 岡本 清逸	新英和熟語辭典	三・三〇	領二・一五 領二・〇	三五判 新五判	一三〇〇
小田切 良太郎 フウオールト	新譯註解和獨辭典	三・五〇	領二・二一 領二・四	三六判	一七〇〇
宮越健太郎	日滿會話辭典	三・〇〇	領二・一五 領二・〇	ボケツ ト新型	二二六
乾 輝雄著	英獨佛露四國語對照文法	四・〇〇	送料內・三		領・六
同 著	英獨佛比較單語記憶法	二・二〇	送料內・〇		領・三
富山房編	自學自習受驗參考 外國地理	一・五〇	送料		・二〇

外に化學 一圓五十錢 送・一〇 代數・英文和譯と和文英譯以下四冊 各一圓卅錢 送各〇八

116
248

終